

521.4-067ウ



1200500745238

1.4

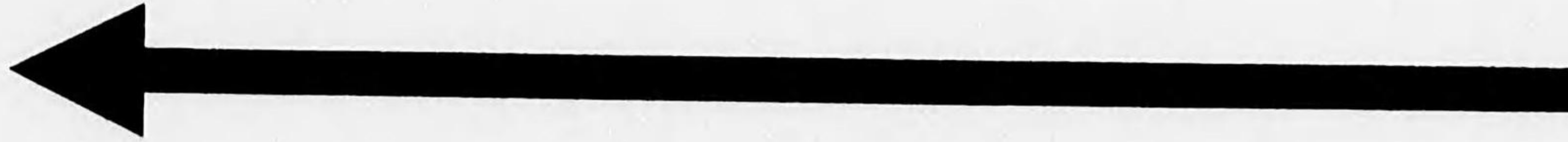
67

賜元離宮二條城

同事務所編

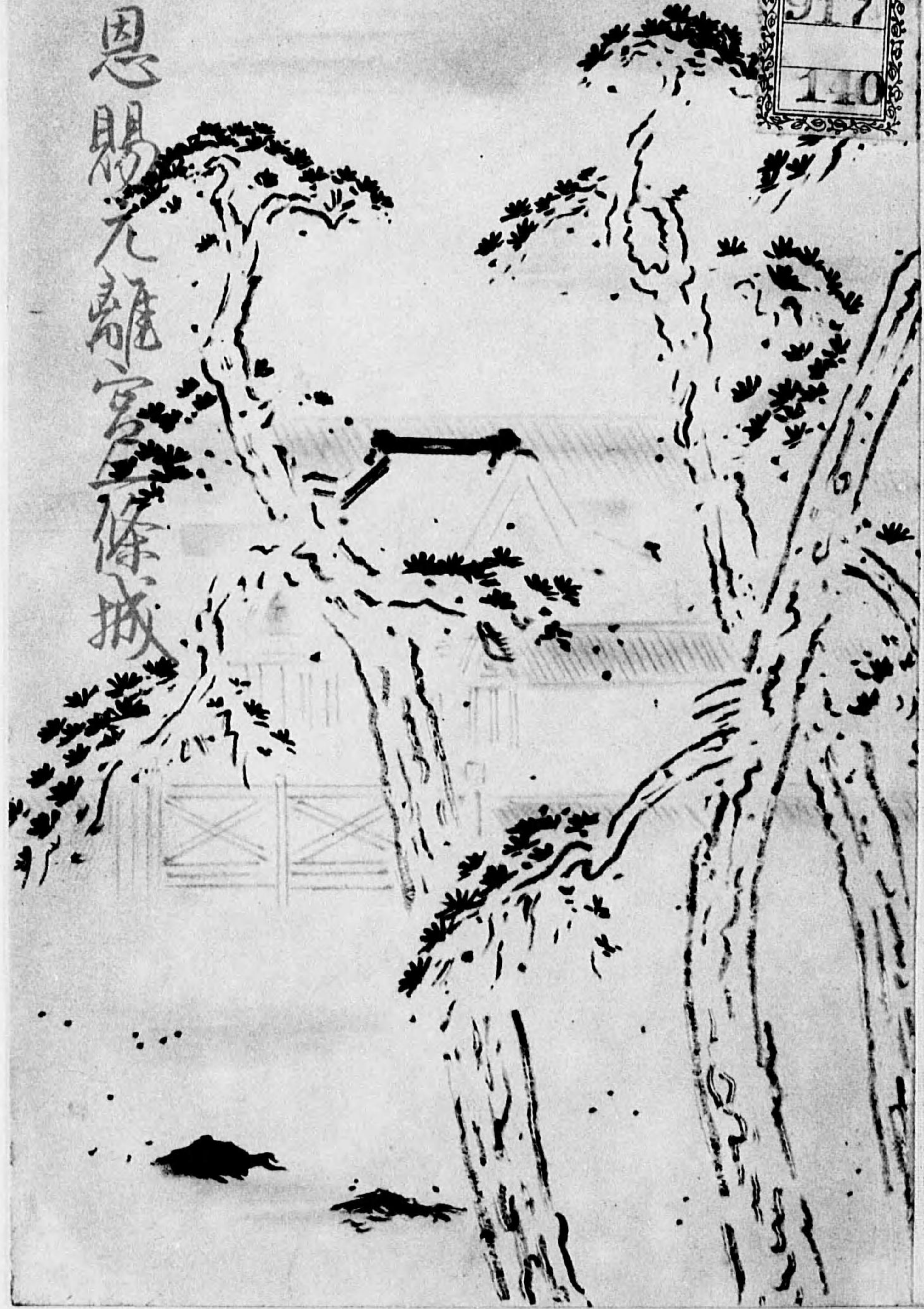


始



917
140

恩賜元離宮條城



納本

(202)



521.4
0.67

九龍宮二條城



0.67

京都市

一元二條離宮土地建物

所在 京都市中京區
五百四拾壹番

右今般思召斗以

下賜、旨被

仰出候事

昭和十四年十月二十五日

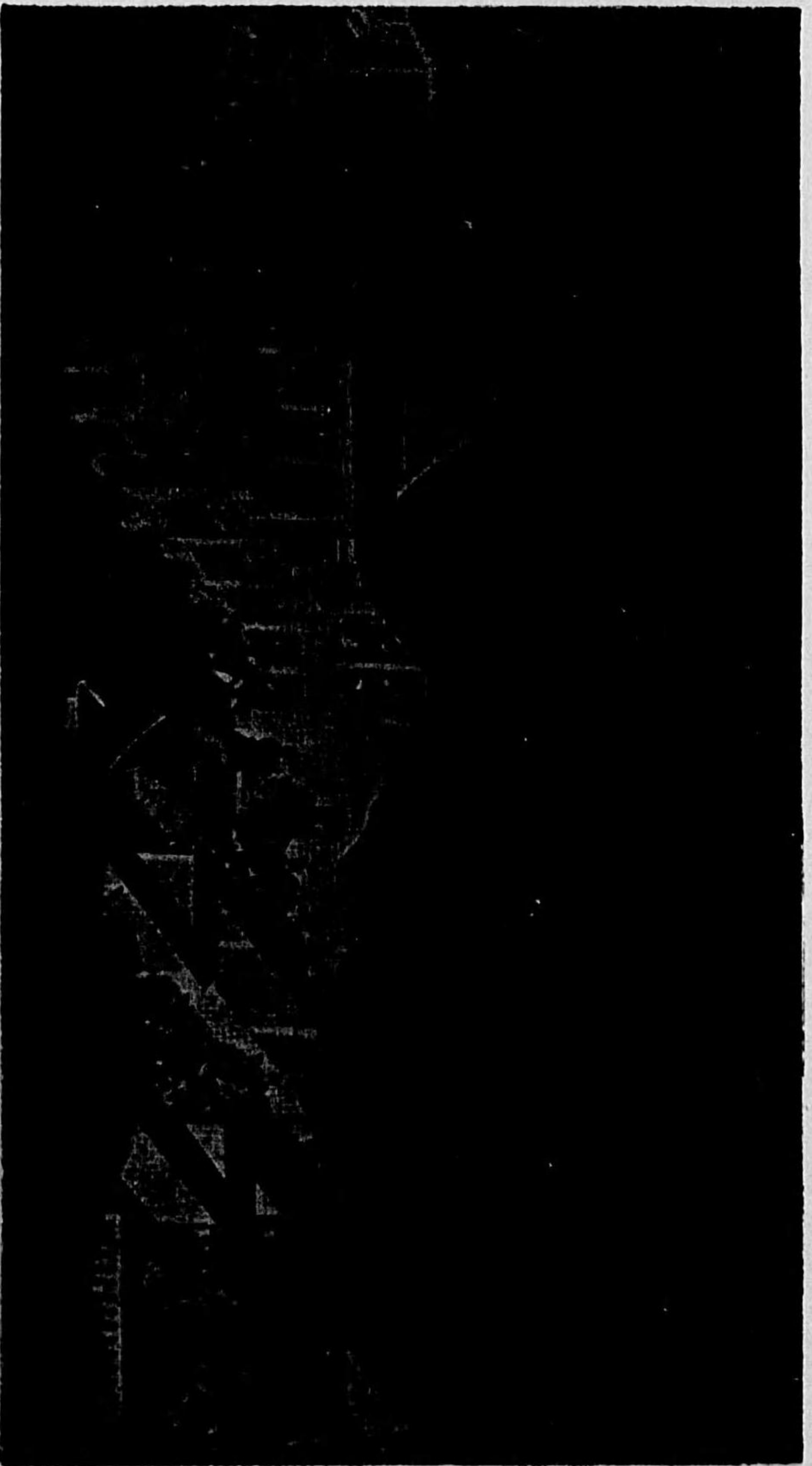
宮内省

御 沙 汰 書

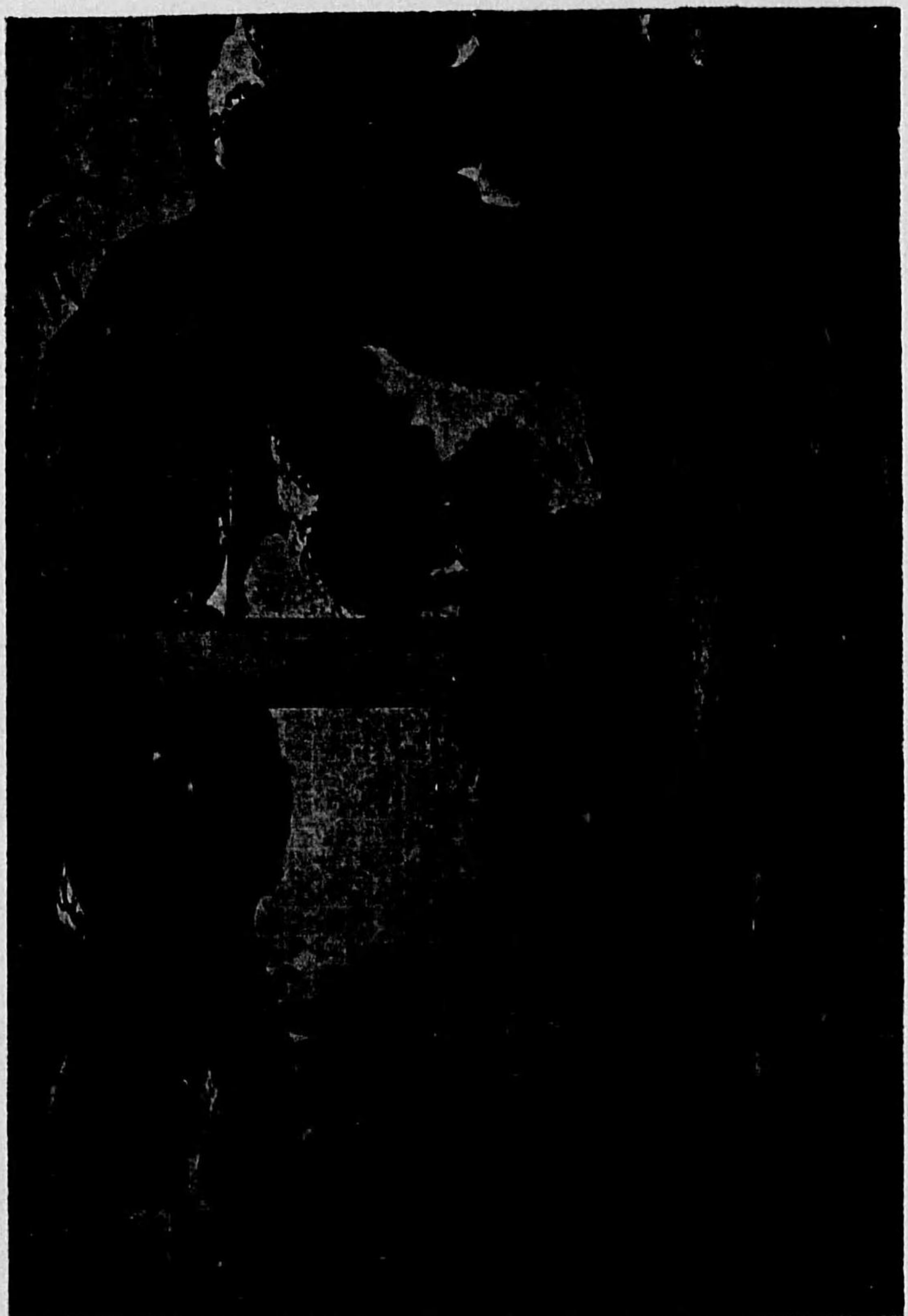


Faint vertical text impression, likely bleed-through from the reverse side.

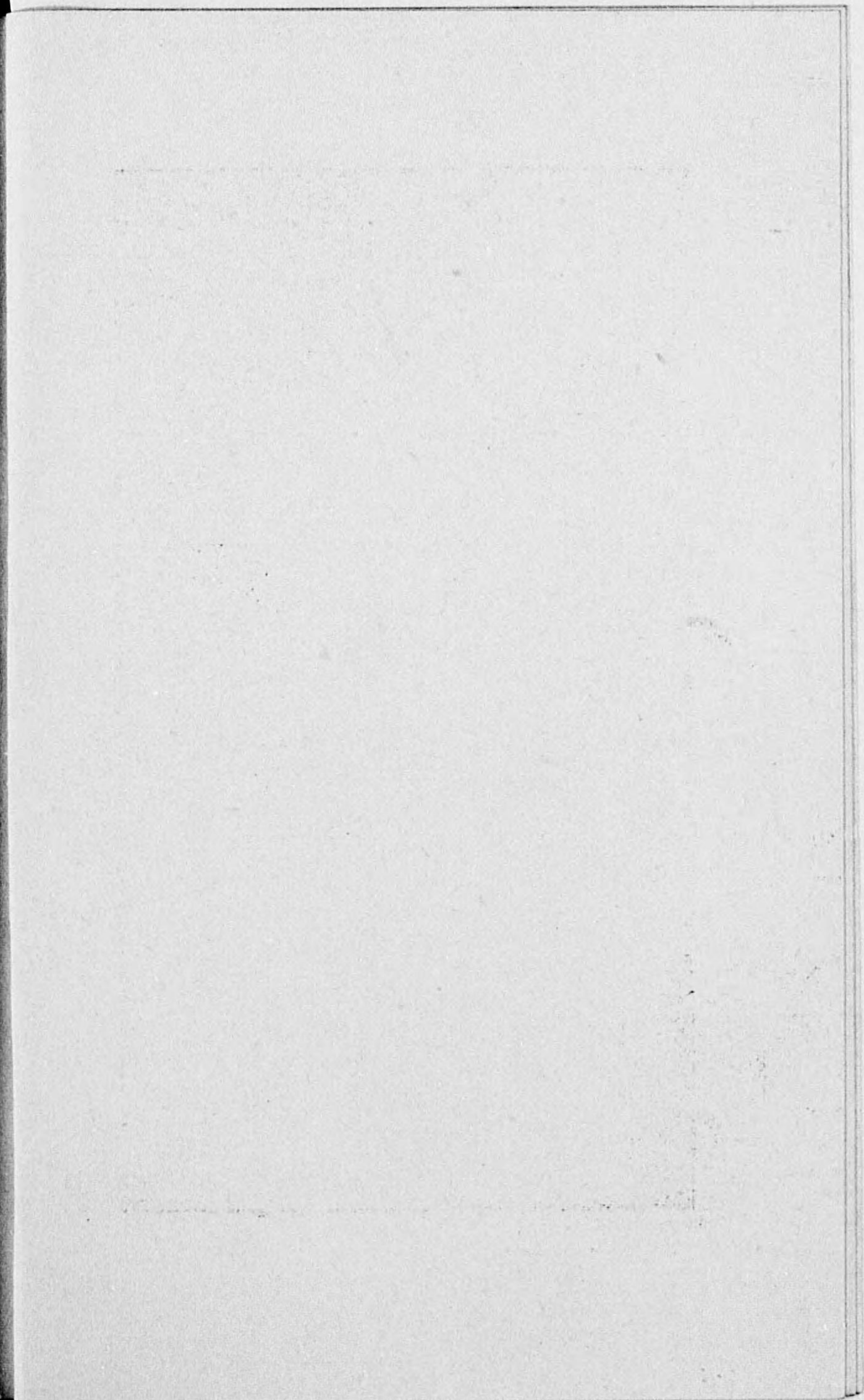




(藏所氏郎一仁林中) 分部風屏圖幸行永寛



大 廣 間 松 鷹 圖 部 分



917
146

序言

離宮として永く御使用あらせられた二條城は、昭和十四年十月二十五日を以て離宮廢止の旨仰出され、同時に京都市に御下賜の御沙汰を下された。

京都市は此の難有き思召を永久に銘記する爲め、恩賜元離宮二條城と稱し、國民教化に資する目的の下に公開準備に着手し、翌十五年恰も皇紀二千六百年二月十一日紀元節の佳辰を卜して一般に之を公開し、二之丸御殿及び庭園の拜觀を許可することにした。

本書は同城に關する沿革其他の概要を夫々専門家に委囑して叙述し、一般拜觀者の便を計ると共に之が拜觀上心得べき事項を記載したものである。若し些かなりともこの目的を達し得るならば幸甚の至りである。

昭和十六年十二月二十五日

恩賜元離宮二條城事務所

目次

口 繪

一 御沙汰書

二 寛永行幸圖屏風部分

三 大廣間松鷹圖部分

一、沿 革

二條城の草創—後水尾天皇行幸—二條城の盛觀—二條城の荒廢—幕末維新の二條城—二條離宮

二、城 郭

規模—二條城の營築—寛永の修築—天守閣及櫓—二條城の性格—現存城郭建築物

目次

三、建 築……………二九

總説—二之丸御殿(唐門・遠侍・式臺・大廣間・蘇鐵之間・黒書院・白書院)—臺
所及御清所—本丸御殿

四、障 壁 畫……………四六

總説—二之丸障壁畫(遠侍・式臺・大廣間・黒書院・白書院)—本丸障壁畫

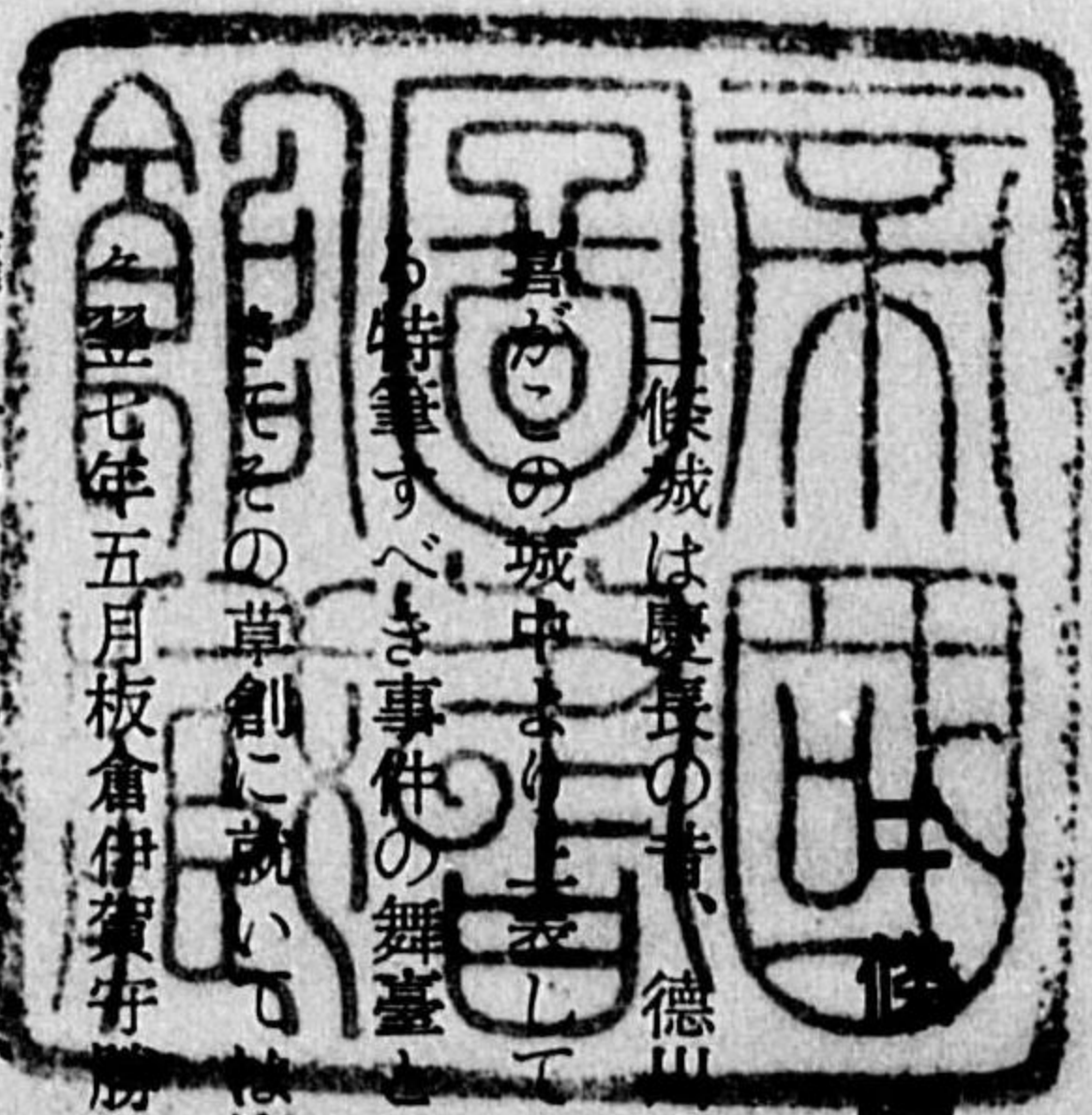
五、庭 園……………六一

一之丸庭園—本丸庭園

六、年 表……………七一

〔附〕 恩賜元離宮二條城關係諸規定……………八〇

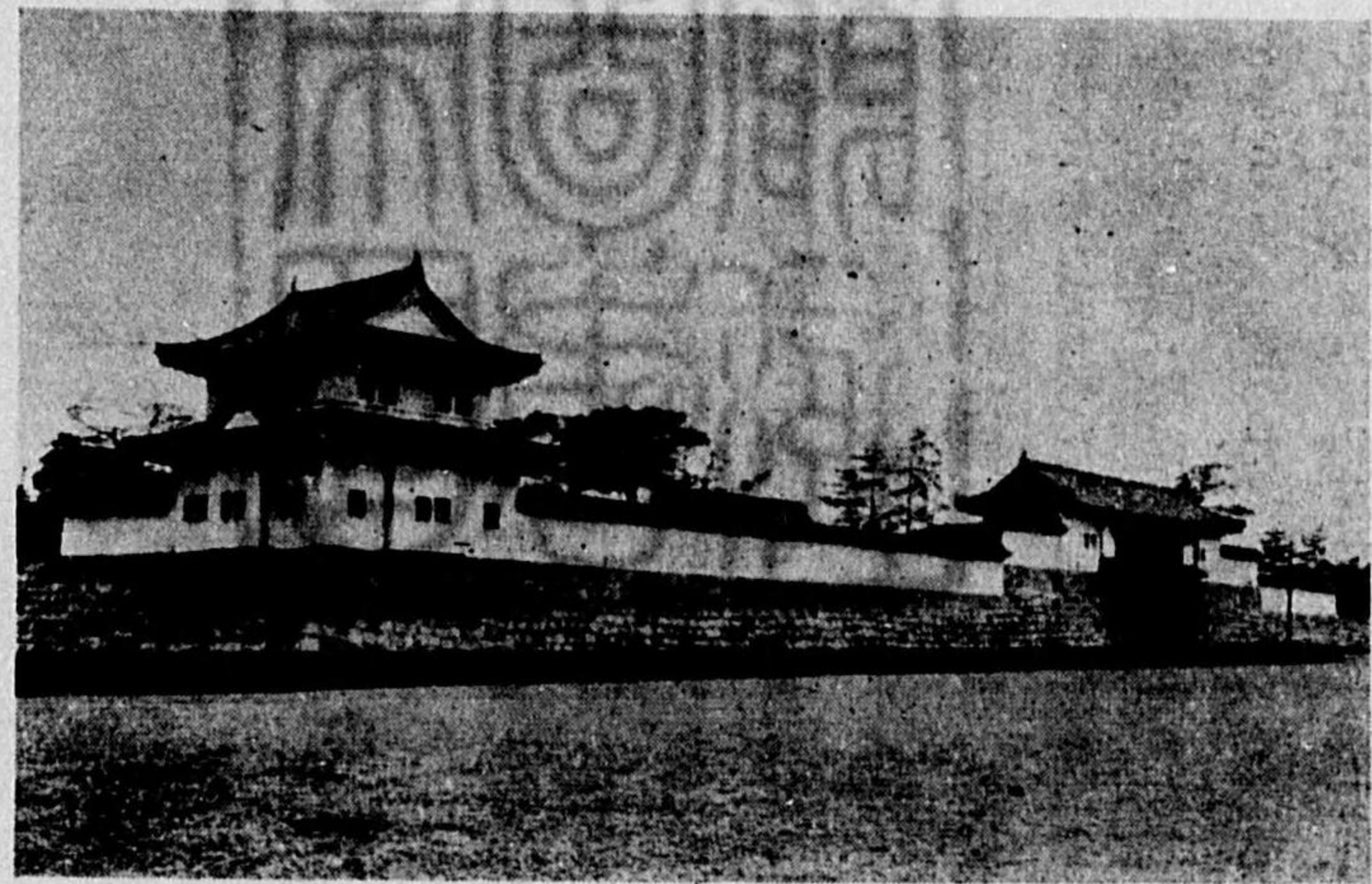
一、沿 革



城の草創

二條城は慶長の昔、徳川家康が將軍宣下を蒙つたとほゞ時を同じくして造營せられ、十五代將軍慶長七年の城中より表して大政を奉還した時まで徳川幕府とその興廢を共にし、度々歴史の上に於ける特筆すべき事件の舞臺となつたのである。

この草創に就いては慶長六年に遡る。この年十二月家康は關西の諸大名にその助役を命じ、愈々その權を手中に収めた家康は、京都の守護と上洛の際の宿所とに充つることゝを兼ねて、此の地を選び築城したものであつた。即ち二條堀川の西、聚樂第の南方に當るの地であつて、平安京大内裏の東南外方昔の冷泉院・侍從府等及び神泉苑の北部を含むわけであり、幕府の京都に於ける根據たるにふさはしきところであつた。この工、聚樂第の一部もこの時引移したとも言はれ、同八年三月に至つて竣成したが、造營の目的がかやうな事であつたため、大阪城や名古屋城とは異り、堀の水も深からず石垣も



外観

高からず、従つて當初は城の形も備はらなかつた爲か、二條新御所・二條新屋敷などと稱せられてゐた。

慶長八年二月十二日、勅使伏見城に参向あつて家康は征夷大將軍に任せられ、その拜賀のために同年三月二十一日竣工と同時に入城した。家康はこの月二十五日参内拜賀を終へ、翌月には祝賀の爲に猿樂をこの城に催し公卿大名等を饗應したが、この時山科の農民及び京の商人も觀世座の人々と共に興行してその妙手を發揮したのであつた。爾來家康は事あつて上洛する毎にこゝに滞在し、その間には豊臣秀吉の北政所高臺院を饗した事等もあつた。慶長十年四月には勅使を二條城に立てられ秀忠の將軍宣下の儀が行はれたのである。又世に有名なのは慶長十六年三月の秀吉の遺孤秀頼との會見であつた。この時老臣加藤清正が身を以つて終始秀頼の側を離れず守護した苦衷は、歌舞伎の「二條城の清正」によつてよく知ら

れてゐるところであり、秀頼が無事大阪に歸るや、「大坂の上下萬民之儀者不及申、京畿の庶民悦只此事也」と當時の記録は傳へてゐる。また大阪冬夏兩度の陣には家康は秀忠と共に入城して軍議を擬らし、こゝから出發して大阪に軍を進めたのである。かくて大阪城陥るや、直ちに公卿に關する法度を此處に於いて發布した。かくして幕府の基礎は彌々堅くなつたのであり、二條城の江戸幕府の確立に果した役割の如何に大であるかを知る事が出来るであらう。

家康・秀忠・家光三代の間、度々の上洛には幾度かこゝで舞樂や猿樂の能を催し、天台・眞言の論議を聞いたのである。また秀忠の女和子(東福門院)の入内、南蠻人・暹羅國使節の登城等があつたと共に、殿閣の修築も行はれた。しかし二條城の歴史に於いて特筆すべきは、後水尾天皇の行幸を仰ぎ奉つた事である。

後水尾天皇行幸

幕府の基礎漸く堅固となるや、寛永三年、後水尾天皇の行幸を仰ぎ奉ることゝなつた。これは豊臣秀吉が天正十六年全国統一を完成して豪華な聚樂第に、後陽成天皇の行幸を仰ぎ奉つた先例に倣つたものである。

幕府はこれより先寛永元年二月、尾張紀伊等の十九藩に命じて城の修築を行ひ、或ひは石壘を修め

更に伏見城の天守閣・櫓・殿舎を移すなど、規模を整へ大いに體裁を備ふる事に努めた。當時の記録にも「二條城へ主上行幸の御あらしあれば城中殿閣構造あるべし、こと更玉座は金銀の具を用ゆべし」と書かれてある程で、その壯麗が窺はれる。この年九月には小堀遠州が行幸御殿の構造の奉行となつたが、その華麗の様を南禪寺金地院の崇傳は「儲御所其修飾金銀珠玉彫琢彩畫雲廊月殿自天上移來者乎」とその善美を盡せる様を表現してゐるのである。そしてこの行幸御殿の位置は二の丸の西南部、大廣間に對するところであつた事が當時の圖面によつて知られるのであつて、今に數個の礎石を見出す事が出来る。

かくて行幸の期迫るや、秀忠も家光にさきだつて上洛し、傳奏並に執政を二條城に召して行幸の事を議し、崇傳また度々登城して諸家の禮式法令等に關する意見を述べた。やがて將軍家光も上洛し、用意萬端成つて寛永三年九月六日に 天皇の行幸を仰ぎ奉つた。御駐蹕五日、公卿諸大名もこの議に陪列し、その儀容また盛大を極め、先の聚樂第行幸にも優るものがあつたとさへ言はれる。

行幸の當日には將軍參内し、やがて 天皇行幸あらせられて簾中の御宴が行はれた。天皇の御膳具は皆黄金を用ひたといふが如き、その御儀の豪華の一端を知る事が出来る。第二日には舞御覽のことがあり、 天皇は御親ら御筆を遊ばされた。第三日には特に詔あつて天守閣に御登り遊ばされたがこの時御道には紅氈を敷き櫓狹間には簾を垂れ奉つたと言ふ。その日は更に乘馬觀覽・蹴鞠興行・和

歌御會のことがあつた。この御會には「竹契_ニ退年_一」の御題のもとに

もろこしの鳥もすむへき吳竹の

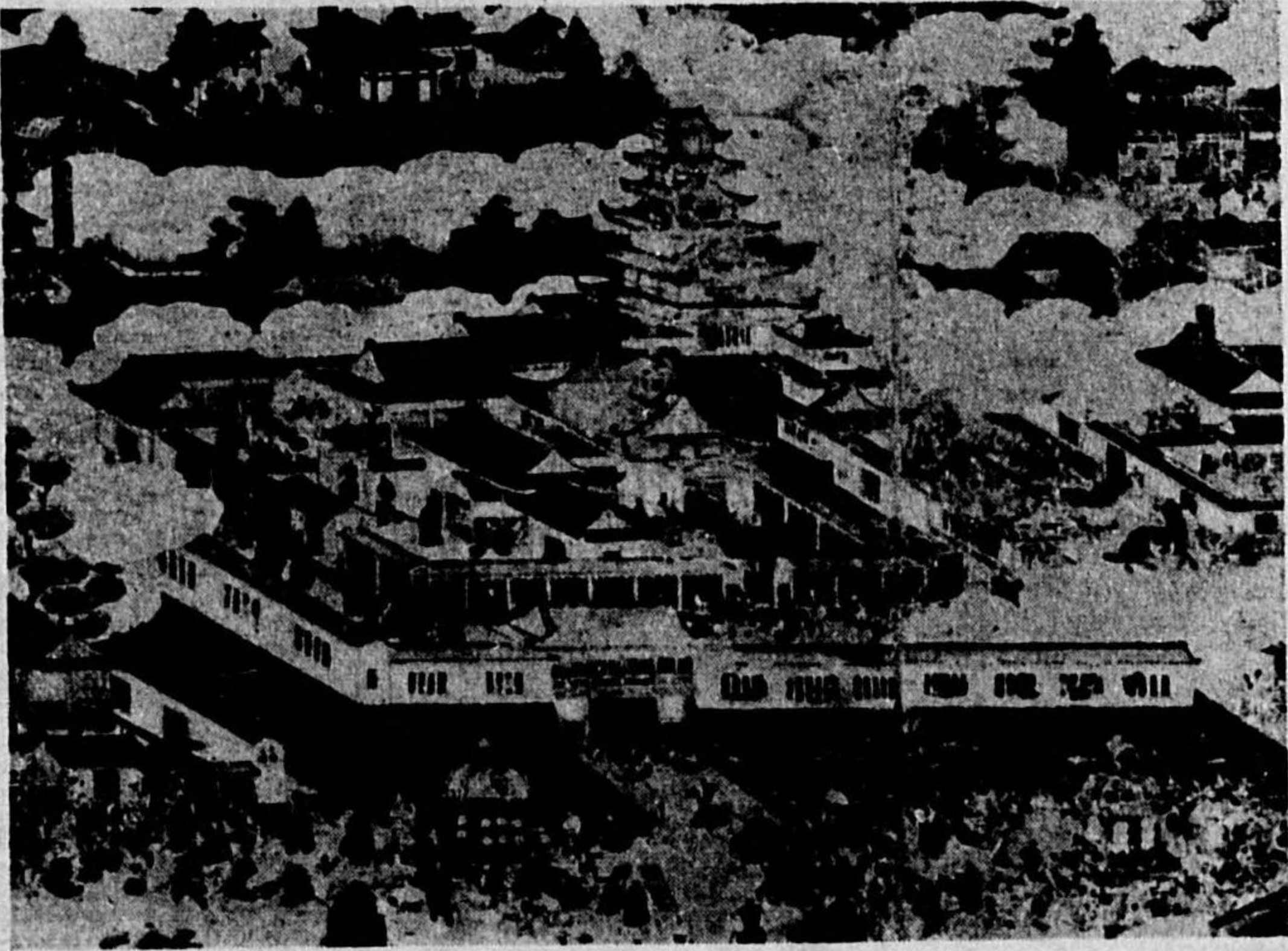
すくなる世こそかきりしられね

の御製を遊ばされた。この御會につき管絃の御遊があり、御親ら御筆を弾じ給ひ、又この時催馬樂伊勢海を再興せしめられた。第四日には内々にて猿樂觀覽等のことがあり、第五日には再び天守閣に御登臨あらせられ洛中洛外を親しく御眺望遊ばされた。蓋し前日は雨の後であつて雲霧深くこめて遠山の眺めも良ろしからざりし爲であつたと拜せられる。此の日滞りなく還御あらせられて、盛儀を終らせられた。

この御儀は誠に太平の慶びであり、當時の人々否後代の人々にも有難きめでたさを心に銘せしめた御盛儀であつたのであつて、その事は崇傳の書いた寛永行幸記出版の後、何度も繪入の行幸記が出た事によつても察せられる。

二條城の盛觀

この寛永三年の行幸の時こそは二條城の最も完備した盛時であつたと言へる。五層の天守閣は廣さ十間餘に十一間餘、高さ十四間であつて「危樓高百尺手可摘_ニ星辰_一、不敢_ニ高聲語_一恐_ニ驚_ニ天上人_一」



洛中洛外圖屏風部分 (池田侯爵家藏)

と述べられた程、巍然として聳えてゐたのである。なほ天守閣の外に、この時の行幸御殿・御座の間・御書院・大廣間・遠侍・年寄部屋があり、其の他御納戸・大番所・金庫・兵器庫・米廩等が備はつてゐたのであつて、殿宇廊廡・誠に壯大華麗を極めてゐたと思はれる。

その後寛永四年八月七日には、先に二條城行幸について力を致した崇傳に城の唐門を與へて南禪寺に移さしめたと言はれ、またその翌年には、後水尾天皇の御爲めに仙洞御所を營み奉るに當つて小堀遠州を造營奉行として、城内にあつた行幸御殿をはじめ多くの殿舎を仙洞御所に移し奉らしめた事があつた。それと同時に二條城の修築が行はれ小堀遠州また作事總督となつた事より考ふれば、林泉其他も亦更に整備したと思はれる。更に

寛永十年七月には、同じく遠州をして本丸内に茶室を造らしめ、翌年六月に至つて竣工した事があつて、城内の諸建物にも幾變遷があつた。

寛永十一年七月に至つて、將軍家光は三十萬の大兵を率ゐて上洛入城した。この時家光の入洛を觀んとて都鄙近國の男女が群集し、膳所より京まで引續く有様であつたと言ひ、大いに關東の武威を耀かし都人士の眼を驚かせたものであつた。家光滞在する事數旬、其間參内して、天皇、上皇を拜して忠節の誠を表し奉り、多くの供御を上り仙洞御料を進獻し奉ると共に、公家には金品を贈つたのである。また京洛各町より町年寄二人づつを本丸二の丸間の白洲に呼びよせ、上洛の祝と稱して當時の市人三萬五千四百十九人に銀十二萬枚を頒つたので、市民大いに喜び、「いにしへより公武ともに例なき事とて、京人のかしこみ奉ること大かたならず」と記録されてゐる。

しかしその後、世はすでに徳川幕府の基礎も固く、將軍の上洛も要なきまでに至つたので、寛永より承應元年に至る迄の間に、城内の建物を東福門院御所、女三宮(後水尾天皇第三皇女)御殿・九條家・知恩院等に移築したのであるが、それらは多く回祿の災に逢ふところとなつた。

その頃本丸二の丸内の藏には、白銀千貫目・錢四千餘貫文其他銅鐵等も多く藏してあり、是は御藏衆の監督の下にあつた。又米廩は城の内外にあつて二條の御藏と言はるゝものであり、それは多く京都に於ける公武の俸給諸出費等として支拂はるゝものであつた。



寶永華洛細見圖より

城中は大番頭四人・番士五十人を以つて留守に任せしめた、これ即ち所謂二條在番である。其の他所司代屋敷は城外すぐ北にあり、京町奉行は城外西南にあつて、幕府の京都に於ける中心は全く此處に置かれてあつた。

二條城の荒廢

既に將軍上洛の事なく、諸建物また各所に移さるゝに及んで、二條城は漸く衰頹の道を辿り、歴史の上にも又現れて來なくなつた。萬治三年七月には大風雨に所々破損したが爲、幕府は本多俊次をして石垣等を修理せしめた。更に、靈元天皇の御代寛文二年五月と同年十二月との兩度に京都に大地震があり、この城も石垣其の他に損害を蒙つたが、これらは將軍家綱の命によつて戸田氏信等の修理するところとなつた。ついで

同五年五月には三度地震にて石垣十二三間二の丸殿舎等が破損し、其後二十餘年の貞享年中には將軍綱吉が天守閣や本丸の諸建物の疊建具を取片付けさせたことがある。

後約六十年の間はさしたる營造もなく過ぎたが、寛延三年に至り、城中高く聳えて壯大を誇つてゐた天守閣が惜しくも焼失した。八月二十六日は暮前より大風雨大雷となり京中でも三十二箇所に落雷し、天守閣亦その災にあつて出火、翌夜明けに漸く鎮火した。その爲か翌々年の寶曆二年二月十七日に天守臺の舊址堵墻の營作を掌つた大番の士十二人に時服を頒つたことがあるのを見れば、城中の營繕が行はれたと思はれる。同六年十二月二十日にも普請奉行の稻垣出羽守正武及び大番組頭河野源右衛門通頼に行賞の事があつたのは相當の修理があつたことと考へられる。然るに後約三十年を経て、天明八年正月晦日に洛東建仁寺團栗圖子から發した火は遂に大火となり、京の町の大半を焼き、更に禁裏御所及び二條城にも及んだ。このため城内では本丸内の殿舎が焼失し櫓も坤・巽の二角を残して烏有に歸した。

かやうにして、寛永の行幸のときは壯麗であつた二條城も漸次衰運に見舞はれ、さきには寛延三年に天守閣を、今又殿舎を失つて爾來本丸は全く廢墟同様となつた。その上往時の如く將軍の上洛もなきたため、その後は自然増築も行はれず、幕府の勢力の消長と運命を共にするかに見えたのである。嘗て中井竹山が二條城に登つた時次の詩を賦した。

登二條城樓

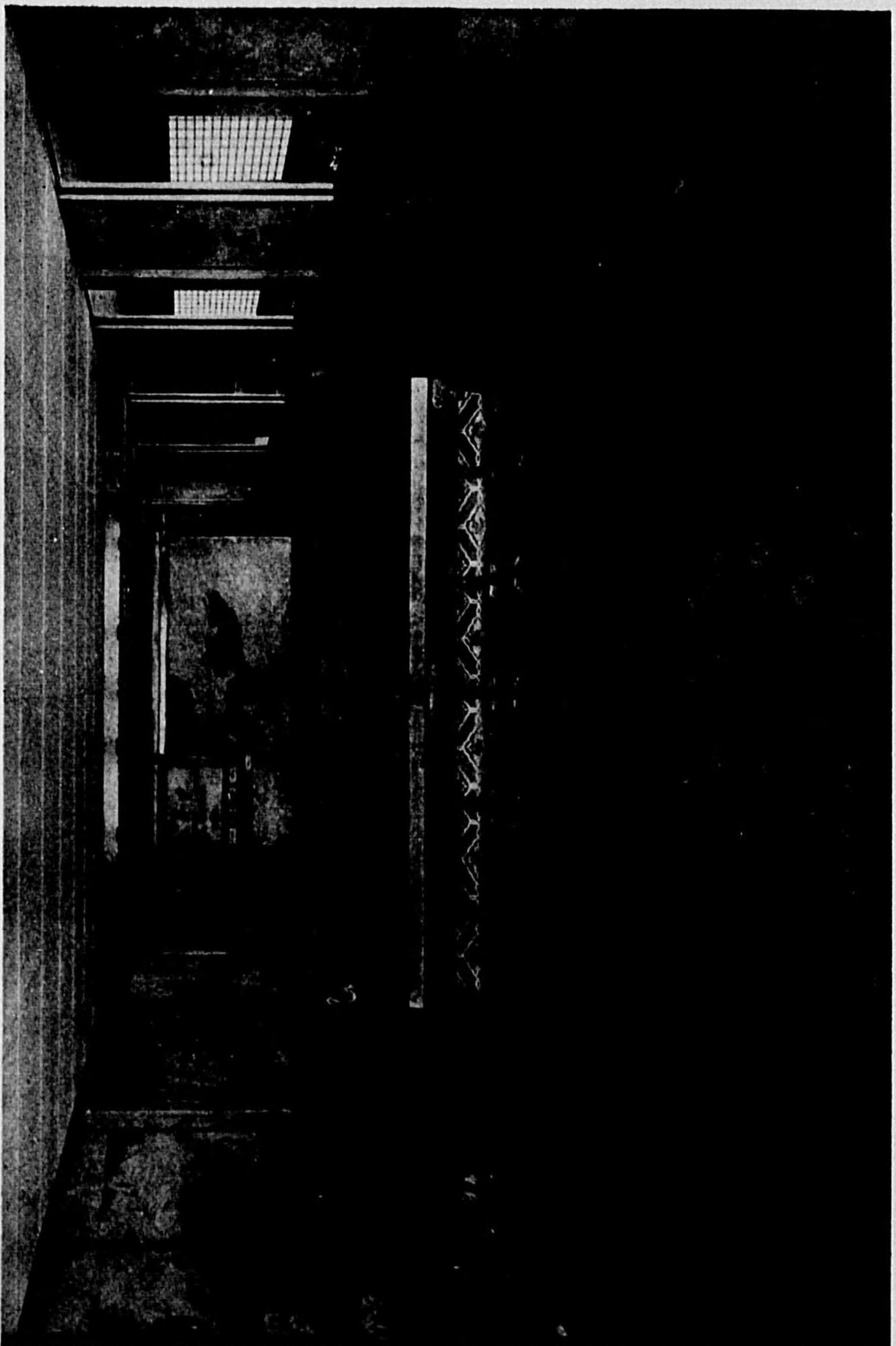
皇幾勢何若 縱目二條城 樹色東西嶽 人煙左右京
興亡幾霸主 感慨一書生 天地秋將盡 臨風意更驚

二條城の衰運を彷彿せしむるものがある。

幕末維新の二條城

往時の盛觀を失ひ、また歴史の上に姿をかくしてゐた二條城は、幕末國事多端の時に際し、將軍家茂が孝明天皇の勅を奉じて、文久三年三月四日上洛して入城するに及び、再び天下の視聽を惹くことゝなつた。家茂の上洛は家光の寛永の上洛以來實に二百二十九年目であつた。攘夷の聲漸く高く、家茂 孝明天皇の賀茂行幸に供奉し、攘夷の實行を奏聞し、また京中に銀五千貫を頒つたのは即ちこの時であつた。かくて以後は上洛の度毎に入城したが、慶應二年長州征伐の途次大阪の營中に薨じた。やがて徳川慶喜が繼嗣に決するや、この年十二月五日勅使二條城に參向あつて將軍宣下の儀が行はれ、慶喜は十五代將軍となつたのである。

この時にあたり、内外の狀勢愈々逼迫し猶豫を許さざる重大時局となり來つたため、土佐藩主山内容堂等また執るべき道を考ふる者あり、將軍慶喜も遂に意を決して大政奉還の擧に出る事となつた。



大 廣 間

即ち慶應三年十月十三日、慶喜は在京の加賀薩摩以下四十藩士また有志を二條城大廣間に集め、政權奉還の草案を示して決意を述べ意見を問ふたが、この時薩藩士小松帶刀・土藩士後藤象次郎等は力を極めて懇懇したと言はれる。かくて翌十四日慶喜はこの城中より上表して大政を奉還せん事を奏請し、翌日 明治天皇これを嘉納し給うたのである。江戸幕府こゝに開幕以來二百六十五年にして亡び政令一途に出づるに至つたのであり、かくして二條城は武家政治の幕を閉ぢる處、明治維新の大業の旭光にまづ照らされた記念の地となつたのである。

慶喜の大政を奉還するや、十二月十一日會津・桑名をはじめ、譜代諸侯の藩士及び舊幕臣等多數二條城に集るに及び、慶喜は事の起らん事を慮り、翌十二日急に松平容保等を率ゐて二條城を出て大阪に退き、大目付梅澤孫太郎をしてその跡を守らしめた。よつて朝廷におかせられては翌明治元年正月に徳川慶喜に命じて當城を收め、城中の殘兵を大阪に送らしめられ、ついで太政官代を九條家よりこゝに移さしめられた。されどもなほ衆情鎮靜するところとならず、慶喜等再び入京せんとするに及び、二月三日には 明治天皇當城太政官代に行幸あらせられ、征東の大號令を發せさせ給うたのである。

同年閏四月太政官代は宮中に移され、明治四年三月八日に至つて二條城は京都府の管轄となり、同年六月二十六日に京都府廳が二之丸内に移された。今に蘇鐵の間に「京都府」等の焼印の猥りに捺さ

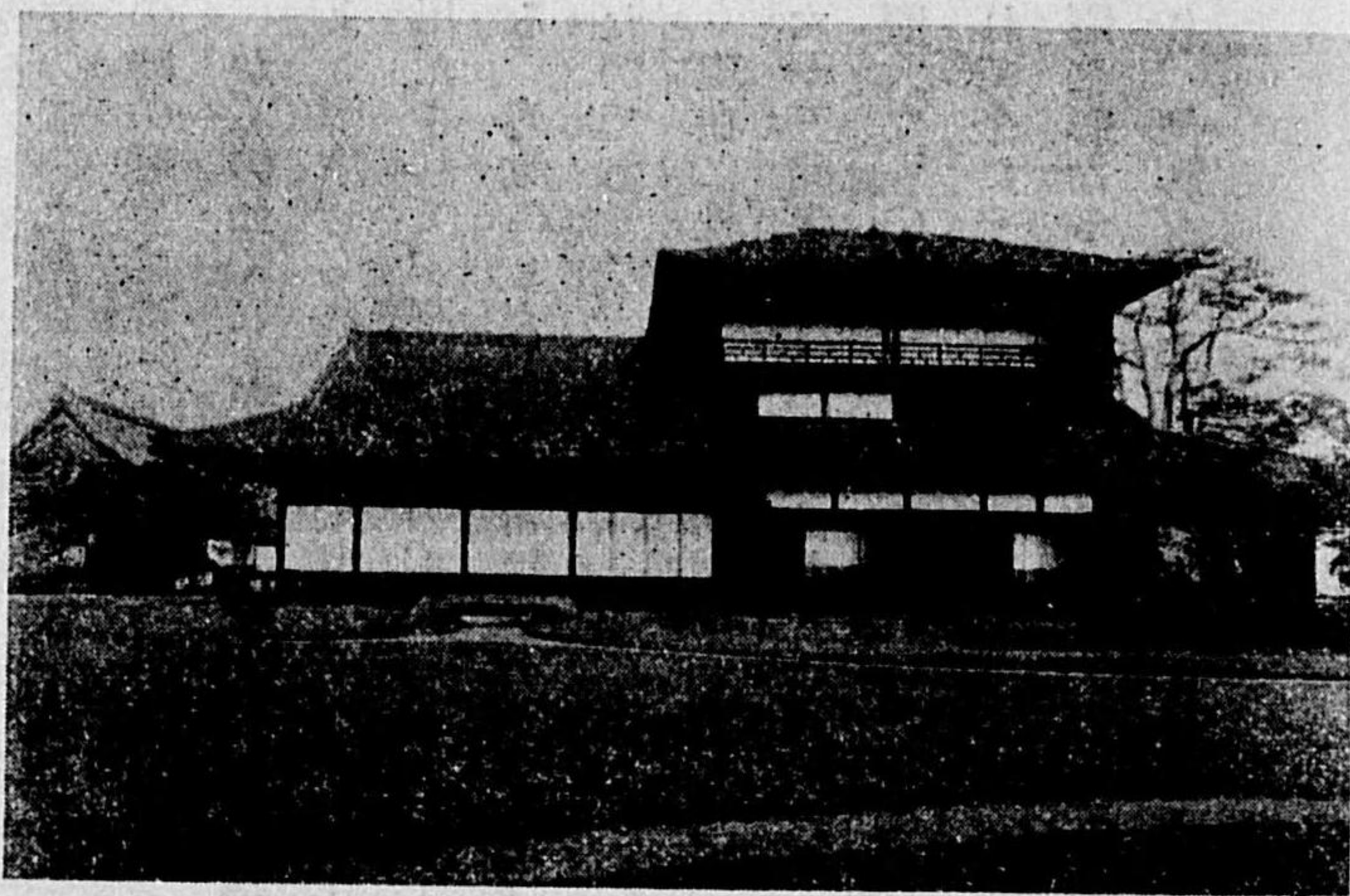
れてあるのはその名残である。更に明治六年二月には諸城地の存廢を定めるに際し、二條城は存城として陸軍省所管となつたが、府廳はそのまゝこゝにあつた。そして明治五年六月三日並に同十年正月三十一日車駕西巡の砌、城内京都府廳に行幸を仰ぐの光榮を忝うしたのである。

二 條 離 宮

維新以後二條城はその所管の變遷があつたが、明治十七年七月二十八日、宮内省の所管に屬し、二條離宮と改稱せられ、翌年六月には京都府廳を現在の場所に移轉せしめ、城内に大修理を加へられた。十九年九月に至つてその工竣成し、やがて二十三年十一月には之を世傳御料とせられた。

かくて歴史ある二條城は離宮と定められてよりその面目を一新したが、明治二十六年より二十七年に互つて、京都御所の今出川御門内にあつた舊桂宮御殿を本丸内に移築せられたのである。桂宮と申すは正親町天皇の皇孫に當らせ給ふ智仁親王にはじまり、八條宮とも稱せられ、天正十八年以來相つき代々四親王家の一としてあつたが、明治十四年十月十一日に當らせらるゝ、仁孝天皇第三皇女淑子内親王の薨去の後は御繼承の宮なく、その御本邸は京都御所今出川御門内に置かせられたが、その後たびゝ火災に遭ひ現在二條城内に移されてある御殿は弘化四年八月に建てられたものである。

桂宮御殿は嘉永七年四月内裏炎上の際には幸にその災より免れ、假皇居となり、孝明天皇こゝに入



本丸御殿(舊桂宮)

御あらせられ、安政二年十一月新内裏の造營成りて還幸の御時までまし、孝明天皇の皇妹和宮には安政七年二月より文久元年十月關東へ御發興までこの御殿に御起居遊ばされ、明治天皇は明治五年九州四國地方御巡幸に際して六月一日こゝに臨御し給ひ、同十年二月三日重ねて御駐轡のことあつた由緒深き宮殿である。

明治二十八年日清の戦役に大勝し廣島の大本營を徹せしめられ還幸の砌、五月二十三日二條離宮に行幸を仰いだ。また舊桂宮御殿は、大正天皇、今上陛下の皇太子にあらせられた御時、京都行啓の際は度々御滯泊の所とせられ、大正四年十一月の御即位の大典には城内二の丸北方に方四十間に餘る大饗宴場を設けさせられ、十六・十七の兩日は内外貴顯の臣僚を召して大饗饌を賜ひ、舞樂や五節の舞などを陪觀せしめられ、現

在の二の丸御殿はその時、便殿及び朝集所に充て給ひ御盛儀をめでたく行はせられたのである。尙この時の饗宴場は後京都市に下賜あらせられたので現在は城内には残されてゐない。

かくの如くにして、明治維新以來尊い歴史を有する二條離宮は、昭和十四年七月二十七日世傳御料より解除せられ、同年十月二十五日に離宮廢止の旨仰せ出だされ、是日特に京都市長を宮内省に召し出だされて、歴世皇室の御仁慈を殊に蒙る京都市に御下賜あらせられた。誠に長くも恐れ多き極である。感激にもえた京都市は十一月三日明治節の佳日に當り城内に於いて元二條離宮の拜受式を舉行したのである。

現在に見るところの結構は、東面百九十七間半、西面百八十三間半、南面二百七十三間、北面二百六十五間半で、總面積八萬三千餘坪、内廓六萬二千三百四坪、御殿等の總建坪は二千百十八坪に及ぶ廣大なものである。その内二の丸内の諸御殿は慶長の昔草創の當時の主要なる建物は幸に災厄をのがれて今にそれを見る事ができるのであつて、建營の布置構造の雄大なる、建築の豪壯にして襖繪の絢爛華彩なる、欄間彫刻等の精巧靈妙なる、庭園の清閑幽雅なる實に近代藝術の粹を聚めたるものであり、何れもめでたく貴きを極めてゐる。

一、城郭

規模

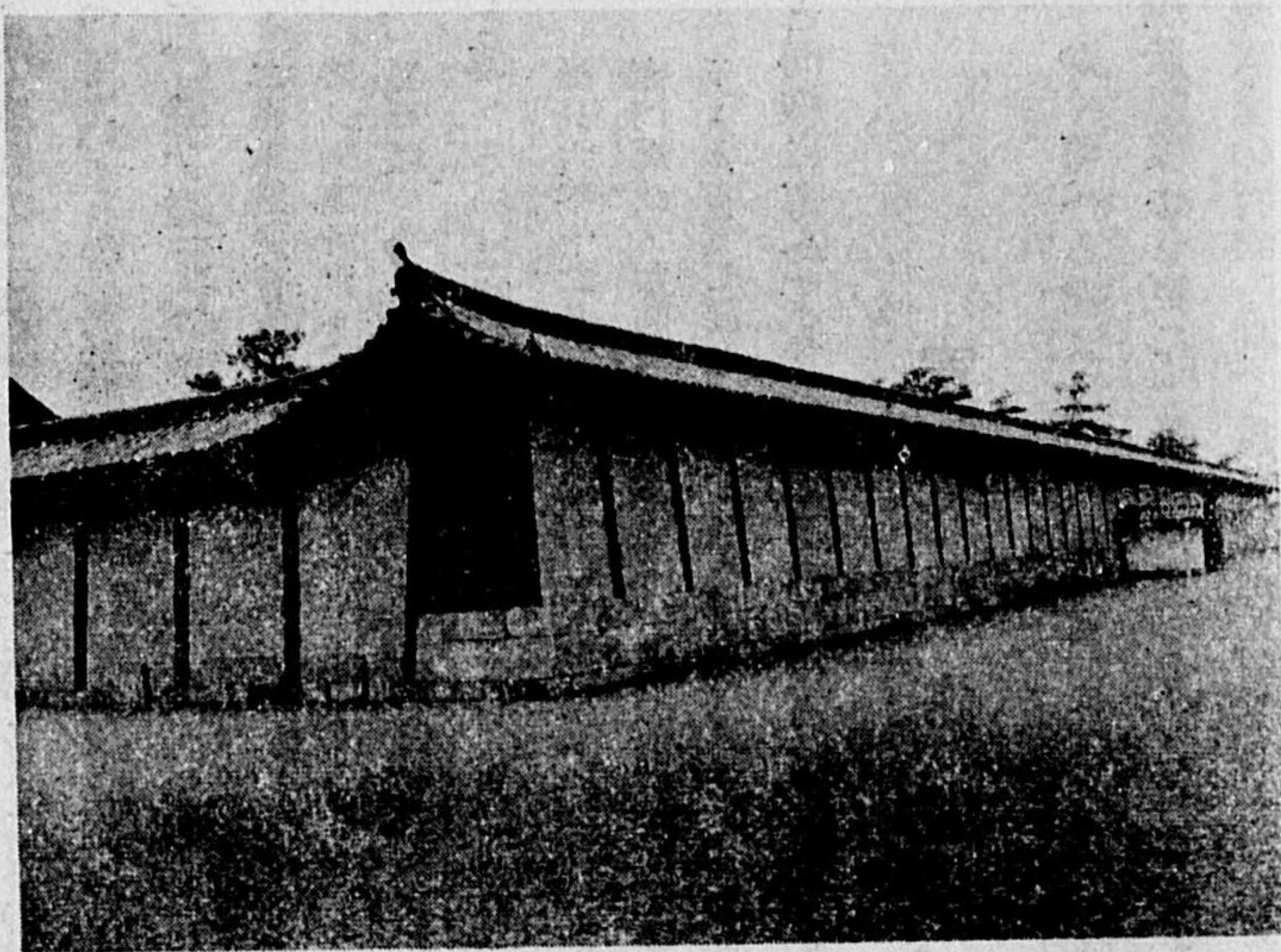
二條城は東は堀川通、西は西ノ京式部町、南は押小路通、北はほゞ竹屋町筋に圍まれた一郭である。内部中央西に偏して略方形の本丸があり、以東に二之丸、以西に西之丸があつて、本丸を圍繞する。土居・石壘それ等の四周を繞り、本丸周圍は内堀、更に外周は巾七間乃至十一間の總堀で固められ、外周東面に東大手門あつて追手となり、北面に北大手門、西面に西門がある。總堀外周廻十五町四十六間餘で、外形は略長方形で、南北の中央より稍々西に小折あつて少しく狹まり、全體凸字形を爲してゐる。

二條城の營築

城郭とは元來戰時に於ける防禦上の不足を補ふための人工的防禦施設の總稱である。従つて古く上代から存在した譚であるが、わが國に於ては特に桃山時代に大なる發展を爲し、今日各地で見られる

封建諸侯の居城とまでなつたのであるから、普通概念からは、城郭と言へば直ちに桃山・江戸時代の諸侯の居城を想起する。そして姫路城に於ける紆余曲折複雑した配置に、その要害の堅固を知り、又大阪城・名古屋城の高峻な石壘・城櫓に、その雄大な威容を觀取する、こうした世人の常識的概念からは餘程離れたものが二條城の規模に於て、防備施設に於て見出されるのである。即ち配置は現存他城跡に比ぶべくもない簡單であり、濠中も割合に狭く、石壘も敢て高いとは言へない。又城櫓の類も矩形の四隅に配置されたのみで、數も少ない。これ等からしてこの城は決して要害などとは言へないのである。

しからば二條城は何故か、る性格を持つやうになつたかと言ふに、それはこの城の創建事情に依つて明瞭に知ることが出来る。二條城は慶長五年徳川家康が關ヶ原の戦に勝ち、天下の實權を握るに及んで、その上洛の際の居館に充てる爲に營まれたもので、目的は城郭を築くと言ふのではなかつた。従つて當初は二條城とは言はれず、古記に見える處は、二條新屋敷、二條新御所、二條堀川第、二條之御館等とあつて、何れも邸館を意味する名稱で呼ばれてゐる。家康のこの地に邸館を營んだ意義は織田信長が足利將軍のために永祿十二年構築した二條城(位置は家康の二條城と全く相違する)、又豊臣秀吉が朝臣の首班たる地位に於て天正十五年營んだ聚樂第を繼承するものと言ふべきである。信長の二條城、秀吉の聚樂第もとよりこれに依つて戰鬥の據點とする爲に營んだものでない。しかし邸館



二之丸築地塀

と言つても、何等の防備施設を持たないものとは相違して、城郭としての構をも併有してゐるのでこれは戰國武家の邸館として常套の事である。即ち戰國時代は永い不安状態にあつて、武將は只普通の邸宅に住むことが出来なかつた。城郭は天險をたのむ丘陵の頂上に築かれ、居館は山麓の地にあつて、一朝事あれば山頂の城に立籠ると云ふ如く、邸館は天險的要害に依つて防護せられてゐた。しかるに信長・秀吉出でて再び平和統一の時代に向はうとして、これ等覇者の邸館が京都と言ふ大都市の中心に設けられるまでに到つても、信長には本能寺の變がある等あつて、秀吉・家康にも日夜警戒を怠ることが出来ないのは勿論で、その爲に何等の防禦的施設を持たない純然たる邸館になり得なかつた。秀吉の聚樂第もとよりであり

この家康の二條城も邸館として營まれたものであるが、なほ城郭的施設をも有してゐる理である。従つて又、その城郭的施設は一般城郭に見られる如く、壯大堅固なものでないことにもなる。これに就て、武功雜記に

二條御城要害處相ニ御座候間今年固堅ニ可被仰付ヤト誰哉覽申上候へハ權現様イヤ〜二條ノ城ハ御上洛ノ時暫時ノ御座所ナリ、アノヤウナル所ハ萬一敵ニトラレ候テモトリカヘシヤスキ様ニコシラヘタルガ本意也シカレバ堀石垣モ唯今ノ通ニテヨキソト御意被成候由依之其頃ハ二條御屋敷ト申候事
と傳へるのは興趣に深く、東照宮御實紀附録にも

慶長六年十二月關西の諸大名に課して京二條を營築せしむ、その折城溝の狭きにより二間掘廣げしも、池田三左衛門輝政・加藤馬助嘉明等は今少し廣くせむと申上げしに、いやこれにてたれり、もし世變出來てこの城せめ圍るゝとも、しばしがほどはもちかゝゆべし、云々

と同様に傳へてゐるのは防備施設の簡單なるを良く説明してゐる。

寛永の修築

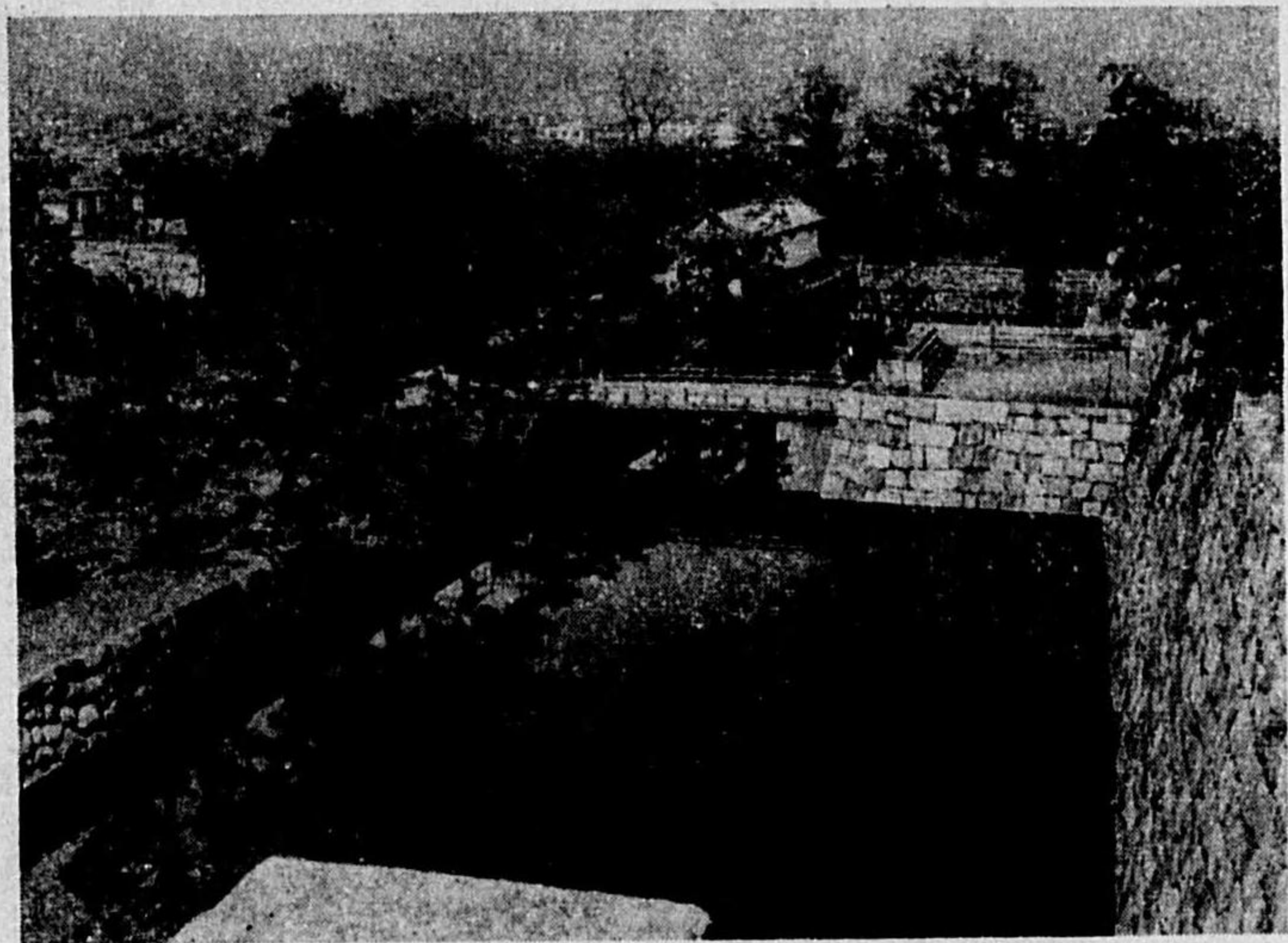
かく傳へる處より、又創築當初は二條城と呼ばれなかつた點よりも、二條城はその慶長創業の頃は現状規模より更に一層簡單なものであつたらうことが推察される。それは寛永三年將軍家光が後水尾天皇の行幸を仰ぐ爲に寛永元年より大々的な修築工事を行ひ、この工事に依つて現状の如き規模に

整備されたことから窺はれる。この修築は大猷院殿御實紀に依ると

石壘助役は尾・紀の兩卿、松平隱岐守定勝、井伊掃部頭直孝、本多美濃守忠政、松平下總守忠明、本多中務大輔忠刻、小笠原右近大夫忠真、松平河内守定行、水野日向守勝成、本多甲斐守政朝、松平飛騨守忠隆、松平山城守忠國、松平甲斐守忠良、松平周防守康重、岡部内膳正長盛、松平紀伊守家信、松平右近將監成重、菅沼織部正定芳に課せらる。

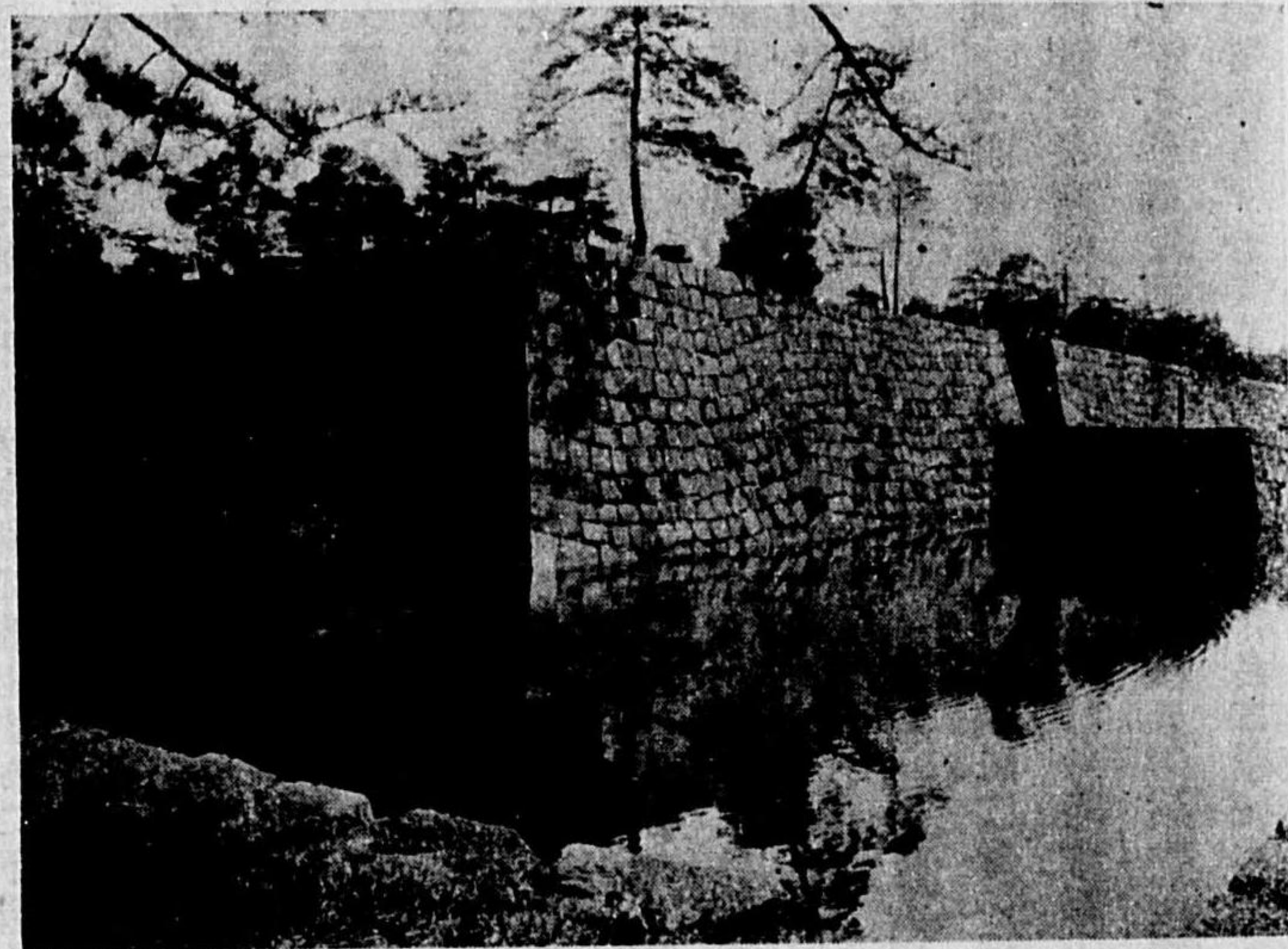
とあつて、多數の大名の分擔助役せるもので、總石高二百二十五萬石餘となり、如何に大修築であつたかは想像せられるが、この際新に築かれた箇所は、現に徳川侯爵家所藏の古圖に寛永元年甲子吉日の記入ある「二條御城御出來之次第」と言ふ諸大名普請丁場割圖があつて、明確に分るのである。即ち圖に依ると、現状總堀の中、南面と北面にある折曲り部分より以西の西之丸の部分と、本丸の總てがこの際の修築で、特に天守石壘は尾張侯一手の築造である。かく現状の本丸及び西之丸部分が寛永の修築とすれば、慶長創業當時は、二之丸殿舎を圍繞する二之丸部分のみで、堀も僅かに一重、地形も現状總堀北、南の折曲り部を南北に連結した如き略方形の一劃であつたと想像される。かくて防備的施設も現状に觀られるより、より乏しいものであつたやうである。しかしこれは當時の武家邸館としては寧ろ普通の規模・配置を示してゐると言ふ事が出来る。

かゝる點から現状規模・構造を更に些細に見直すと、この點を立證する多くのものを見出すにやぶさかでない。總堀の中は北・東が最も狭く、南はやゝ廣い。南の廣いのは傳へる如く三間廣けた結果



本丸東堀

かとも臆測されて興味の深いものがあるが、兎に角慶長創業當時の古堀と認められるものは巾狭いに對し、同じ總堀であり乍ら、寛永修築と見做される南と北の折曲りより以西の部分は巾廣くなつてゐるに氣付く、又總構への門である東大手門、北大手門、西門の構法を見よう。(南面の高麗門は大正御大禮の際臣下の通用門として新設せられたもので、以前は無かつた。)凡そ城郭の城門の制は慶長頃なれば必ず所謂枳形構と言つて、内外二重とし、防備を嚴重とする。しかるに最主要的な城門である東大手門、北大手門は只一の櫓門があるのみで、枳形構とならない。これに對して寛永修築部分にある西門、その他本丸門は何れも枳形構を構成してゐる。即ち東大手門、北大手門はこれを城郭の大手門とすれば不審の構造であつて、如何



本丸西方堀

にしても邸館に屬するものと言へやう。要するに規模構造の點より觀れば二之丸東部分は全く武家邸館としての構造であり、本丸及び西之丸に城郭的な特質を見出すことが出来る。

天守閣及櫓

かく二條城の慶長創業當時は武家邸館としての存在であつたと考へられるが、天守閣の設けはあつたやうである。當初の天守位置は今明瞭になすを得ないが、恐らく方形の四隅の一が天守閣となつてゐたと考へられるので、それは天守閣本來の目的たる戦時に於ける指揮司令塔としてではなく全く平和的な展望塔として、又武威の象徴としての意味に築かれたものであらう。當初の天守閣は後に淀城天守閣として移築せられたと言はれ、眞

とすれば淀城のそれは古圖に按んずるに下層八間半の七間半と言ふ小規模なものであつたから、この邸館的城郭に相應しく、更に五層目には彫物・彩色等があつたやうであるのは一層その感を深くする。しかるに寛永の修築には別に新に天守臺が築かれて、規模も大となつて、その石壘が今残る處のものである。

要するに二條城の慶長創業當時は現在の二之丸御殿を圍繞する方形の部分で、それに當時武家邸館の常套とする堀や土塀を巡らし、防備とした程度のものであつたが、それが寛永の修築に依つて城郭として規模・構造的に完備するに到つたとされる。

さて現状に於てはその規模良く寛永行幸當時の舊態を傳へてゐるが、建築物には屢の變遷あつて、特に本丸部の天守・隅櫓の類が全く失はれてゐるのは遺憾である。今この本丸部の配置を観るに西南隅は特に高く、外面へも多少突出し、頂上は十間半に十一間半の面積を有し、五層の天守閣の聳立して居つた跡である。天守跡の北に延長する西側石壘の上には多門跡があり、西北隅には三層の隅櫓跡、北側石壘上にも多門跡、東北隅に二層の隅櫓跡、東側石壘上にも同様多門跡、東南隅に二層の隅櫓跡、又南側にも多門跡がある。即ち略方形の四隅中、西南隅に天守閣を他の三隅には各隅櫓を配置し、これ等を連結するに長く棟續きの建物所謂多門を以つてし、郭内には本丸殿舎がかつて存在したのである。かゝる配置法は現存名古屋城本丸に見られる處と全く規を一にする。築城術の最盛期にあ

る慶長末期に於ては、城郭は最早山岳丘陵に築かれることなく、平地に營まれた所謂平城であるが、平城として威容を發揮するには、一に石壘、堀と城櫓の配置法の如何に依るものであつて、それにはこの種の配置法が最も成功したものと云へやう。即ちかくの如く正方形の地域の四隅に天守と隅櫓を配し、連結するに多門を以てする設計は、之を建物の配備より見れば、あたかも姫路城に見られる天守閣と三個の小天守閣を連立させた所謂連立天守の形式を一層規模を大にしたものと考へ得るので本丸全體が一團となつて、一個の宏大な大天守閣を構成するとも見做すことが出来る。爲にこれ等の建築群は大小高低互ひに交錯し、遠望するもまた近接するも、緊密に一團となつて、雄偉壯大の威容を呈するので、實に城櫓配置の極致とも言ふべきである。寛永修築の二條城本丸が名古屋城で完成されたこの形式を採用してゐるのは決して理由なしとはしない。即ち平城として雄偉壯嚴の威容を示すにはこの形式を採るより他に計畫上より良い方策が無いからである。現状に於ては遺憾乍ら、天守閣初め隅櫓の類は失はれてゐるから、天守閣を主體として、之に配する隅櫓、櫓門、多門を以てした大建築群の構成美を観るを得ないが、之を名古屋城本丸に徴して推察すれば、寛永當時の壯觀は想像するに餘りがある。只二條城本丸部分の名古屋城のそれと相違する點を挙げれば、彼にあつては天守閣は小天守閣なる一櫓を伴ひ小天守閣を経て大天守閣に達し得る如く、頗る嚴重を極めてゐるに對し、二條城の天守閣は他の隅櫓と同様に本丸一隅に單獨に建つ點である。これは彼にあつては軍事建築とし

て實用に供し得る充分の用意の下に計畫されたものであるが、二條城のそれは只城郭としての威容を整へる平和的意義を有してゐる爲である。さて二條城寛永再興天守閣には寛永三年行幸の際は二日に涉つて御登閣遊ばされ、四周の風光を御眺望あらせられた。初重十間半、十一間半、五重目は三間一尺五寸に四間二尺で、石壘の高さ堀底より九間、九重目の棒迄十四間と古圖に記され、これは伏見城の再興天守閣を移建したと傳はる。外容は五層九重の如く、内外層重の一致しない、上層の減度も強く、従つて初期の天守閣に見られる如き望樓風の姿體を備へてゐたとも言はれ、外容の裝備も金碧まぶしいものであつたらう。

二條城の性格

二條城は慶長創業當時は家康の上洛に際する邸館として築かれたもので、現状に依つては二之丸を中心とする部分にその規模構造を窺ひ知ることが出来る。かゝる邸館としては、かつて信長の二條城秀吉の聚樂第があつたが、何れも規模・構造を認むべき遺跡を存してゐない内にあつて、二條城の存在はこれ等武家邸館の何たるやを知らしむる唯一の貴重な遺構と言ひ得やう。又寛永元年よりの修築に依つて現状の如く邸館的城郭として整備されたのであるが、その城郭としての特質は多く本丸を中心とする部分に認められ、規模・配置は平城として最發達の域に達した形式を示してをり、この點實

に現存名古屋城と共に双壁と言ふべきであらう。

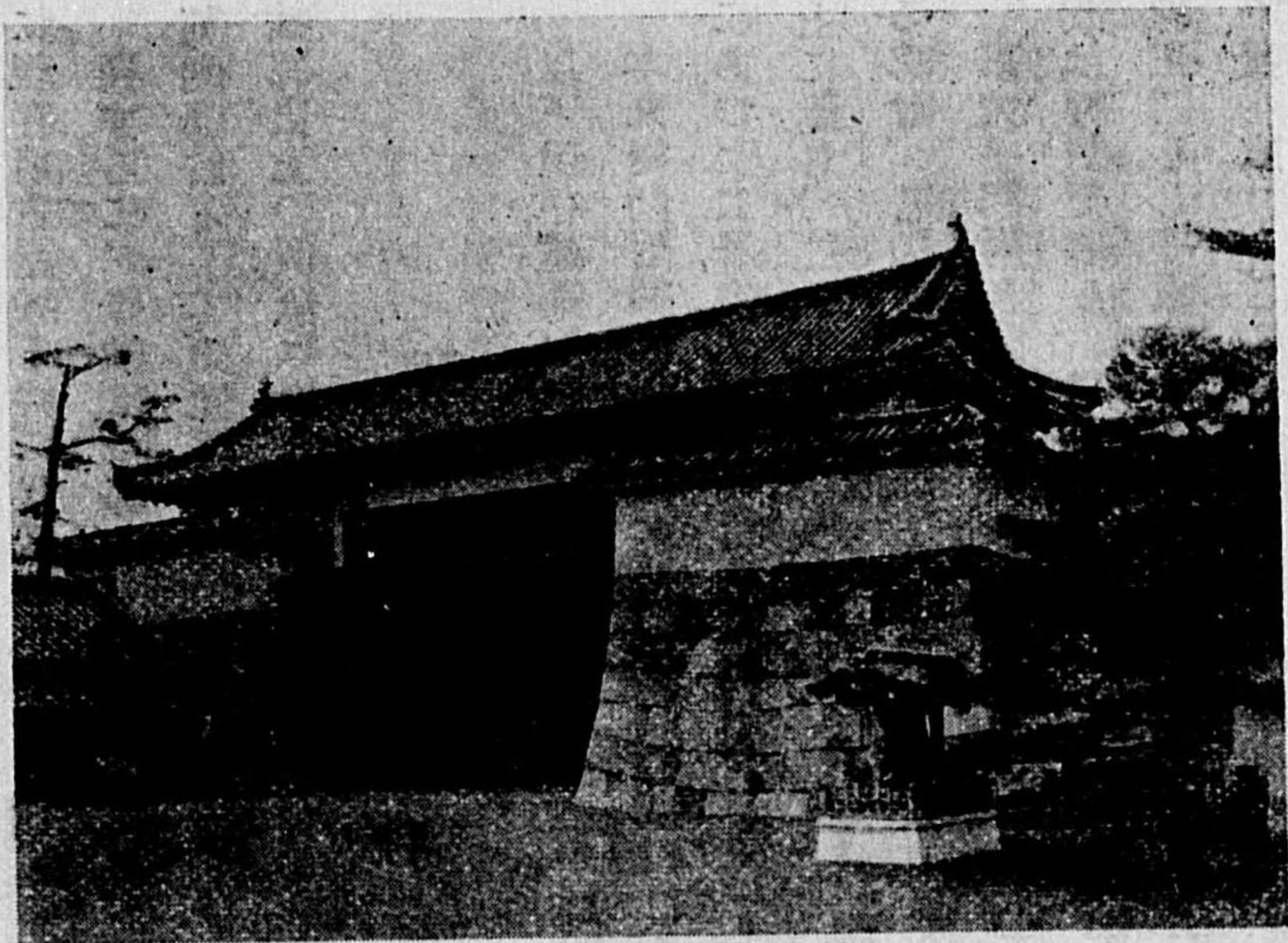
要するに二條城は城郭としてはその創建事情に示される如く寧ろ特殊に屬するのであつて、實に城郭的邸館としての性格を顯著に有してゐる。しかしてこの種の遺存するは他に絶無である處に徴して城郭史上の價値は絶大である。

現存城郭建築物

以下現存建築物中、城郭に屬するものを略説することとする。

本丸櫓門附袖塀(國寶)本丸の正門で東面にある屋根入母屋造本瓦葺の塗籠造である。もとは二之丸にあつた二層の渡櫓との間に御橋廊下が架せられ、二之丸と本丸を繋ぐ要衝に當つてゐた。門は橋臺上に建ち、二層建の藏の如き形をした珍しい櫓門である。櫓門の正面が簡単な壁體ばかりになつてゐるのは、この所に御橋廊下の屋根が接続してゐた結果である。

東大手門附多門塀(國寶)二條城の正門で、二之丸東面にある。屋根入母屋造本瓦葺の塗籠造で、形式は櫓門である。門の下方は大戸二枚、潜戸二枚、柱・貫・扉などには板金物を丸鋸を以て打ち、城郭正門として儼然たるものがある。なほ門内左右には上層に上るための廣い階段を備へ更に突出した石壘を設け、これ等の廻りに多門塀を建てゝゐる。



東大手門内側全景

北大手門附多門塀(國寶) 二之丸北面にあり、前者と殆ど同様の構造形式である。

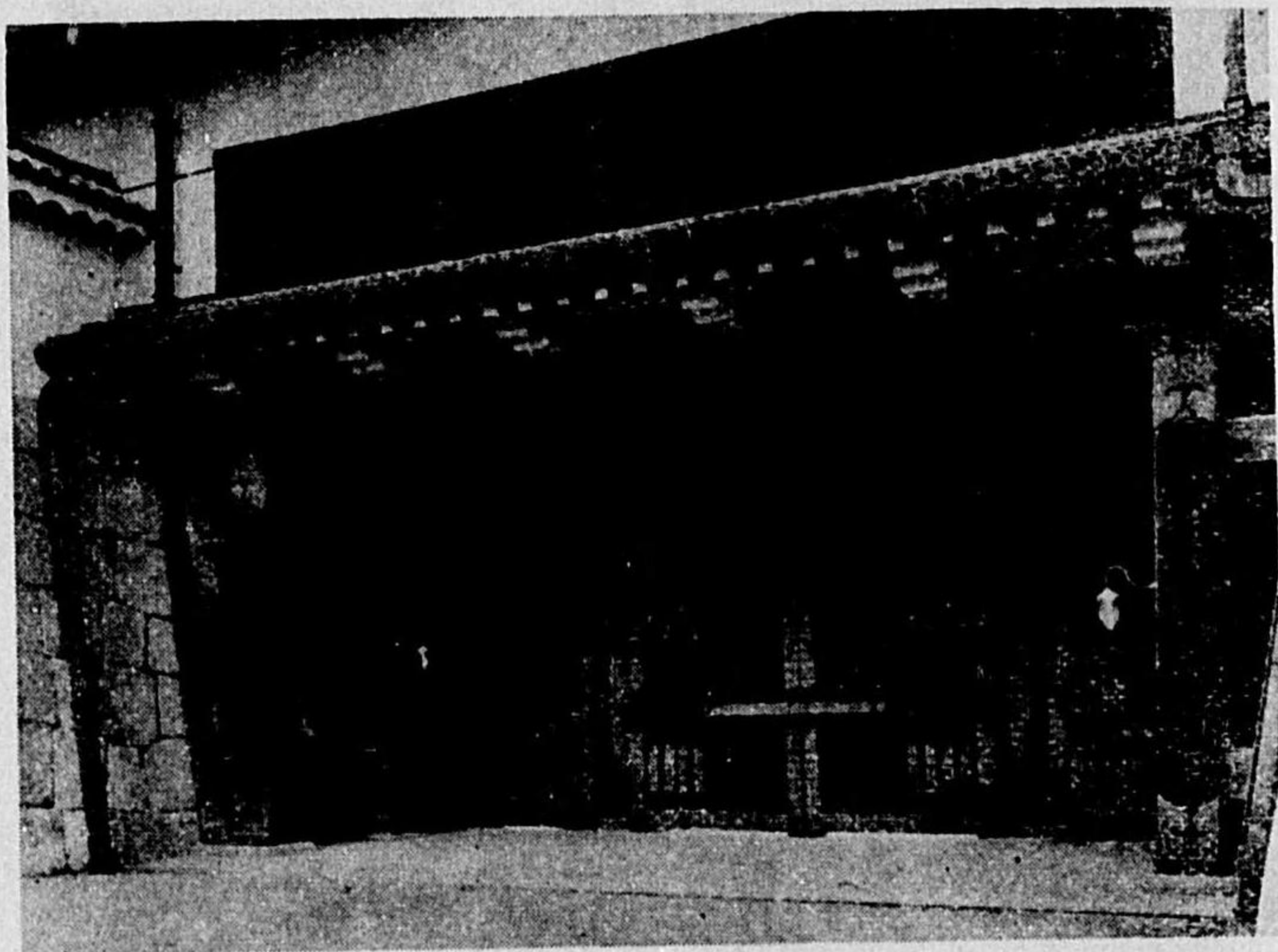
西門附多門塀(國寶) 西之丸西面にある搦手の門で、形式は埋門である。

東南隅櫓附多門塀(國寶) 二之丸東南隅にあつて、屋根入母屋造本瓦葺、塗籠造二層二重の隅櫓で、特に下層屋根には南北中央に千鳥破風を据ゑ下層東、南面に小なる出張を附してゐる。

東南隅櫓北方多門塀(國寶) 東大手門と東南隅櫓を繋ぐ土塀である。

西南隅櫓附多門塀(國寶) 西之丸西南隅にあり屋根入母屋造本瓦葺塗籠造の二層二重の隅櫓で、東南隅櫓より規模は少しく小さい。

鳴子門附袖塀(國寶) 本丸内堀東北隅に近く二之丸にある小門で、屋根切妻造本瓦葺。その名稱に就ては説があるが明瞭でない。



東大手門内側

桃山門(國寶) 鳴子門と對稱的に本丸内堀東南隅に近く二之丸にある。屋根入母屋造本瓦葺、正面五間一戸、側面三間の比較的大なる門である。伏見城より移建せるものと傳へてゐる。

北中仕切門(國寶) 本丸の北、二之丸と西之丸の境にある仕切小門で、元來埋門であつたが、今は假屋根が架けられてゐる。

南中仕切門(國寶) 本丸の南、北中仕切門と對稱の位置にある。同様埋門で今は假屋根が架けられてゐる。

土藏(米藏)(國寶) 二之丸臺所の北方にある東西に長い土藏で、屋根入母屋造本瓦葺、南面に三個所入口あつて、上は葺下となる。東寄りに潜門番所を備へ、この種建築の形式を知り得る好例で

ある。

土藏(北)(米藏)(國寶) 西之丸の西北隅に近くあり、西面に二個所の入口あつて、上を葺下とする。

土藏(南)(米藏)(國寶) 前者と略對稱的に西之丸西南隅に近くある。規模、構造前者と同様である。

東大手番所 東大手門を入つた右手にある、屋根入母屋造本瓦葺の建物で、現在事務所に使用されてゐるが、帝室圖書「寛永行幸御城内圖」にもこの位置に番所が見え、この種建築を知る貴重な遺構である。

以上の現存隅櫓城門は何れも形態よく整ひ、壘濠と一體をなして渾然たる城郭美を形成し、慶長・寛永當時の古制を遺憾なく傳へてゐる。

三、建 築

總 說

當城の建築は沿革に記す如き經過をたどり、天守閣以下多數重要建物は或は焼け或は他所に移されて、寛永行幸當時の盛觀は大半失はれたが、なほ二之丸書院をはじめ、大手門隅櫓の一部、多聞塀・築地・袖塀・土藏・中仕切門その他の門など残存するもの尠ならず、それ等の主なるものは昭和十四年十月二十八日國寶に指定された。

又本丸は天明八年に殿舎焼失後そのまゝになつてゐたのを、明治二十六年より翌二十七年にかけて御所の今出川御門内に在つた舊桂宮御殿が移されて現在に至つた。

二之丸御殿

二之丸御殿は記録によれば、當城創建の際家康が聚樂第の建物を移し建てたものと云はれ、又一に寛永擴築のとき伏見城より移されたといふ説もある。



唐門外觀

二之丸御殿には先づ唐門及びその兩側に續く築地があり、唐門を入ればその中に遠侍・式臺・大廣間・蘇鐵之間・黒書院・白書院の諸建物が、東南から西北方にかけて雁行して連り、大規模な桃山時代書院造の偉容を展開してゐる。

唐門。唐門は切妻造の前後の軒に唐破風をかけた大きな四脚門で屋根は檜皮葺、冠木の上や妻の壁面には精巧華麗な彫刻を充填してゐる。中にも立派なのは冠木上の龍虎向ひ合せの大彫刻で、龍は雲を呼び水を起し、虎は梅と竹林を背景とし、當時武將の權勢を表示する雄壯な場面を現はしてゐる。

唐破風下方や妻飾には牡丹彫刻を盛んに用ひ、時には牡丹に蝶を配し、時には牡丹に唐獅子を以てしてゐる。その他墓股や木鼻にも種々精巧な彫

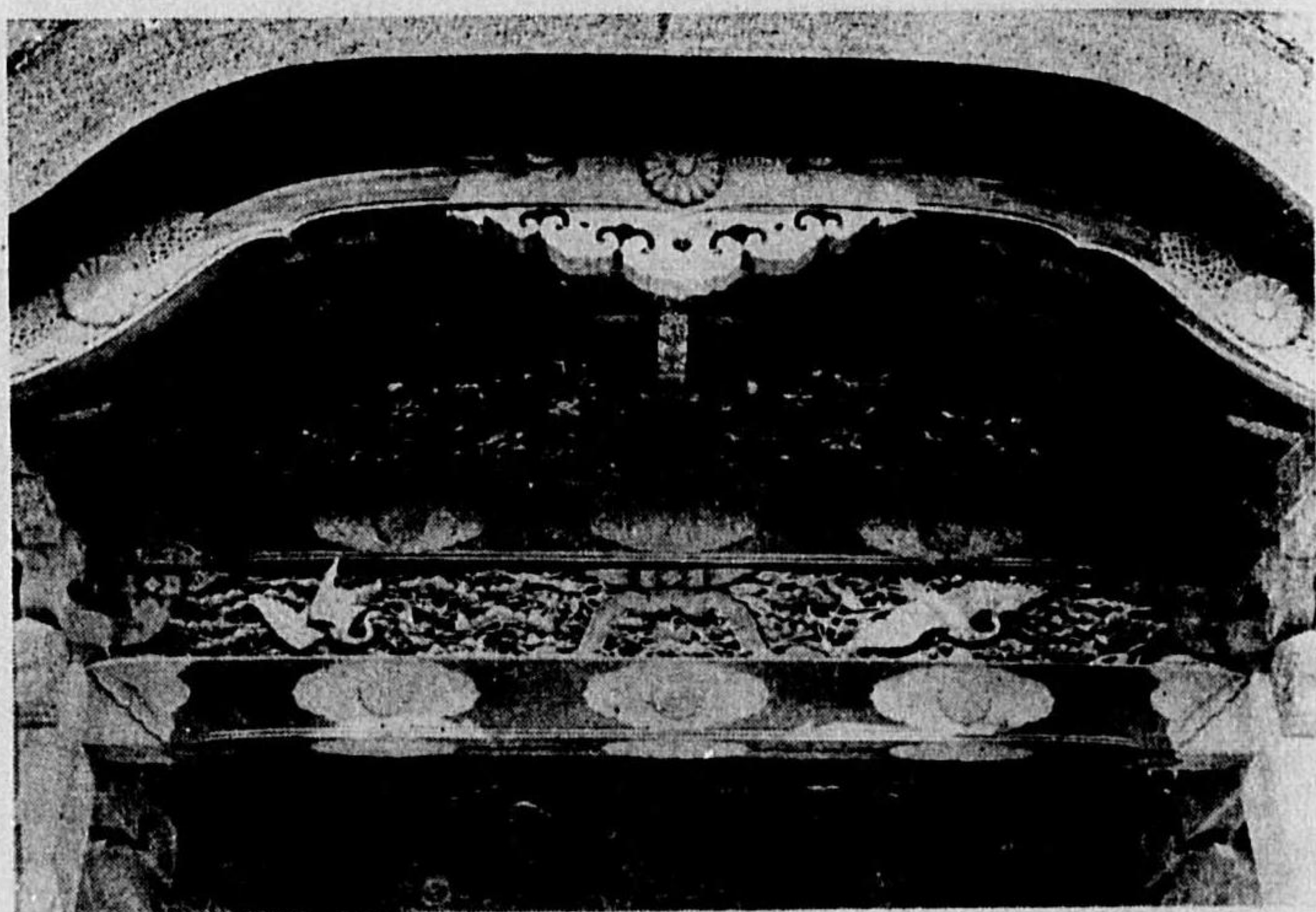
刻を施してゐる。

彫刻には金箔地に極彩色を施し、隨所に飾金具を鏤め、又破風懸魚等には漆塗の跡も存在し、當初の華麗さを偲ばしめてゐる。

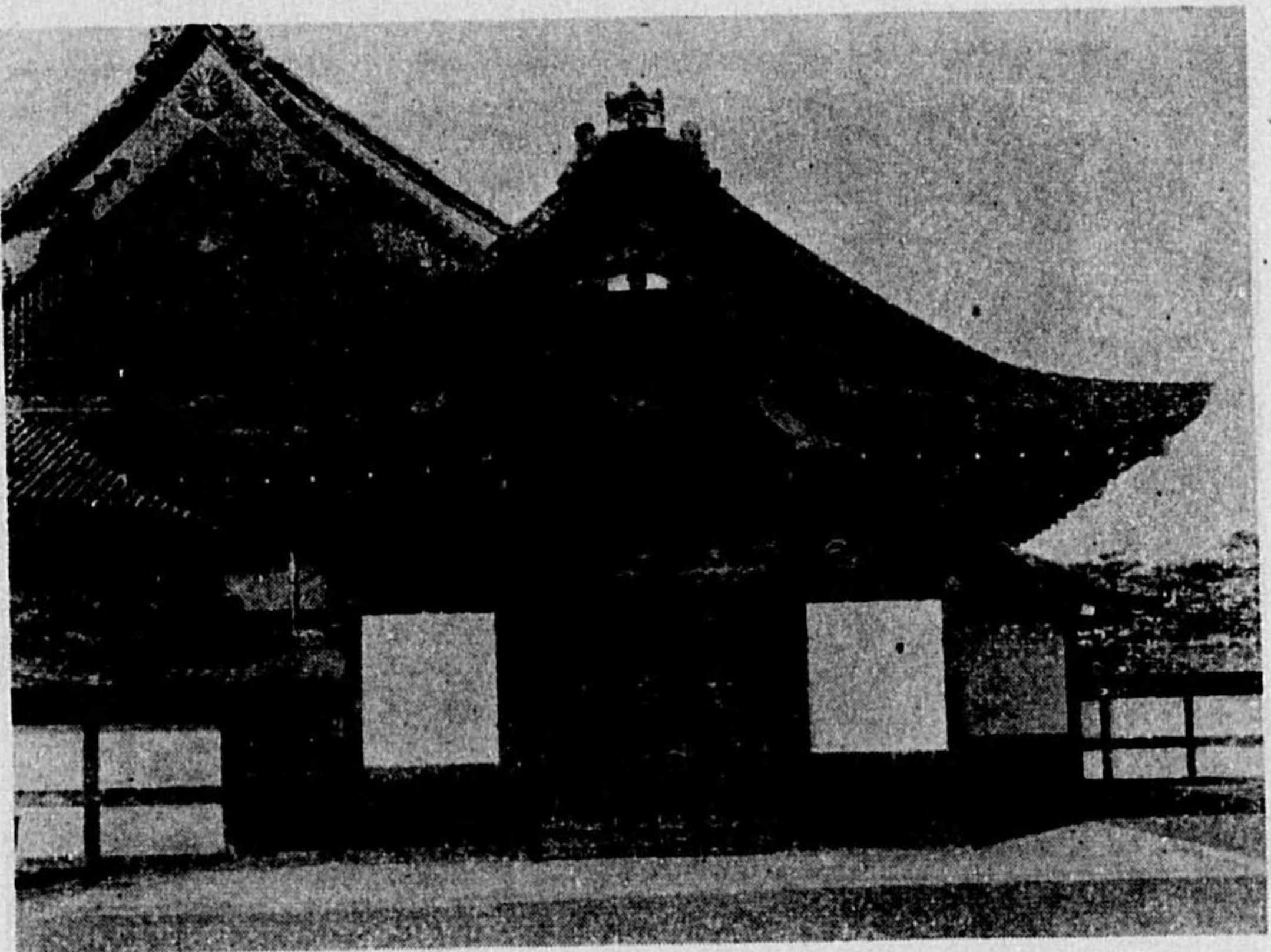
聚樂第又は伏見城遺構と傳へられる唐門は、大徳寺・本派本願寺・豊國神社にも現存してゐるが本唐門はそれ等と共に唐門遺構として貴重な建物である。

遠侍。遠侍には車寄があり、これより御殿に入る。遠侍は桁行一〇七・二五、梁間一〇四・あり單層入母屋造本瓦葺の大殿で、この建物單獨にても我が國書院造遺構中一二を争ふ大建築である。

大廣間は桁行九七・五、梁間八七・七五、黒書院は桁行九一・^R、梁間六八・二五、式臺白書院これに次ぐ。蘇鐵之間は大廣間と黒書院とを連ねる渡廊



唐門正面上部彫刻

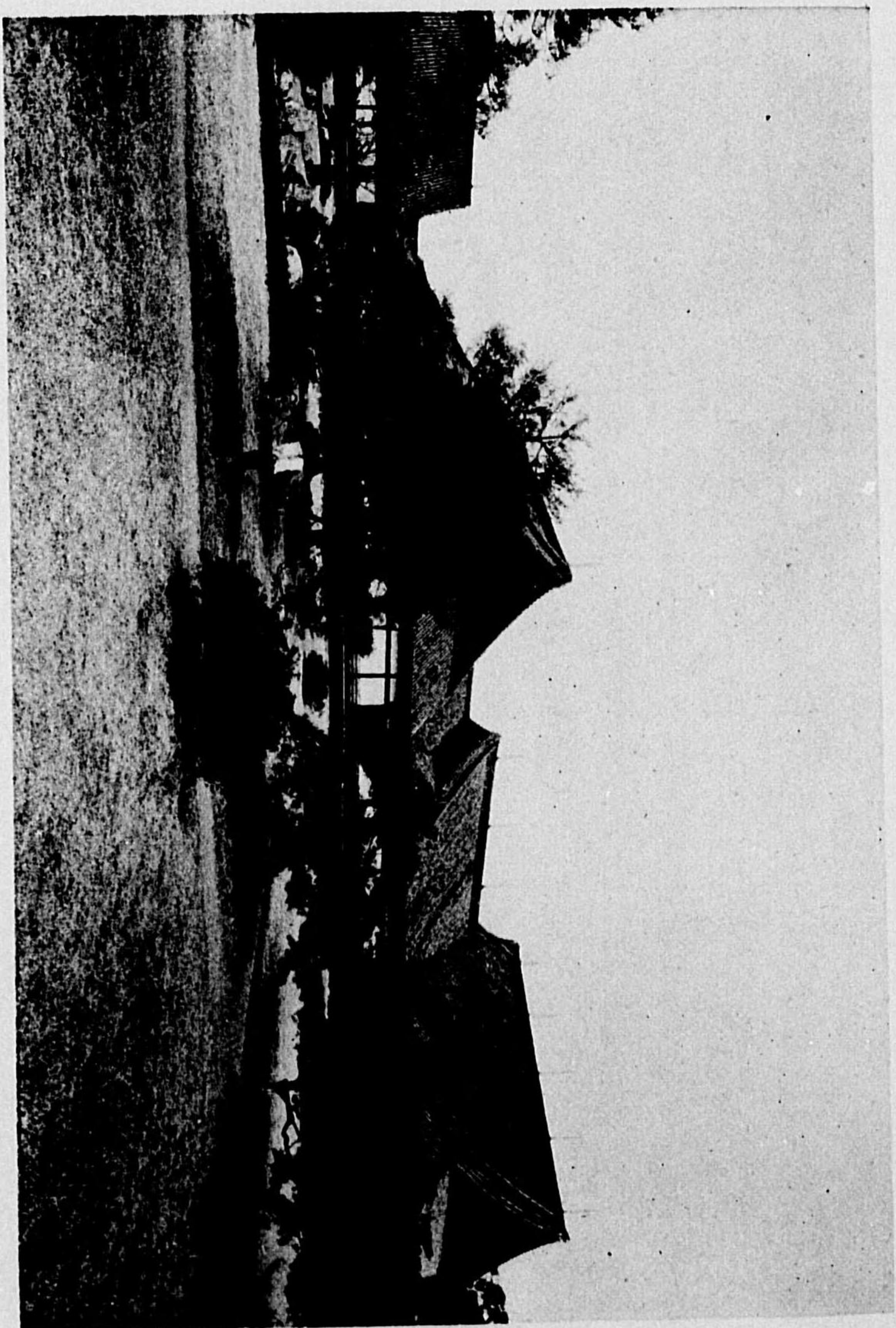


車寄及び遠侍を望む

で、黒書院白書院間も亦廊で續いてゐる。但しこの白書院につゞく廊のみは後世の改作にかゝり、國寶より除かれてゐる。

以上の諸建物は車寄の他は何れも本瓦葺で、その中遠侍大廣間の兩大殿及び白書院は入母屋造の立派な破風を正面に向けて並び、式臺・黒書院がこれと反對の方向に屋根の流れを向けてその間に建つてゐる。全體としての外觀は豪壯であり、建物の配置にも一連の意匠がはたらき、正面に向けた遠侍・大廣間の破風と狐格子の大きな妻飾には、二條城の盛時を物語る印象的なものがある。

遠侍にはその障壁畫によつて虎之間と稱せられる大きな室が南と西の廣縁に沿ふてつゞき、東に柳之間、その北には若松之間がつゞく。又北廣縁に沿ふては勅使之間が設けられてゐる。



(向つて右端より遠侍・臺式・大廣間・黒書院) 二丸御殿外觀

遠侍三間の中、第一の間は最大で疊七六・五を敷き、傳説によれば加藤清正の忠誠を物語る家康と秀頼との會見はこの場所で行はれたと云はれてゐる。併し元來この間は徳川方の侍の詰所又は控間として造られたものらしく、又二之間以下は諸大名をはじめ外來者の控間として設けられたと考へられる。それは一之間と相隣る二之間及び勅使之間との境欄間の花鳥彫刻の表裏手法によつても、一之間よりは二之間が主要な間として造られてゐることが知られるのである。(勅使之間は別に殿上之間とも考へられるが、又虎一之間を殿上之間と稱した時)

一之間天井は格天井、格間には金地に菱六瓣の花模様中に圓紋散らし、圓紋中には向ひ鶴、向ひ牡丹花、忍草等の草花文を入れてゐる。二之間三之間及び柳之間三室は一續きの天井として、模様は一之間と同じく、又境の長押上には竹節欄間を設け、そこに極彩色の美しい牡丹唐草透彫刻を入れてゐる。

若松之間は虎之間とは稍々異つた清楚な感ある小室で、天井全體に葡萄の繪を描き、格縁を柵になぞらへ極めて自由な意匠を行つてゐる。

勅使之間は上段下段となり、上段は高さ七寸樺の框を用ひて一段高く構へられ、正面奥には床と違棚とが並び、一方の側には張臺構が設けられ、素木に重厚な飾金具を打ち莊重の感がある。

天井は上段は折上格天井、下段は格天井とし、その格間の裝飾模様は格縁とは無關係に別な格間模

様を描いてゐる。模様と格縁とに何等關聯がなく、裝飾意匠としては不自然であり、多少問題を藏するものとして注目せられる。

式臺。式臺は玄關の意味を持つところ、故に車寄より直ちに式臺に續くべきを、こゝでは車寄より遠侍を通つて式臺に入る様になつてゐる。邸宅建築に於て、玄關式臺の制式が漸く定らんとする過渡的時代の一形態で、書院造玄關制の變遷史上尠からぬ參考たるものである。

式臺は南廣縁に沿ふて長さ七間半、奥行三間、四五疊を敷く。老中職と諸侯との對面所と云はれ、壁面に雄大な松の繪を描き、格天井には牡丹唐草地に向ひ鳳凰模様を入れてゐる。北廣縁に沿ふて老中之間が三室ある。

内侍老中の控室だけあつて質素に造られ、天井は普通一般邸宅に於けると同様の猿頬天井として彩色模様などを施さず、單純な障壁畫を描くのみで、長押金具等も至極簡單である。

大廣間。式臺につゞく大廣間は遠侍に次ぐ大段で、裝飾彫刻等も、特に物々しく華やかで、當御殿豪華の中心をなすものである。こゝに桃山時代書院造の典型的な一形式を見ることが出来る。

上段間正面奥には床と違棚とが並び、床の脇廣縁の方に面して附書院、これと相對する側即ち違棚の脇の側に帳臺構を設けてゐる。床は大きく造られ、違棚は西樓棚と稱せられる當代に最も多い形式。帳臺構は一に納戸構とも云ふ。黒漆塗太框を縦横に構へ、その間に塗框の立派な襖を立て、引手

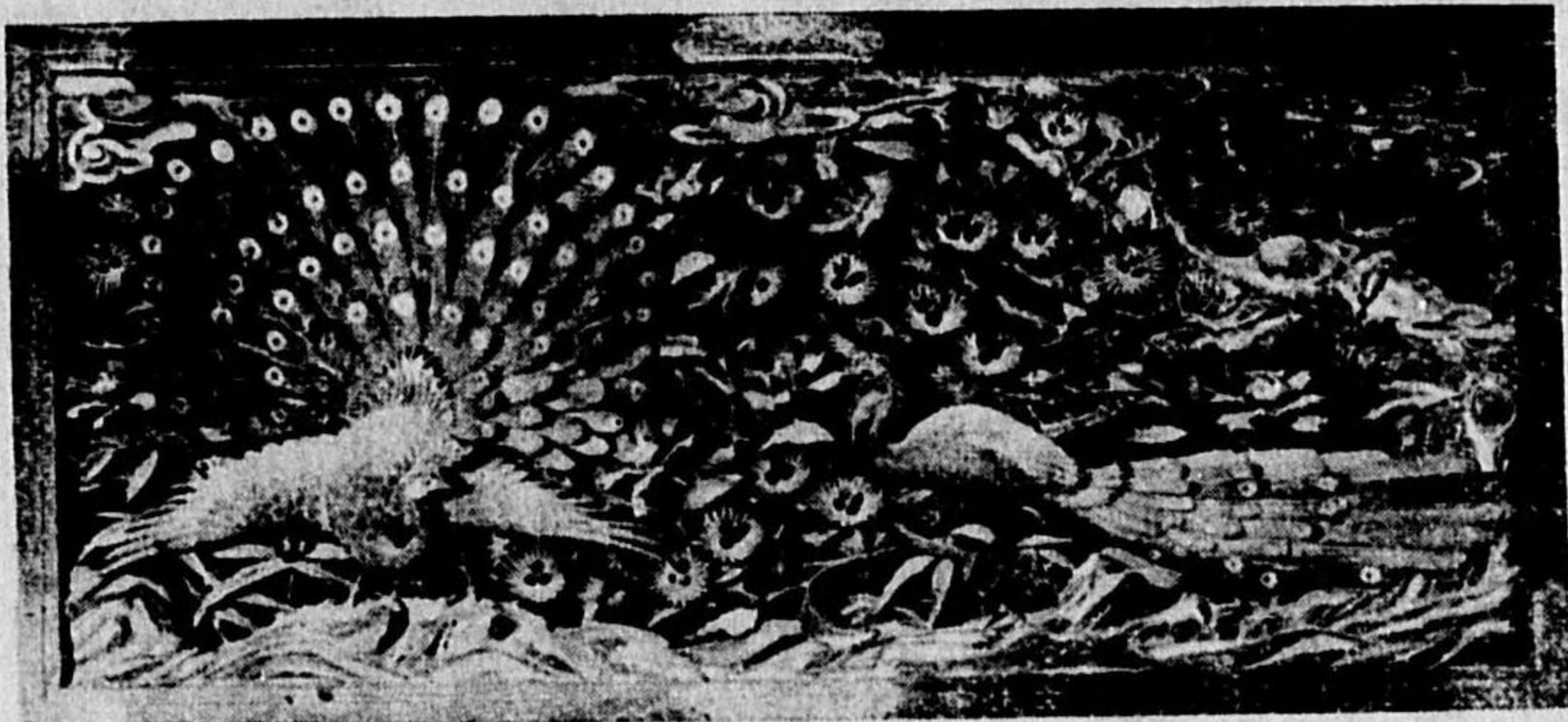
に華美な緋總を下げ、隨所に精巧華麗な飾金具が打たれてゐる。

床・附書院・違棚・帳臺構は何れも武家を中心とする邸宅に於て發展し、初期書院造に於ては多くは實用的用途を有してゐたものであるが、桃山時代に至つて、諸侯の間に流行した大規模な書院造に、在來の目的とは別な裝飾目的に用ひられるに至り、上段間に於ける新しい形式を生じたのである。在來の實用的意味より云へば、違棚は附書院と接する位置に設けらるべきであるが、それが床と位置を代へて附書院より離れ、床の奥に位置を占めるに至つた。現在日本座敷に於ける床・附書院・違棚の位置は殆ど全部此の形式より來てゐるのである。

帳臺構の背後に武者隠と呼ばれる小室があり、警固の侍を忍ばせて置いた所と稱せられるが、此處は元來は寢所であつたのが、書院造の變遷と共に別の意味に變化したのである。

天井は下段折上格天井・上段は二重折上格天井・上段天井格間には金地に隋圓つなぎ紋中に牡丹崩しの模様を嵌めてゐる。金地に青・赤・緑の極彩色は優雅であり、障壁畫の壯大なものに對して一の對比をなしてゐる。

下段は即ち二之間で、更に三之間四之間が續く。四之間は鏈之間とも云ふ。二之間三之間天井模様は繋ぎ網模様の中に牡丹模様を入れ、鏈之間天井は各格間毎に姿態の異なる鳳凰を中央にして四隅圓紋を配し、蝶と牡丹花とを描いてゐる。極彩色と金色の配合典雅であり、格縁の飾金具と合せて、天井



大廣間之二丸之三丸之境欄彫刻

裝飾の豪華さが現はされてゐる。
天井の豪華に對して、更に將軍對面の大廣間としての偉觀を加へてゐるものは、二之間三之間及び三之間四之間境の大欄間彫刻である。

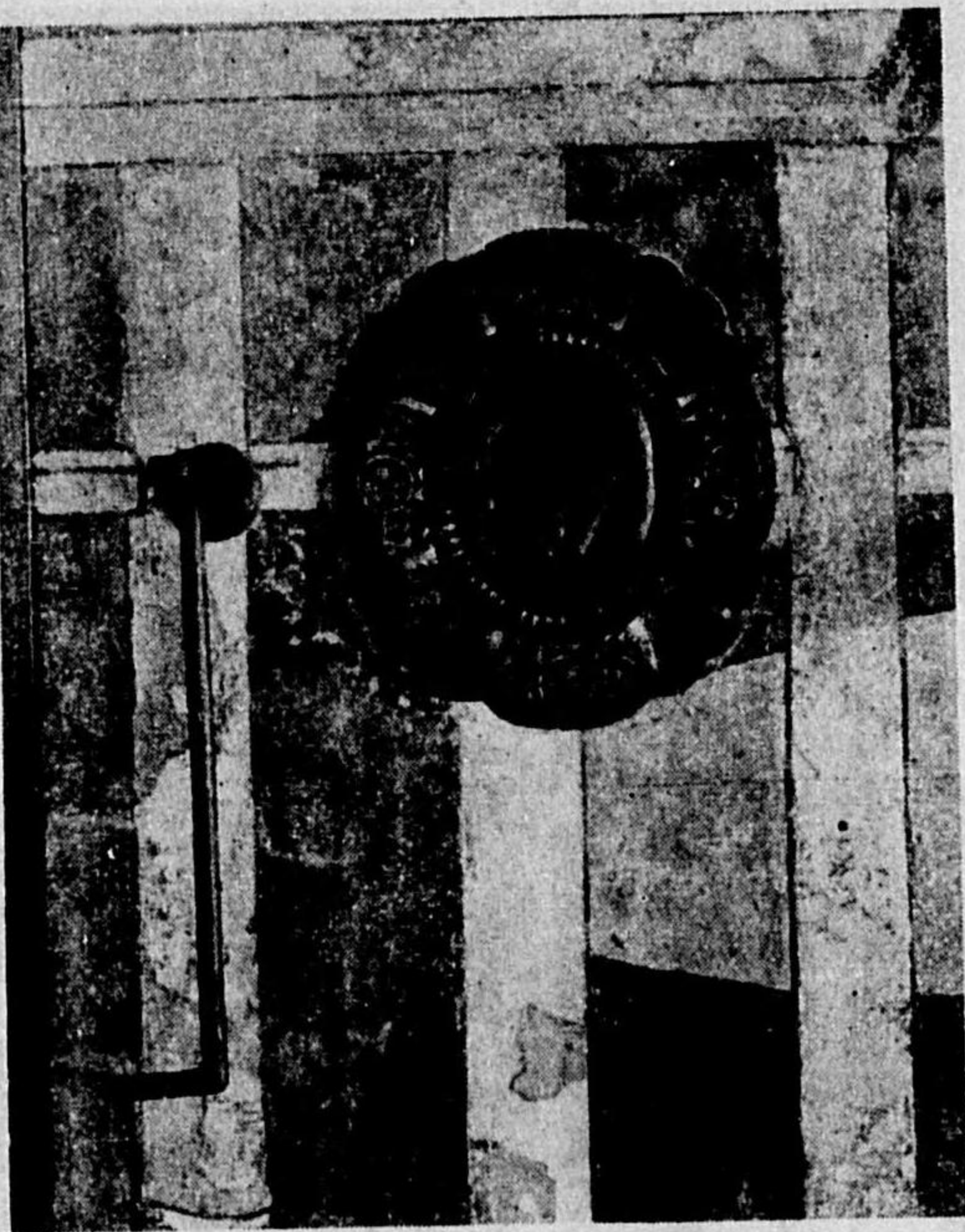
彫刻は桃山建築の華である。既に唐門に於て大規模な彫刻が盛んに用ひられ、御殿に於ても先づ車寄正面欄間に松や牡丹に鳳凰の華美な彫刻が人目を惹いてゐる。遠侍虎之間にも美事な欄間彫刻があつた。併し大廣間に於ける欄間彫刻は最も雄大で、大きさは二之間三之間境高さ四・二^R、長さ二二・一^R、三之間四之間境は高四・八^R、長一〇・三五^R、各二面づゝ嵌められ、一對は咲きほこる桐と牡丹の間に双鸞を配し、一對は松と牡丹に鳳凰を以てする。鳳凰は一は翔り一は地にあつてふり向き、鸞は向ひ合ひ、一はとび一は立つ。
かくの如く桐や牡丹に鸞や鳳凰を配し、一は翔り一は地上にふり向く等の變化ある構圖は、當代彫刻の常套手段とも云ふべきものであるが、その精巧よりも構想の雄大と彫法の奔放と、生氣躍動する

勢ひとは、初期桃山彫刻の特色であり、現在聚樂第伏見城の遺構と傳へられるものに最も多く之を見るのである。

唐門・車寄の彫刻をはじめとし、遠侍諸間の欄間彫刻等は何れも然りであるが、殊にその生彩著しいものは、車寄から遠侍・式臺・大廣間の廣縁外廻り欄間の中に嵌められた多數の彫刻である。明障子上の箴欄間の中に造られた彫刻で挟間飛入彫物と名付けられるもの、一種の格狭間形の輪郭をもち、中に種々の草花・樹木・鳥獸等を彫つたもので、その中には杜若咲く池水に遊ぶ雌雄鴛鴦、菊に戯れる瑞鳥、牡丹に鳳凰、牡丹に雀、栗の木に遊ぶ栗鼠二匹、桃樹に飛ぶほととぎす、菊に鶉、池邊水草を飛ぶ鴨、梅に鶯、山茶花に雉、紫陽花に翔鸞、竹と梅に雀、椿に小鳥、鶏頭に蠶螂、酸漿に小鳥、牡丹に蠶螂、栗をとる猿、紅葉に鹿、葡萄に栗鼠、瓜に鼠、橙に鳩、橘に小鳥、松に舞鶴、柳につばめ、梅に鶯、竹に雀、牡丹に蝶など、興味ある組合せと構圖があり、彫刻の数は約九十面に達する。それ等は、繪畫的な構圖としても最も興味ある時代的特色を現はすものであり、又生氣躍動する初期桃山彫刻を觀賞する實例としても最も典型たるものである。

彫刻裝飾は建築裝飾としては最も華美な効果的なもので、豪華な強い生彩を與へるために、桃山時代建築に特に好んで用ひられた。聚樂第伏見城の造營は、桃山建築裝飾の起る主なる原動力となつたものであり、この意味に於ける初期桃山建築裝飾を代表するものであるが、當城御殿の建築裝飾にも

この特色がよく現はれてゐる。併し乍らかゝる強烈な動的な裝飾は、豪奢を誇示する建物に於てこそ有效であるが、日常坐臥の住居に於てはむしろ靜的な安易を必要とする。故に當御殿に於ても、遠侍より大廣間に至る間に大規模な彫刻を多く用ひ、黒書院より奥に移るに従ひ、強い彫刻は殆ど用ひず、例へば黒書院の如くに華やかであつても、その中に落付きと安易さを求める意匠のはたらいてゐるのを見る。



手引襖間之二院書黒

彫刻及び繪畫裝飾と並んで盛んに用ひられてゐる裝飾は飾金具である。銅製に鍍金を施し、天井格縁をはじめ、

帳臺框、違棚、長押飾襖引手等至るところで使用されてゐる。

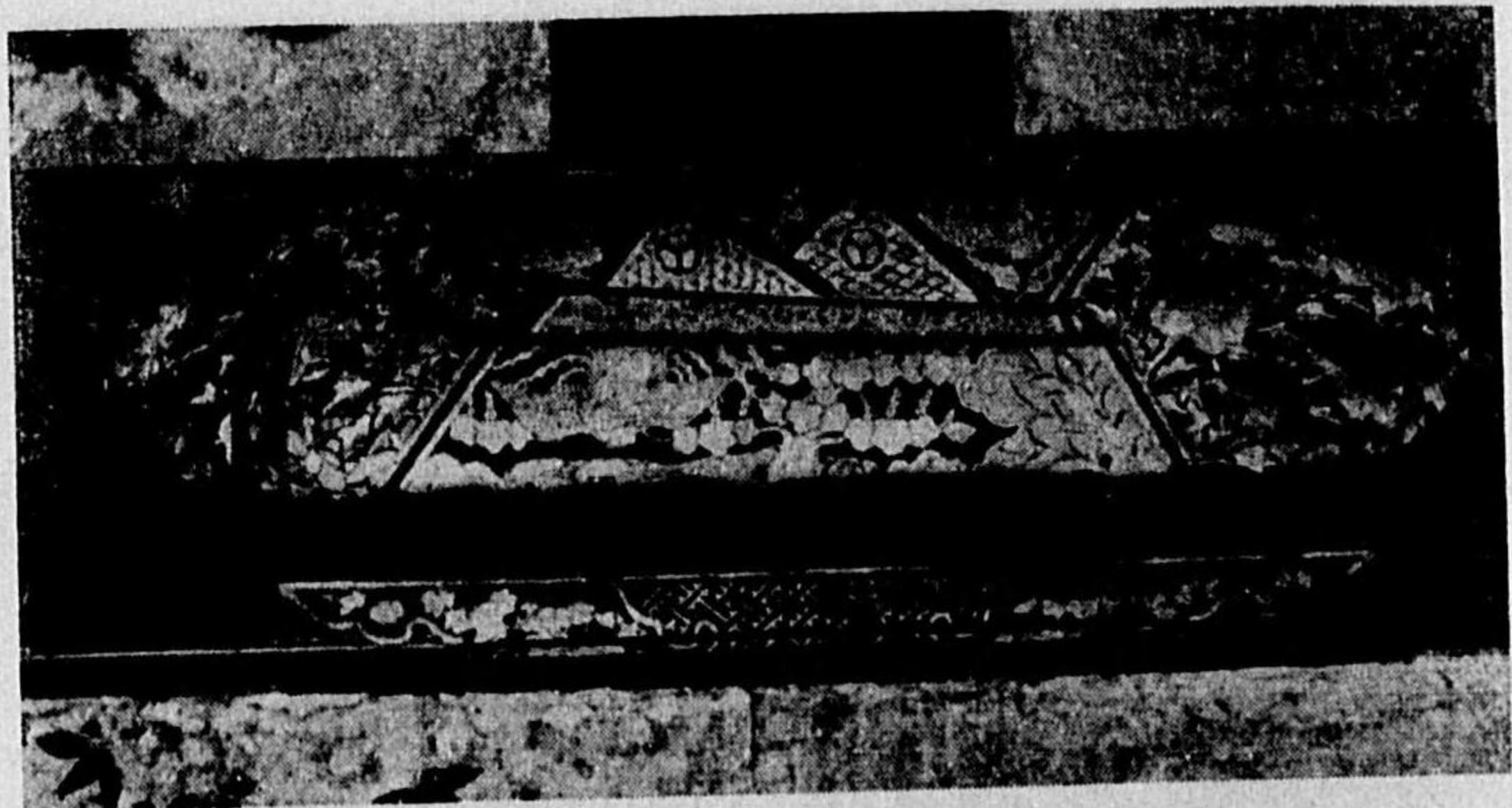
殊に華美なのは大廣間の長押に打たれた鬨斗金具で、長さ二尺五寸、幅は長押の幅一ぱいに造られ

鬨斗の形にしてその表面に桐樹に翔る鳳凰や牡丹の精巧な彫刻を施してゐる。遠侍や式臺の長押には袋しほりと稱される形の金具が打たれ、その他建物に應じ室に應じて簡單な六葉形金具も用ひられてゐる。

蘇鐵之間。大廣間より蘇鐵之間に入る。蘇鐵之間は大廣間と黒書院とを連ねる一の渡廊である。杉戸や壁に蘇鐵を描いてゐたところより名づけられた名稱であるが、今はその繪は杉戸の一部に残つてゐるのみである。

黒書院。黒書院は大廣間よりは稍々小さな建物で、昔は小廣間とも呼ばれてゐた。東側に幅三間の廣い板間を造り、こゝは襖に描かれた牡丹の繪によつて牡丹之間と呼ばれてゐる。廣縁の幅を特に廣くしたもので、一の溜りか控の間に當る。

二之丸御殿は蘇鐵之間を境として、建物の性質が表向と奥向との二つの傾向に分れてゐる。蘇鐵之間を通じて大廣間などの表向きの建物に至る牡丹之間のあたりは、溜りとしても、控の



具金押長段上院書黒



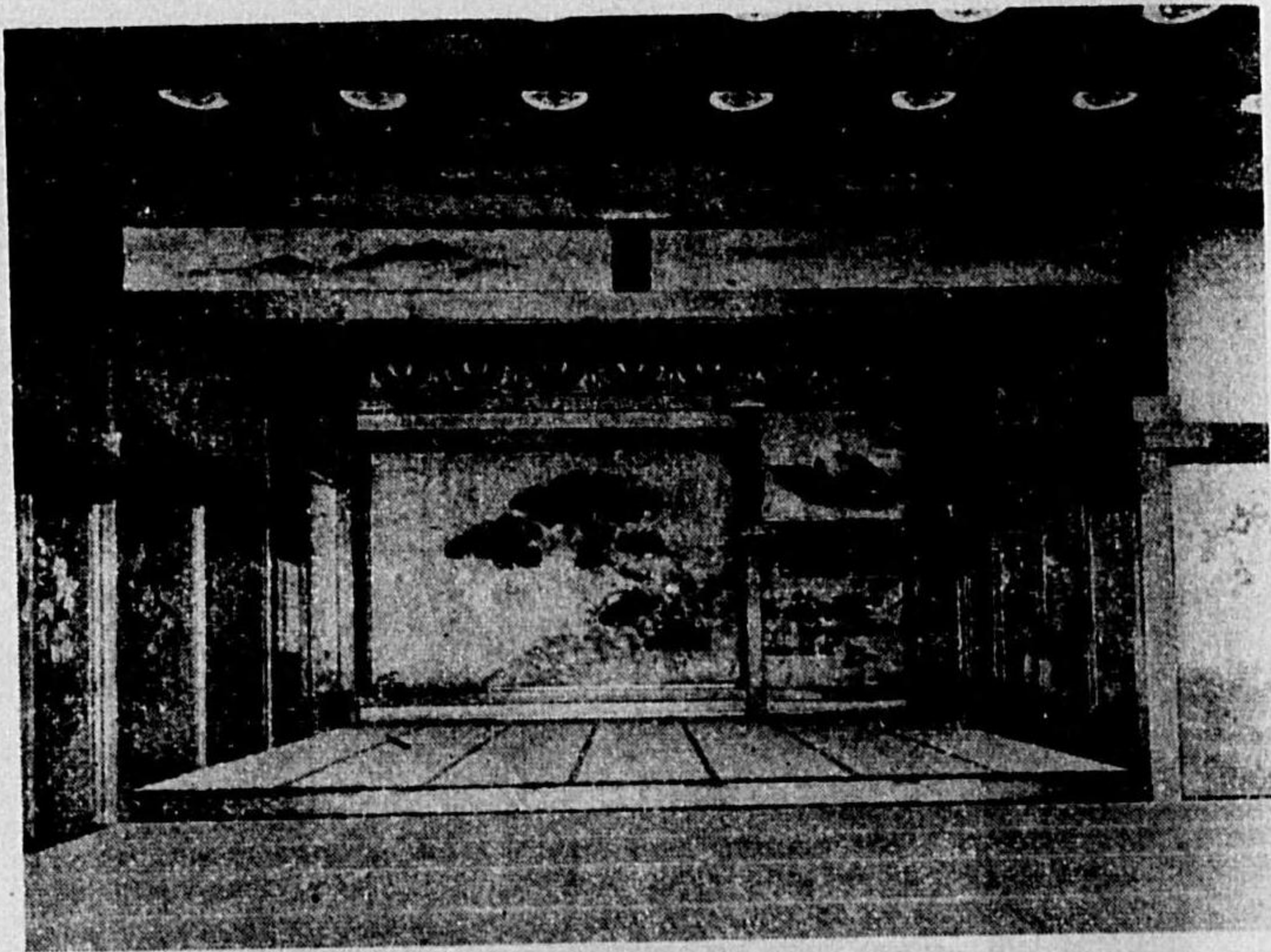
黒書院牡丹之間

間仕度の間としても必要な場所であつたと考へられる。

西廣縁に沿ふて、奥に黒書院上段間が設けられ、續いて南廣縁から牡丹之間に沿ふて、二之間、三之間、四之間が設けられてゐる。

四之間は菊之間といふ。障壁に菊を描き、その長押より上は秋草に扇面散らし、天井格間の繪は網代地に牡丹唐草崩し模様を重ね、中央に牡丹花文の圓文を入れてゐる。

三之間二之間天井は青色の花文を中心として周圍に圓文四つを配し、青赤緑金を以て牡丹や忍草崩しを描く。色調は優雅であり、障壁の松や櫻花の繪ともよく調和し、花やかな中に落付きがあり二之間三之間境の欄間も豪華な彫刻を造らず、簡素な箴欄間を以てし、柱割も大廣間よりは細くな



黒書院上段

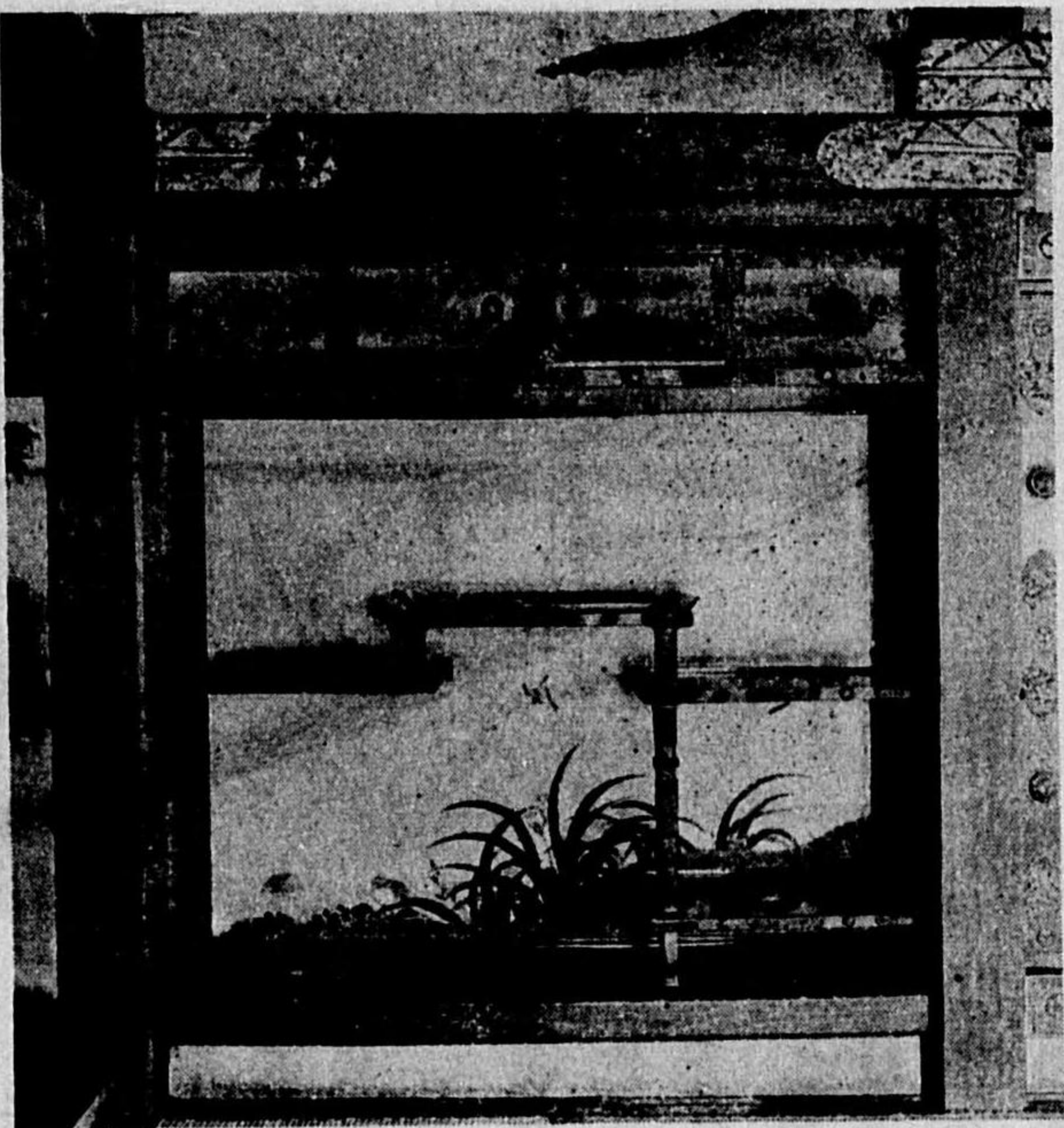
り、奥向廣間としての安易さを漂はせてゐる。上段には床・附書院・違棚・帳臺が構へられ、大廣間と同様桃山書院の特色を示すものであるが大廣間よりは意匠が濃やかで、違棚も一隅を挾んで折廻つて二ヶ所設けられ、棚の形式も變化があり、又所々七寶裝飾が行はれてゐる。

天井は折上格天井とし、繪は綠地に中央紺青中に向鳳凰を描き、その間は金地に牡丹唐草を配し格縁の黒漆や鍍金飾金具とよく調和し、美しく且つ地味である。

明治維新の際、徳川慶喜はこの黒書院に於て大政奉還を決意し、大廣間にてこれを天下に表明したと傳へられてゐる。

白書院。白書院は桁行五五・二五^尺、梁間五二^尺あり、四方廣縁に沿ふて上段以下四之間まであり、上

段の後ろには武者隠を設け、又東南隅には方三間の指出が造られてゐる。



黒書院上段違棚

白書院は他の建物に比べると極彩色が急に少くなり、全體殆ど素色に近い感があり、普通一般の書院造に於ける様な調子をもつてゐる。天井のみは少々華美で、二之間以下格間に圓文つなぎや七寶つなぎ文中に牡丹模様を描き金地に極彩色を施してゐるが、模様の柄が小さくて強い感じを與へない。上段天井格間は、綠地に金の鳳凰文と雲文とをめぐらし、中央には一種格狭間形輪郭内に菊・牡丹・紫陽花・朝顔・藤・芙蓉・萩・蘭・桔梗の如き、日常身邊に見る草花を軽く描き、清楚

な感を出してゐる。

こゝは將軍の座間として設けられたところで、上段には床・附書院・違棚・帳臺構等を型の如くに備へ、整然たるものがあるが、簡素と幽雅を旨とし、將軍座間としての静寂さを漂はせてゐる。

臺所及御清所

二之丸御殿の背後一帯に昔は臺所をはじめとする一群の建物があり、御殿と一聯のつながりを成してゐたが、現在は遠侍の北方に臺所及び御清所の一つ、きのみが残されてゐる。

臺所は桁行正面十九間
背面十五間、梁間十間、單層入母屋造本瓦葺、御清所は桁行八間、梁間六間、單層入母屋造本瓦葺、その間に幅三間長五間の廊がある。

臺所。臺所は正面に城門式入口があり、四葉金具打の立派な開扉を備へ、脇には潜戸を設け、太角柱や楣には筋鐵鉾打、兩端は銅製捲金具を以て裝飾して嚴重且つ威容を備へてゐる。

入口を入ればそこは広い土間となり、上方は太い自然木の大梁を架け渡し、束を立て貫を通した大きな和小屋式構架をそのまゝ見せ、又煙出の構造も行はれてゐる。その状態は當時の寺院の大きな庫裡の構造に似てゐる。

床は比較的高く造られ、廣板間となり、その西方から南に沿ふて數箇の室を設け、何れも猿頬天井としてゐる。

柱太さは約一尺角あり、要所要所には更に太い柱を立て、廣板間中央の柱の如きは二尺角以上ある。

廣板間の一隅、入口に近い場所に、一段高く高床が設けられてゐる。方二間あり、高さ六尺五寸、階段が附いてゐる。こゝは臺所の監視所として造られたものらしく、その下は番人の詰所の如きものであつたと考へられ、土間の入口の方に面して太格子窓が造られてゐる。

御清所。御清所は將軍の料理場として造られ、又は配膳所も兼ねてゐた。臺所と御清所との中間の廣廊下も時に配膳所となることもあつたことは、當時の大きな臺所の習慣より考へられるが詳しいことは不明である。

本丸御殿

本丸御殿は大略玄關・臺所・御書院・御殿の四部分から成つてゐる。

玄關は西北方に西向きに造られ、表玄關車寄より、南に使者之間、殿上之間、公卿之間があり、北に脇玄關が設けられてゐる。

玄關の北より廊にて東方へ、雁之間を経て臺所に至る。

御書院は玄關の東方にあり、玄關・雁之間と廊にて連る。上段下段以下數室より成り、上段は黒漆

塗框を以て一段高く構へられ、正面奥に床と違棚とが並び、壁面の金箔と極彩色の襖繪と共に莊重の感がある。

御殿は御書院の南にあり廊を以て連る。一階建と二階建の部分とから成り、一階建の方は入母屋造二階建の方は四注造、その屋根は何れも波状曲面をなす起り屋根である。内部は一階に十二疊半の御座敷をはじめとし、御化粧之間・御臺厨之間等あり、御座敷の床・附書院・違棚の構へ端然たる中に清楚の氣風漂ひ、各室に於ける袋棚小棚等の造りは風流であると同時に、常御殿としての在りし日を偲ばしめらる。

上層は二階及び中二階があり、三階造の如くなり、主間は上層にあつて廣さ十疊、竿縁天井とし、床・附書院・違棚を備へすべて簡素である。

四、障壁畫

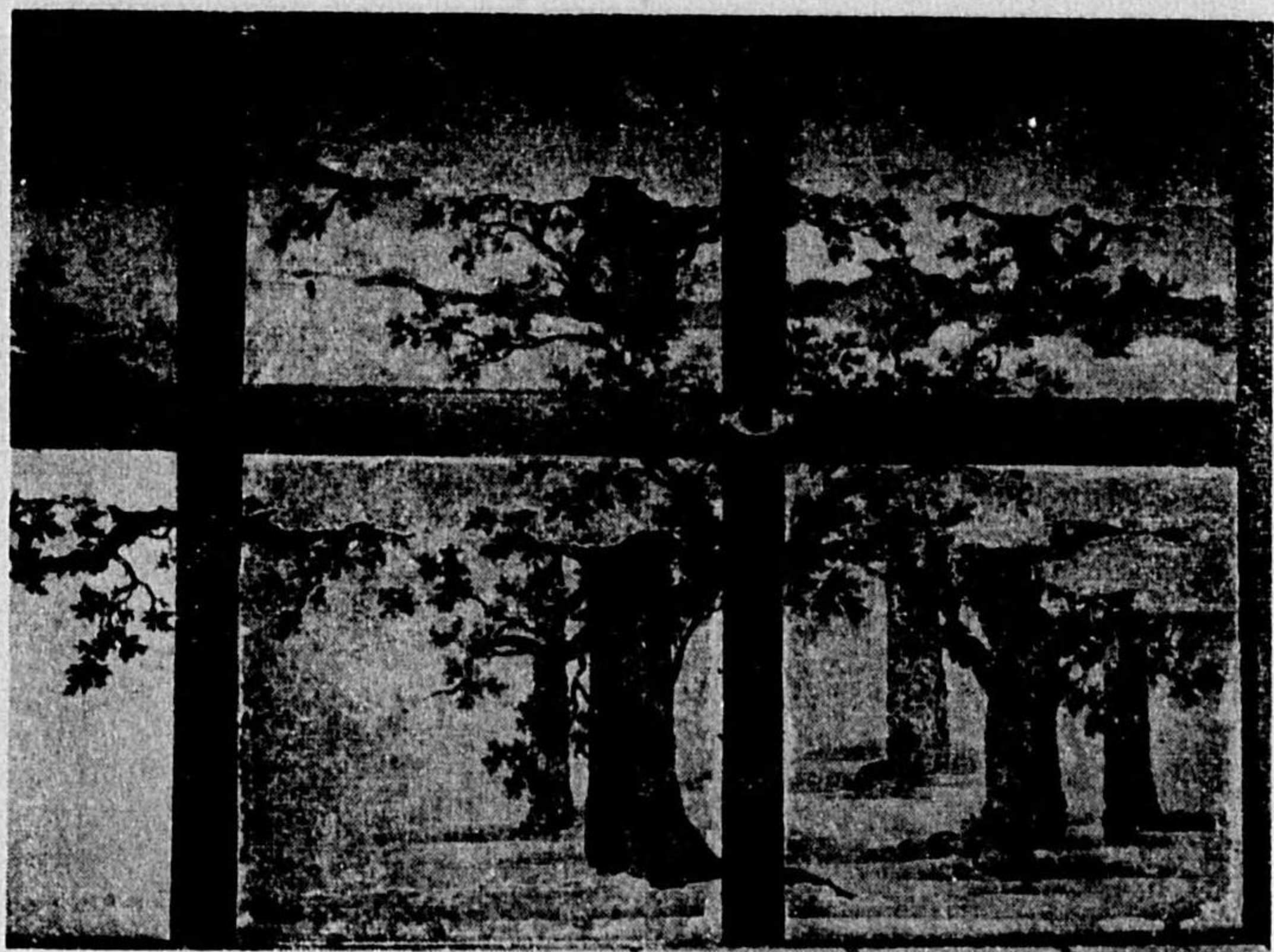
總說

建築に次いで茲に説明して置かねばならないのは二之丸御殿に現存してゐる障壁畫である。抑々障壁畫とは襖・壁貼付・杉戸等の障壁面に畫かれた繪畫の總稱であるが、かゝる障壁畫はわが國に於て主として住宅建築の壁畫として久しい發展の歴史をもつてゐるのである。然るにそれは桃山時代に於て最も精彩ある發達を遂げその黄金時代を出現せしめたのであるが、かやうな事實は當時の城郭との關係に於て考察することを要するのである。既に記したやうに、わが國の城郭は桃山時代に入つて信長・秀吉等の力によつて劃期的發達を遂げ、嘗て見ることの出来なかつた大規模の城郭が陸續として築造せられるに至つたが、それらの城郭は軍事的施設として非常に進歩したものであつたと共に宏壯なる邸宅としての性質をも兼ね具へ一面に於ては城主の威光を誇示する所以のものでもあつた。それ故に城内の殿舎の裝飾に就いても豪華な意匠を用ひたが、室内の廣大なる障壁面の如きも絢爛華麗の繪畫を以て埋めるに至つたのである。桃山時代に於ける障壁畫流行の氣運は、かくて城郭を母胎とし

て發生した譯であるが、それがひいては貴顯の邸宅や神社・寺院の書院・方丈に及ぼし、遂に一般的なる盛行を見るやうになつたのである。かの信長の安土城の七重の天守閣や其他城内數々の御殿内に一世の巨擘狩野永徳等の筆に成る豪華無比の障壁畫があつたことは文獻に見える所であるが、秀吉が築いた聚樂、大阪、伏見の諸城にも畫壇の諸名家の障壁畫が存したのである。然るにこれらの代表的城郭の障壁畫をはじめその他當代より江戸の初期に互つて築造せられた諸城郭の障壁畫にして昔日の儘の姿を以て遺存してゐるものは甚だ稀であつて、殆んど總てが湮滅の悲運を辿つてゐるのである。尤も京都を中心とする近畿の諸寺院には伏見城傳來と稱せられる障壁畫がかなり多數に遺存するが、それらは大半が果して伏見城に在つたものか否か確實を缺くものであり、又たとひさうした傳稱の正しい場合があつたとしても、伏見城そのもの、内に往時の状態に於ては殘存してゐない譯である。然らば城郭内に現存する障壁畫として如何なるものが數へ得られるかと言ふに、名古屋城とこの二條城のものがあるに過ぎないのである。蓋し京都を中心とする近畿の諸寺院には桃山前後の頃の障壁畫が多數に遺存してゐるが、以上に述べた所で明かな如く、この二條城の障壁畫は、名古屋城のそれと共にそれらの寺院障壁畫とは異つた資料的意義をもつてゐる譯である。

二之丸御殿障壁畫

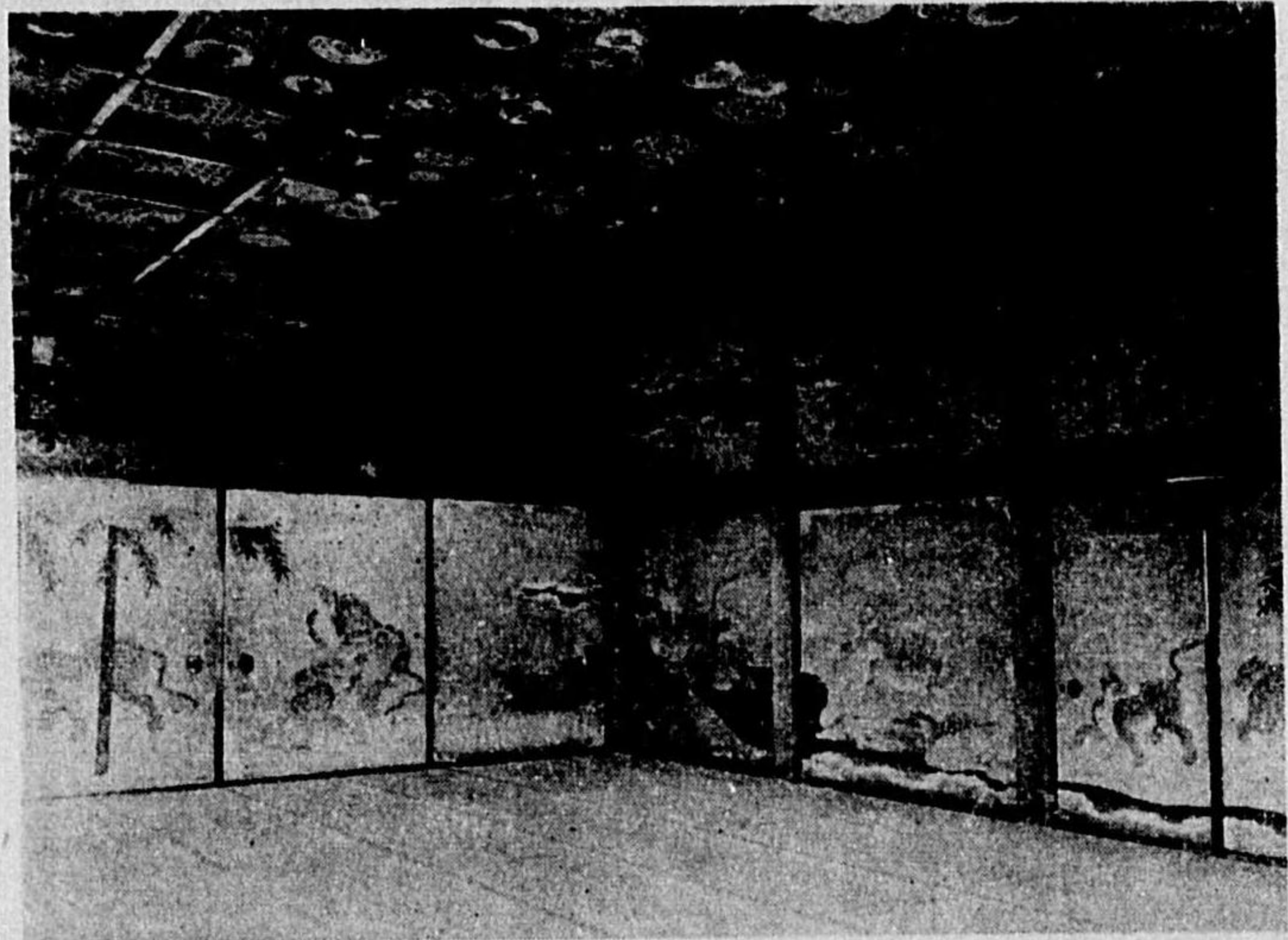
さてこの障壁畫は、二之丸の遠侍・式臺・大廣間・黒書院(小廣間)・白書院の五棟の御殿に存するのだが、白書院のものと各御殿の廣縁の杉戸繪を除くと、大半が桃山時代に流行した金地に濃彩の裝飾主義的なる金碧畫である。而してそれらの金碧畫は、これを題材的に見るに、遠侍の竹虎圖を除くと、他は綜じて花卉・樹木・鳥禽等を取扱つた花鳥畫乃至それに準ずるものである。尤も大廣間と黒書院の帳臺内に風俗畫的趣致を部分的に帯びた山水畫が見出されるが、これらは他の障壁畫より製作年代が新しく且つ他處より移されたものと思はれるから、姑く論外として置く。今それらの金碧畫を概観するに、構圖法の上より二類に大別できるかと思はれる。即ちその一は、大規模なる構圖法によつて雄大莊重の畫面を形づくらうとしてゐるものであり、その二は、寧ろ情緒的なる氛圍氣のある優雅な畫面を形づくらうとしてゐるものである。これを各御殿に就いて述べるならば、遠侍と式臺とは第一類と第二類とを併せ含むが、共に表向きの部屋のもので第一類に屬し、然らざる部屋のもものは第二類に屬することは興味深い事實である。次に大廣間は第一類のものを以て終始するが、これに對して黒書院は第二類のものを以て埋めてゐる。かやうな次第であるから、遠侍より順次黒書院まで拜觀するに、等しく華麗なる金碧畫ながらその間畫致の上に變化が認められ、盡きざる興趣を感じるのである。然るにさうした金碧の世界を見終つて、更に歩を進めて白書院に至るに、氛圍氣は全く一變しそこに瀟洒淡泊なる素地泥引の淡彩畫の世界が展開せられてゐるのである。かやうに白書院のみが他



遠侍檜圖

の御殿と裝飾法を著しく異にしてゐるのは、次の如き理由に基くのであらう。即ち遠侍以下黒書院に至る御殿は公開的性質を帯びたる建物である故に城主の威嚴を暗示する如き華麗なる裝飾畫が適切であるが、白書院は御座之間なるを以てその裝飾畫は刺戟多き様式のものよりも氣分をして安靜ならしめる如き様式のものが必要せられたのだと思はれる。以上に於て二之丸御殿の障壁畫の概説を終つたから、以下各御殿に就いて順次説明して行くこととする。

遠侍。遠侍の障壁畫は、勅使之間(上段、下段之間)の青楓檜桃圖、虎之間(一之間、二之間、三之間)の竹虎圖、柳之間の四季柳圖、若松之間の若松櫻圖、芙蓉の間の芙蓉竹雀草花圖等が主なるものであり、他に廣縁に芍藥・萩兔・竹虎・野



遠侍竹虎圖

羊、枯木豪猪・蘆雁・手毬花小禽等の諸圖を畫いた着色杉戸繪が見出される。これらのうち杉戸繪を除く他の室内障壁畫は、みな金碧畫であるが、勅使之間と虎之間の繪は、廣濶なる畫面を雄大莊重なる構圖法を以て處理してゐるが、勅使之間は殊に畫致のすぐれたるものを感じる。他の柳之間・若松之間・芙蓉之間の三室の繪は、右の二室に比すれば、構圖必ずしも雄大とは稱し難いが、また一種穩雅なる裝飾的趣致を有し、就中柳之間の四季柳圖は、特殊の清麗感を以て觀者の注意を惹く。以上の遠侍の障壁畫の筆者に就いては、從來狩野門人筆と稱せられて特定の作家名は知られてゐなかつたのであるが、最近發見せられた史料によると、嘗ては道味並に眞節と言ふ二人の畫家の名の傳へられてゐたことが明かとなつたのである。



式臺松圖

る。これら二人のうち、道味は狩野光信(一説では狩野永徳)の門人で狩野氏を許された畫家であるが、その娘は狩野興甫(興以の長子)の妻となつたと傳へられるから、興以とは世代を等しうし且つ特別親しい關係をもつた人物であつたことが知り得られる。次に眞節に就いては未だその傳歴を明かにし得ないが、眞節は或は眞説の誤傳であるやも知れず、もしさうとすれば、狩野宗秀(永徳の弟)の子と傳へられる元秀のことであるやも測り難い。但し目下のところ明確なることが知り得ないのは遺憾である。

式臺。遠侍の西に接する式臺の障壁畫は、その南面する大室及びその裏側の老中之間と呼ばれる三室に在るものを中心として、廣椽の杉戸繪が數へられるが、杉戸繪以外はすべて金碧畫である。南面の大室は、正面壁貼付と腰障子貼付とより成



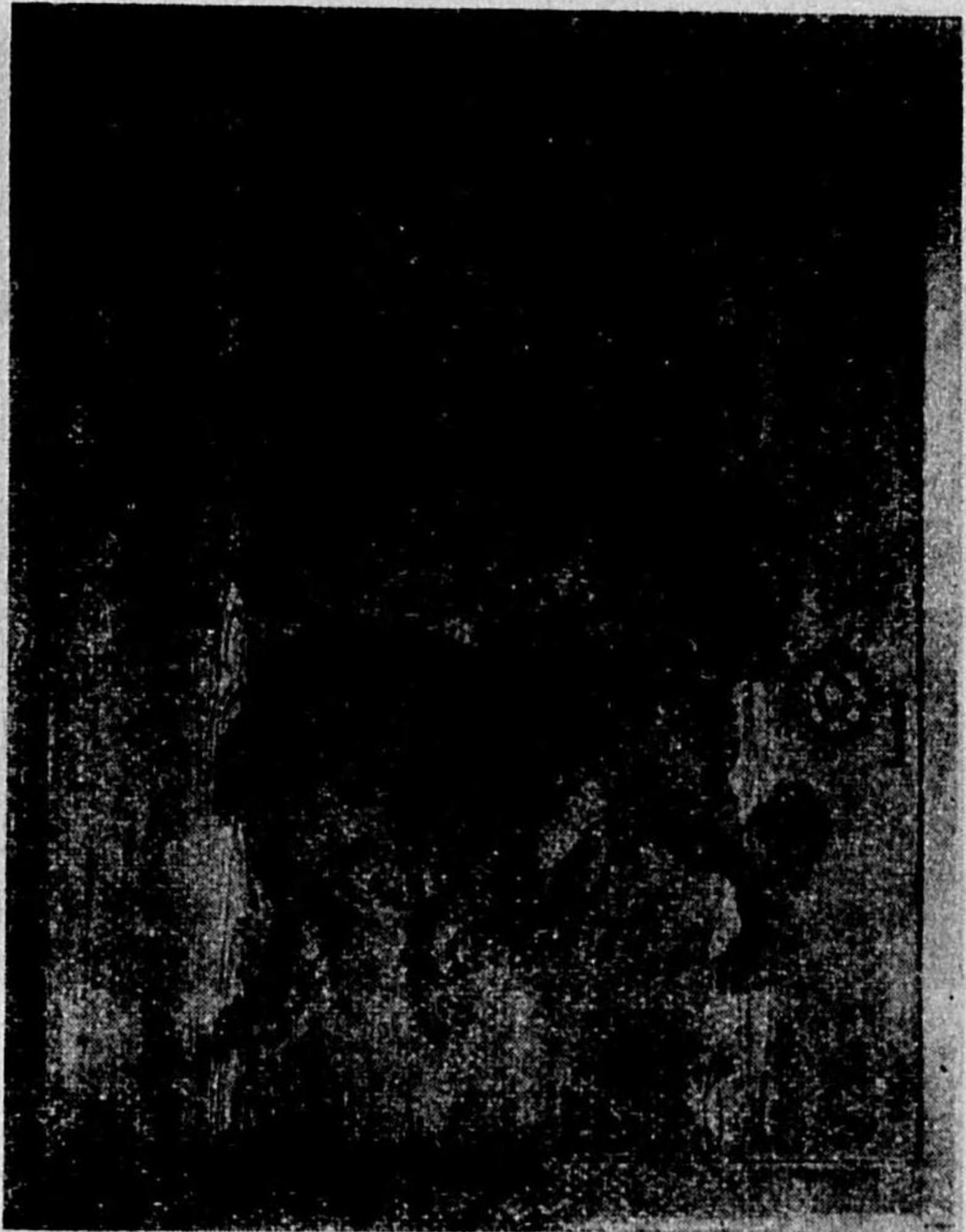
老中之間田圃雁群圖

る廣大なる障壁面に畫かれてゐるが、正面壁貼付繪の老松圖は、構圖簡潔にして雄大の趣を呈し觀者に強い印象を與へる。裏側の老中之間三室のうち二室は田圃群雁圖、他の一室は雪中柳鷺圖を畫く。これら老中之間の障壁畫は、閑寂にして情緒的なる趣に富み、表の老松圖とは別種の表現を示してゐる。次に廣椽の杉戸繪としては、南側廣椽の有名な唐獅子圖(四方睨み)の唐獅子(の唐獅子)を始めとして蘆雁・松鶴・紅葉鹿・櫻尾長鳥等の諸圖が存する。以上の式臺の障壁畫は狩野探幽の筆と言はれる。探幽は孝信の長子として生れ、江戸初期の代表的畫家としてその延寶二年十月七日七十三歳で歿するまでの長い生涯には幾多の作品を遺した。かゝる彼が廿五歳の時當城の行幸御殿に筆を揮つたことは、林鶯峰の撰に成る探幽碑銘によつて知られるが、

如上の式臺の障壁畫は、即ち彼の筆と傳へられる譯である。

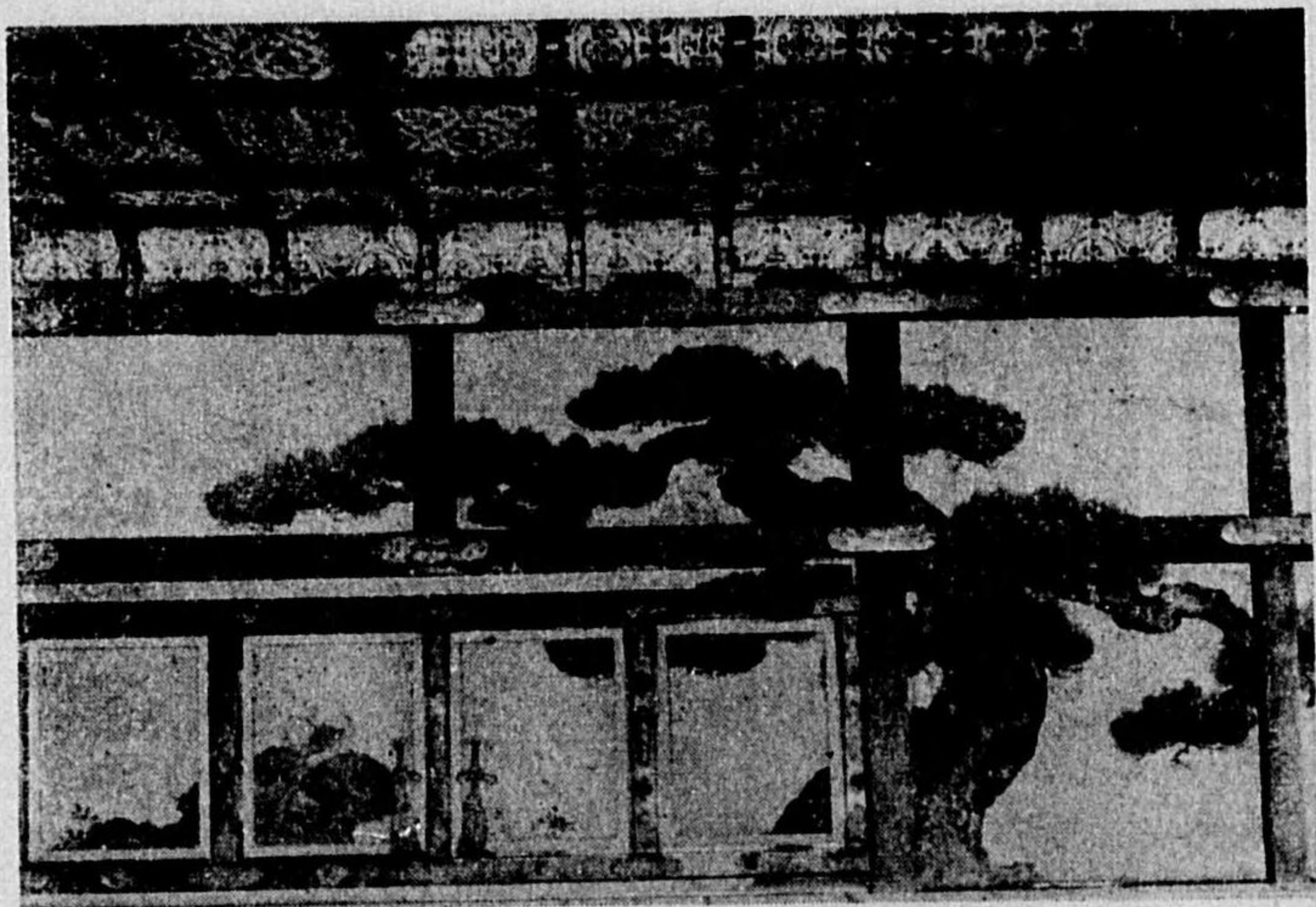
大廣間

この御殿に於ては、上段の間・二之間・三之間・鎗之間の金碧障壁畫が主要なるものであるが、周圍廣椽には多くの杉戸繪が見出される。まづ上段之間を見るに、その正面大床の貼付を中心とする寛濶なる畫面に金碧畫を畫くが、老松の巨幹を取扱つて統一的にして重厚なる構圖を展開せしめ、その間違棚下貼付に竹圖、帳臺貼付に岩上に憩ふ錦雞を畫いて部分的に優雅の趣を添へてゐる。かかる上段之間に續く二之間は、その畫調を一にして、やはり老松の巨幹を中心の題材とする大規模なる圖様が見られるが、その南側の畫面には水邊に喜遊する雌雄の孔雀を配して優美の情を添へてゐる。三之間の障壁畫は、また老松の巨幹に孔雀を配し、圖様、畫致共に二之間の延長と解して差支へなきものであるが、



四方睨みの唐獅子圖

四、障壁畫



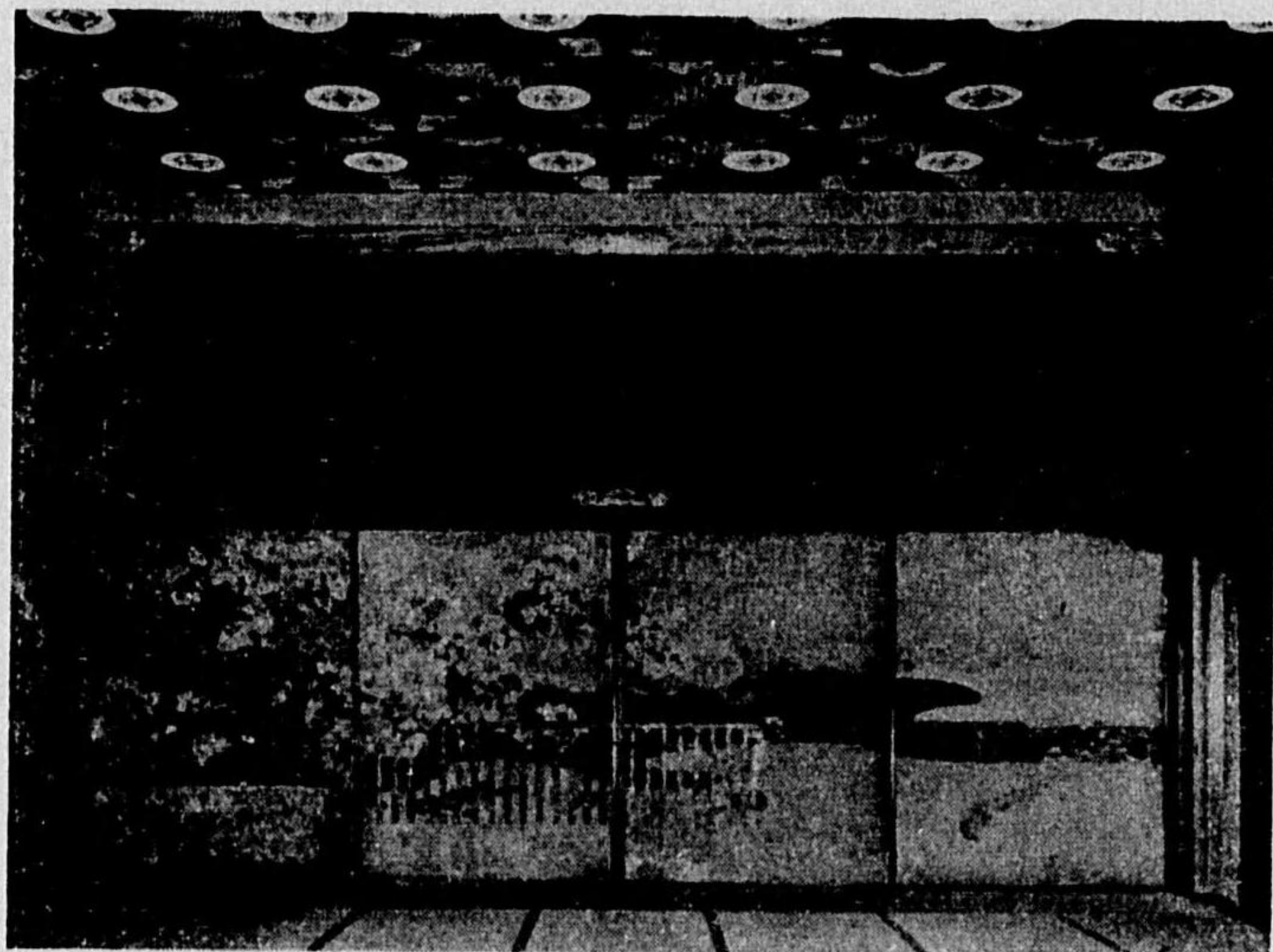
大廣間上段松錦雞鳥圖

る。然るに鎗之間は、老松の驚くべき巨幹と三羽の猛鷹を中心として二之丸御殿の障壁畫中もつとも豪宕雄大の畫面を形づくつてゐるが、その猛鷹の描寫は寫實的にして而かも逞しい氣魄に溢れて觀者に力強く迫り來るものがある。なほ杉戸繪には野羊・蘆雁・野羊楨柏山鳩・松鷹・櫻薔薇・柳笹・枇杷栗鼠・芙蓉・柳鷺紅葉等の諸圖が畫かれてゐるが、夫々に丹青の妙を盡してゐる故に、仔細に見れば、愈々感興の深きものがある。かやうな大廣間の障壁畫は、全體として探幽の筆と傳へられてゐるが、少くともその老松の巨幹を取扱つた諸圖の如きは、同じく探幽の名を以て呼ばれてゐる式臺の南面大室の老松圖と趣致の相近きものなることを知るのである。

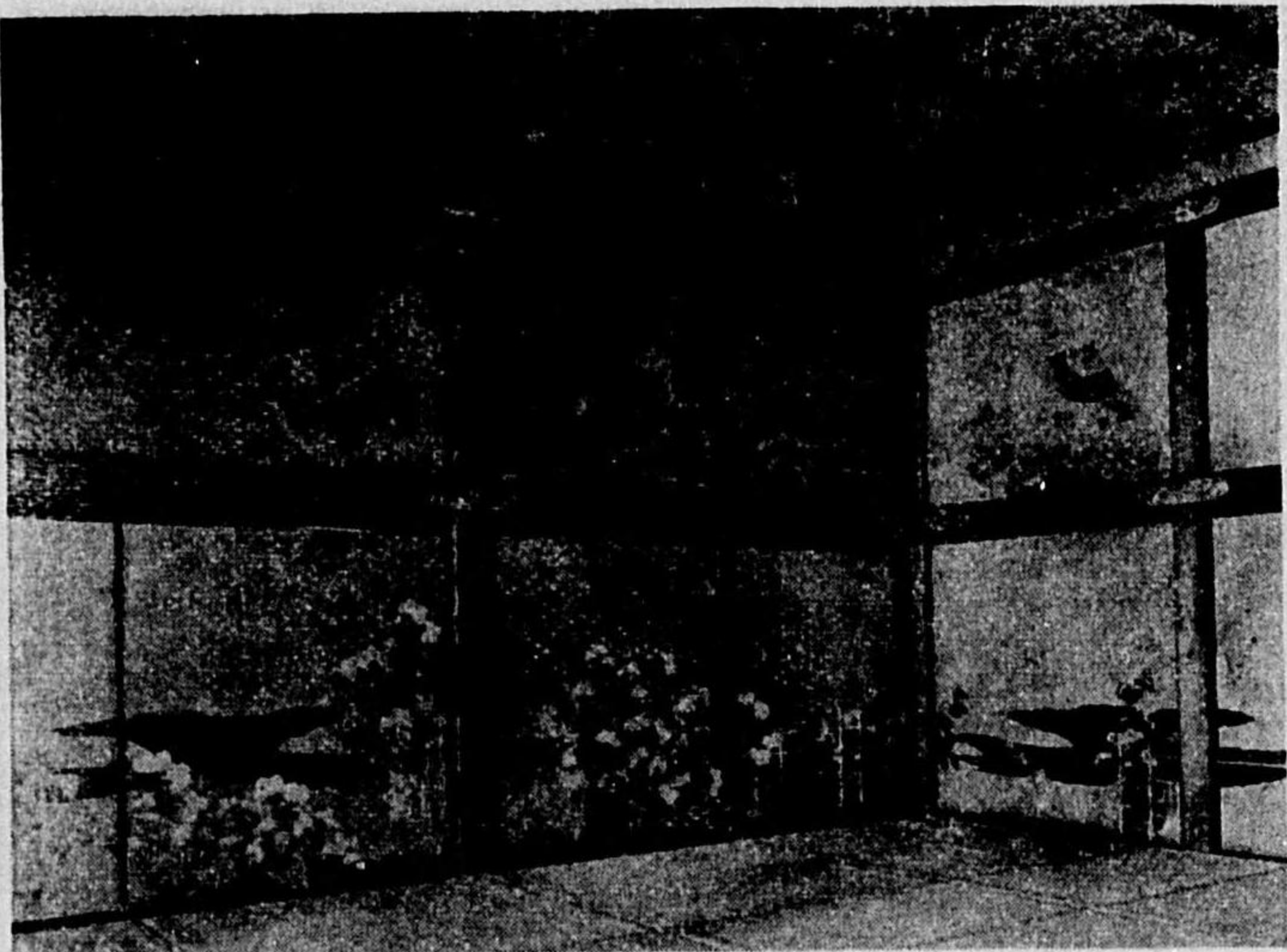
黒書院。大廣間と黒書院(小廣間)とを連絡せしめてゐる蘇鐵之間は、もとはその障壁面に蘇鐵が畫かれて

るたが、今は大廣間境及び黒書院境の杉戸繪に蘇鐵圖が僅かに残つてゐるのみで、他の障壁面は新しい金箔地の貼付と取替へられてゐる。

黒書院の障壁畫としては、上段之間・二之間・三之間・菊之間・牡丹之間等の金碧畫を始めとして廣椽の杉戸繪が見出されるが、まづ上段之間は床貼付の薄雪松柴垣小禽圖、違棚下貼付の竹柴垣圖・草花鶉圖、帳臺貼付の櫻花薙子圖などを中心として華麗の畫面を形づくつてゐるが、これを大廣間の上段之間に比較するに、構圖の規模は小さいが、圖様が賑やかで優美であり、情緒的なる味はひが深い。かやうな特色は二之間の櫻花圖を始めとして三之間の海邊松群鷺圖、菊之間の竹籬菊花圖、牡丹之間の牡丹圖等を通じて看取せられる所である。而して以上の諸室のうち、菊之間の障



黒書院二之間櫻花圖



黒書院之竹籬菊花扇面散圖

壁畫は、その長押上の貼付の秋野扇散し圖が、また意匠的に面白いから、拜觀の際に見落すべきではない。次に杉戸繪としては、花籠・舟濡鷺・枯木鳩・垣朝顔・牡丹・椿・紫陽花・芙蓉・若竹その他の諸圖が數へられるが、それらのうち花籠圖と舟濡鷺圖とは特に畫致の卓れたるものがあり、人口に膾炙する所である。以上の黒書院の障壁畫は、狩野尙信の筆と傳へられてゐる。尙信は、探幽の弟で孝信の次子である。兄探幽に劣らざる名手として江戸初期の畫壇に名を成したが、慶安三年四月七日、四十四歳にて歿した。

白書院。先に述べた如く、黒書院まで拜觀し終つて更にこの白書院に入るに、室内裝飾畫の風趣が一變するのであるが、上段之間・二之間・三之間の三室は素地泥引の淡彩山水畫、四之間が素地



濡鷺ノ圖

泥引の竹雀・柳小禽・蘆雁圖・御帳臺内が着色柴垣萩圖、そのほか上段之間の格天井の着色花卉圖や、廣椽の着色柳・竹躑躅・芙蓉柴垣・松山茶花・桃花小禽・牡丹・垂櫻・蘆鷺・紅葉小禽・柳鷺・枯木鳥・山桃雀・蘆鴨・杜若・海棠・桂花小禽・海棠・芙蓉・柳甘草・檜・蘆雁・躑躅・紫陽花・畦雁・松尾長鳥・山梔鶺鴒・垣櫻等の諸圖が見出される。以上のうち、上段之間・二之間・三之間の山水圖は楷體畫であつて、謹密なる描法に成つてゐるが、穩和で而かも瀟洒な畫趣を示し、これに對して上段之間の天井畫や帳臺内の柴垣萩圖等は着色畫ながら清楚の情緒を以て、緊密なる調和を保つてゐる。而して、四之間の柳小禽・竹雀・蘆雁圖は、題材と畫體こそ異なれ、また他の諸室の障壁畫と畫趣を一にしてゐるが、特に竹雀

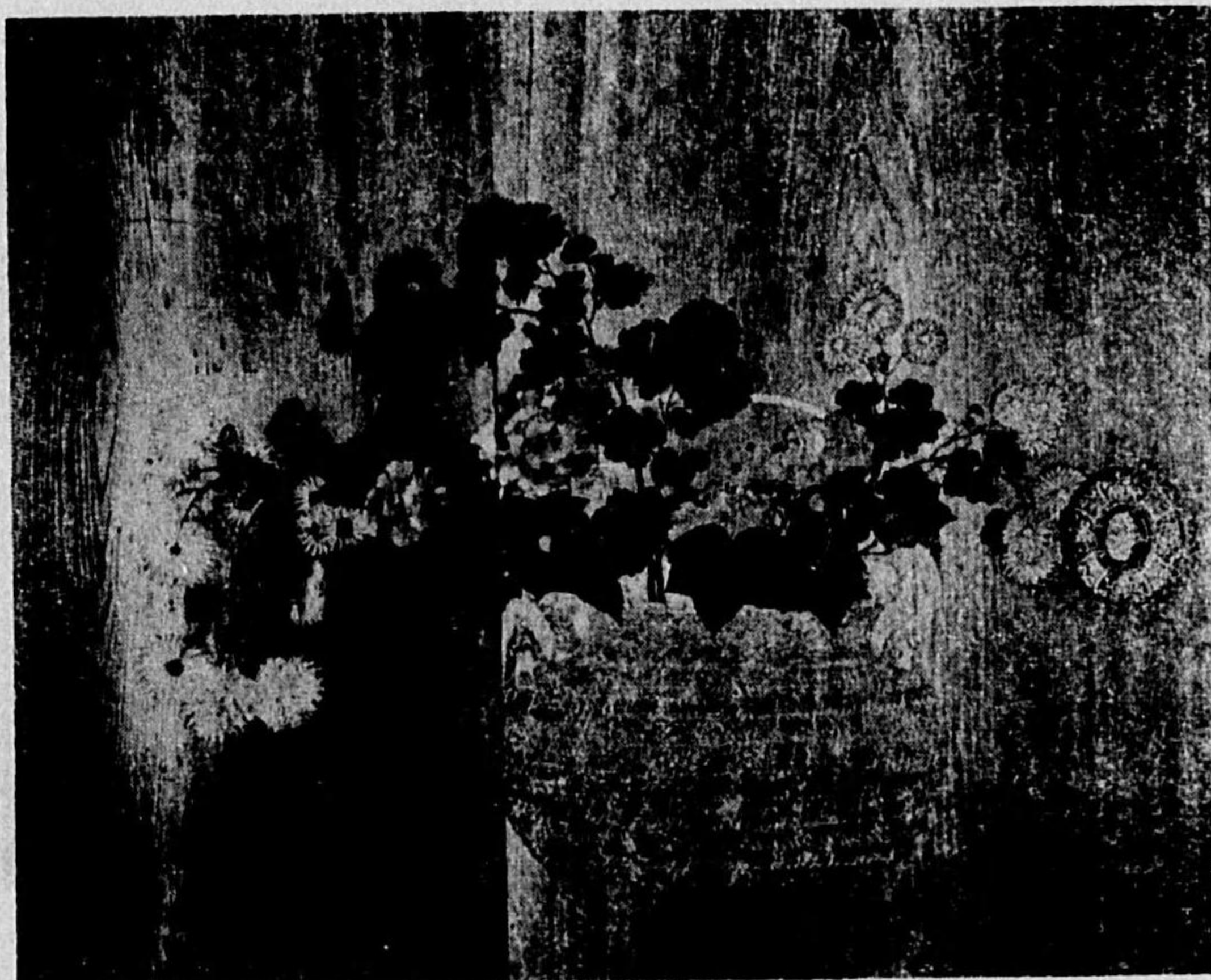
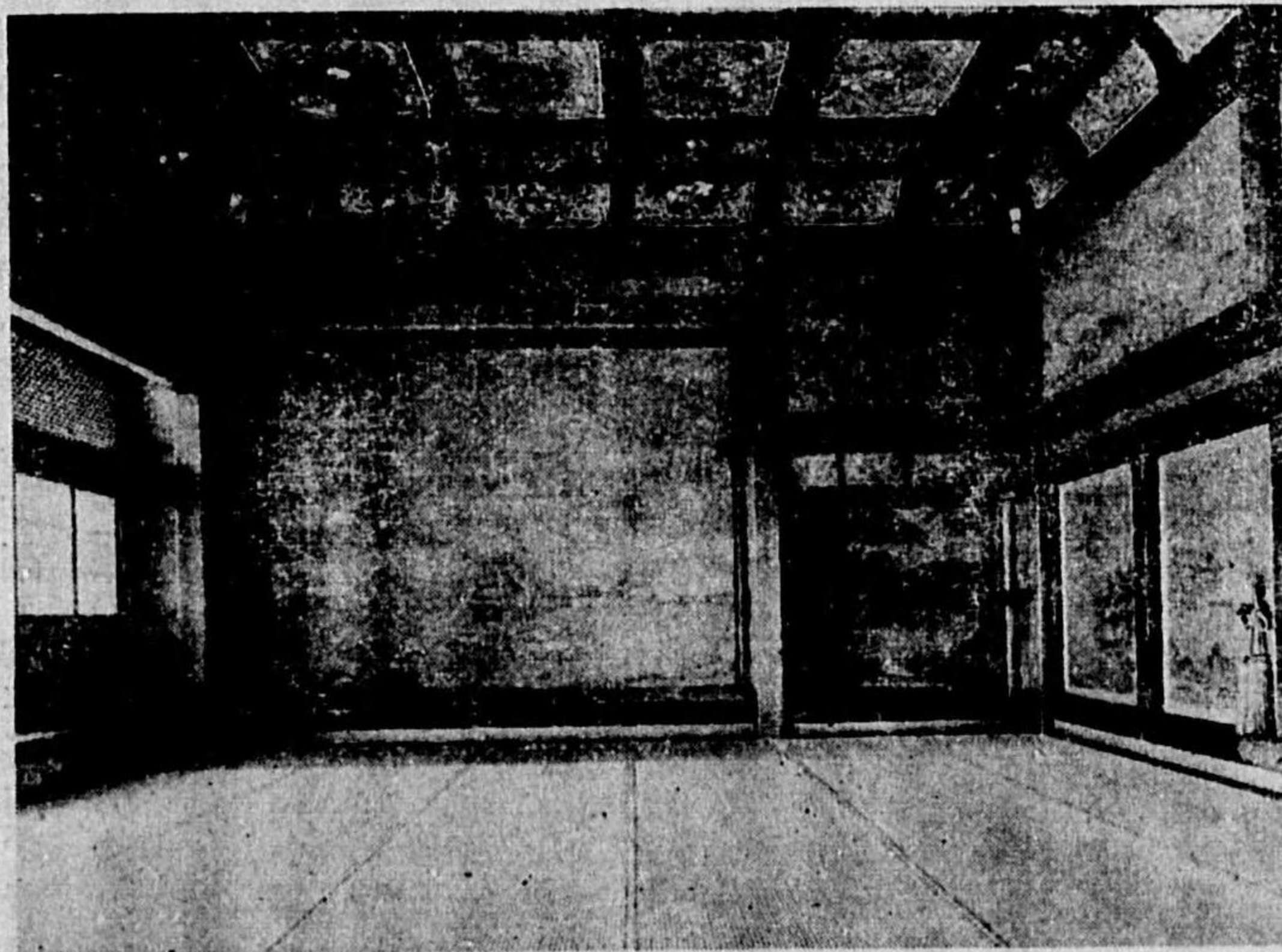


圖 籬 花 院 書 黑



間 之 段 上 院 書 白

白書院四之間竹雀圖部分(ねむり雀) ↓



圖は詩情の深きものがあり、世に「ねむり雀」として知られてゐる名畫である。

以上の白書院の障壁畫は、狩野興以の筆と傳へられてゐる。興以は狩野光信の門人であるが、孝信(光信の弟)の委囑によつてその三子守信(探幽)、尙信、安信を養育し、彼等の後年に於ける大成の基礎をつくつた畫人として、わが近世繪畫史上重要な位置をもつ人物である。彼は寛永十三年七月十七日に歿したが、遺憾ながらその享年は不明に屬する。

本丸障壁畫

二條城の障壁畫としては、以上の二之丸御殿のもの、他に尙本丸のものが存する。但しこれは當城へ移建せられた舊桂宮御殿の障壁畫であつて、その製作年代も新しく、筆者として傳へられる畫家の主なる人々として原在照・八木奇峰・圓山應立・田村學秀・岸竹堂・星野蟬水・長澤蘆洲・狩野永岳・中島來章・中島華陽・長野祐親・五井友山等が數へられる。この本丸御殿の障壁畫は、一般の拜觀は許可せられてゐない。

五、庭園

二條城には現在擧ぐべき庭園が二つある。一は二之丸御殿の大廣間の西にあるそれであり、他は本丸の御殿の南にあるそれである。先づ二之丸の庭園から述べる事にする。

二之丸庭園

二之丸庭園が何時の頃、誰によつて造られたかといふ事は詳らかでない。然し現在見る如き庭園は遅くとも寛永三年、後水尾天皇が二條城に行幸あらせられた頃には既に存在してゐたといふ事は確實のやうである。即ち當時の二條城の様子を畫いた「寛永行幸御城内ノ圖」を見てみると、池の形や中島や橋梁の配置など現状と一致してゐるのであつて、たゞ異なる點は、池の東南隅の所が現在はこの繪圖よりも出張つてをり、その部分の西岸及び南岸が直角に交つて切石を以て直線的に疊まれてをり、そして東岸の所には水面へ降るための石段が設けられてゐる事である。而してこの東南隅の部分の變更が何時頃行はれたかは「二條御城内繪圖」に依つて知る事が出来る。同圖に畫かれてゐる泉水の形は現在のと全く同一であると考へる事が出来るのであるが、この繪圖は寛延三年雷火によつて天守が



(る観りよ境のと院書黒と間廣大) 園庭丸之二

焼亡した以前の状態を示すものであるから、現在の泉水は寛延三年以前の状態を傳へてゐるものであると見て差支ない。かやうにして現在の二之丸庭園は寛永三年頃には既に存在してをり、その後寛延三年以前の何時かに、池の東南隅の部分が擴張せられて一部の變更が加へられたのである。然らば寛永三年以前はどうであつたか。それについて更に考察してみることゝしやう。

それには先づ二之丸庭園の觀賞の位置について述べる必要がある。二之丸庭園の觀賞の位置は、池の形や、瀧の位置、島や築山の配置等の關係から考へて、大廣間及び小廣間であるといひ得るのであるが、その中でも大廣間の方が主となつてゐる事はいふまでもない。而して現在、瀧の後を通り、橋を渡つて泉水の周圍を廻り得る通路があ



(る観りよ間廣大) 園庭丸之二

るが、この通路を傳つて池の南の所へ來ると、奇妙にも庭園の南半部に於ける石組が南面してゐて明らかに南方から眺めるやうになつてゐる事に氣付くのである。然し乍ら、これ等の石組を主として、南方から庭園を觀賞するといふ事になると、瀧は横から眺める事になり、島は相重つて見えるといふやうな有様で、到底之を以てこの庭園を觀賞する正しい位置と考へるわけにはいかない。然しこの不可解な作庭上の矛盾は、二條城の建築の變更を知る事によつて容易に解決する事が出来るのである。即ち前記建築の項に於て述べられてゐるやうに、寛永三年、後水尾天皇行幸の際に、泉水の南方に行幸御殿が設けられたのであるが、當時の建築物の配置を示してゐる所の上記「寛永行幸御城内の圖」を見ると、當時は現存建築の外に、

行幸御殿やそれに附屬する建築物があつて、泉水は四方がそれ等の建築物で取圍まれてゐたのである。そして當時御殿の北方には池中に亭があつて御殿と廊で連絡されてゐた事も知る事が出来る。この繪圖に示されてゐる庭園は、池と中島と橋と丈けであるが、前にも述べたやうに、その模様は現在と殆んど變りはないといつてよい。これ等の事から判断してみると、庭園は寛永元年から着手された行幸御殿の建築以前から存在してゐたのであつたが、行幸御殿の造營に際し、同御殿からの觀賞の事を考へて、庭園南部の石組に多少改變を加へ、主要な石組を南面せしめたといふ事が出来るのである。そして現在池の西南隅が直角に交る切石垣になつてゐるのは、行幸御殿の造營に當つて中宮御殿とそれに續く長局とが直角をなして池に接してゐた、めでめると考へられるのである。

次に作者について考へてみる事にしやう。古來の言傳へとしては、小堀遠江守政一（通稱、小堀遠州）といふ事になつてゐるのであるが、それを證明するに足るやうな記録等は、未だ發見されてゐない。また遠州以外の人が作つたといふ證據も見當らない。

さて小堀遠州は、天正七年近江國に生れ、正保四年六十九歳で歿し、茶道では遠州流の祖であり、書畫に堪能であり、造庭に於ては特に聞えてゐた。從來遠州の作と稱せられてゐる庭園は京都やその他の地方に少くないのであるが、それ等の中には遠州の作なる事が否定せられてゐるものもあり、また或程度まで肯定せられてゐるものもある。京都に於て遠州の作と言傳へられてゐるものには、桂離

宮・二條城・仙洞御所・高台寺・南禪寺方丈・金地院・孤蓬庵・大徳寺方丈等の庭園がある。

こゝではそれ等についていち／＼穿鑿してゐる餘裕はないが、何れにせよ遠州が造庭の大家であつて江戸時代初期に於て大いに活躍したといふ事は確かである。記録に依れば、遠州は、寛永六年六月より江戸城西之丸新山里の御露地並御座の間の御泉水の作造を、また同十年八月より同十三年六月まで仙洞御所御泉水の作造を仰付られてゐるのであるが、これ等當時に於ける第一流の造庭工事に彼が拔擢起用せられた事は、當時伏見奉行であつたその位置として當然ともいひ得ようが、矢張り彼の造庭に於ける卓越せる技能を認められたに因るといつてよいであらう。以上の外、京都の金地院や孤蓬庵、東京品川の東海寺等の庭園の作造に彼が關係してゐる事も明らかにされてゐる。

かやうにして遠州は作庭に於て非凡の才を有し、夙くより幕府に仕へ、あちこちの重要な建築や庭園の工事に關係し、二條城の造營にも關與してゐる所から考へて、二之丸庭園が遠州作と言傳へられてゐる事に全然根據がないといひ去るわけにもいかないであらう。なほ序ながら、寛延三年天守焼亡以前の古圖「二條御城御指圖」には、白書院（御座之間）横の附箋に「御庭小堀遠江守好」と記されてゐる事を附言しておく。

次に庭園の現状を見てみる事にしやう。

二之丸庭園は大廣間の西、小廣間（黒書院）の南に位し、庭園の大部分は池になつてゐて、池の面積



二之丸庭園(黒書院より観る)

は約四百八十坪ある。池の中には三つの島があり中央の一番大きな島へは北の岸から橋が架せられてをり、更にこの中央島はその東にある小島と橋で連絡されてゐる。橋はこれ等の外に西岸の入江になほ二ヶ所ある。池の西北端に瀧があつて、こゝから落ちた水は池に湛へられて後、西南の池尻から暗渠に入り、庭外の内濠に注ぐやうになつてゐる。池の周囲や中島には多數の岩石が配置せられ、それ等は變化に富んだ池の輪郭や巧みな島の配置と相俟つて形式美の極致を示してゐる。樹木は主として庭園西部の境界に近い所に植ゑられ、建物に沿つた所や島の上には比較的僅かしか見られない。建物に接した部分には白砂が敷かれ、他の部分は苔や芝で被はれてゐる。かくして庭園は西部の植込を背景として、瀧・水面・岩石・苔・

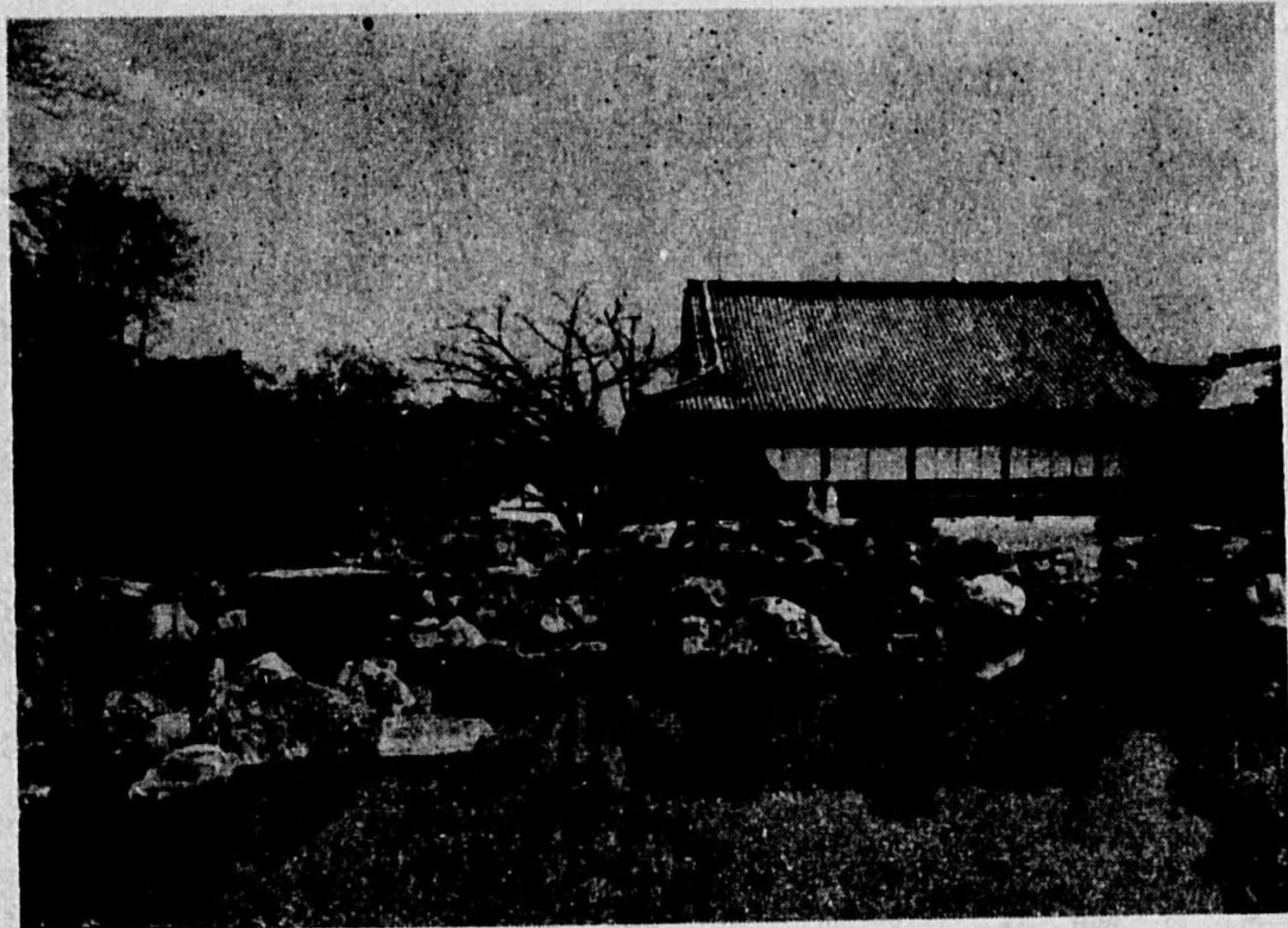
芝・敷砂等が甚だ心地よき階調を示し、清麗典雅の趣に充ちてゐる。

本庭園の主役をなすものは、何といつても、石と水である。色彩に富んだ大小數多の岩石が、或は高く或は低く、或は横に或は豎に、或は水邊に或は芝生の中に、或は單獨に或は群團として、甚だ洗煉された技巧によつて縦横に驅使されてゐる有様は實に壯觀であるといはなければならぬ。この巧妙にして力強い石組があつてこそ、本庭園がよく豪壯なる城郭建築に調和し得たのである。そしてこの豪華な石組の手法は桃山期乃至江戸初期の特徴をよく示してゐるのである。

本庭は俗に「八陣の庭」ともいはれてゐるが、これは陣法の一つに八陣の法といふのがあり、その陣の配置に倣つて池の形が案ぜられ、島や石の布置が行はれてゐるといふのである。この事について別に確かな記録等があるわけではないが、これは本庭園が武將の庭であり、庭園全體の形が大體方形をなし、石殊に立石が甚だ多い等の事からして、かくいはれるやうになつたかと思はれるのである。

池の中に島が三つあるが、これ等は蓬萊・方丈・瀛州の三神山を模するものであるともいはれ、また、中央のを蓬萊島、左右の二つを鶴島、龜島と稱へるものもある。

池の水は、現在は内濠を用ひてゐるのであるが、古く寛永時代には遠く鴨川から水を引いてゐたといはれてゐる。即ち西賀茂のあたりから分流せるものを途中埋樋を用ひて北大手門から城内に導き



（る觀りよ方南）園庭丸之二

六八
瀧から池に入れてゐたのである。けれども屢々通水に故障を生じ、水は跡絶え勝ちであつたので、明治三十年になつて池の水を乾す事になり、池底に小石を敷いて所謂空泉水に模様替された。その後永い間殺風景な空池となつてゐたのであるが、昭和三年御即位の大禮に際し、内濠の水をモータで揚げる装置をなし、その水は瀧を通じて池に入れられる事になり、かくして再び昔日の景趣がとり戻されたのである。

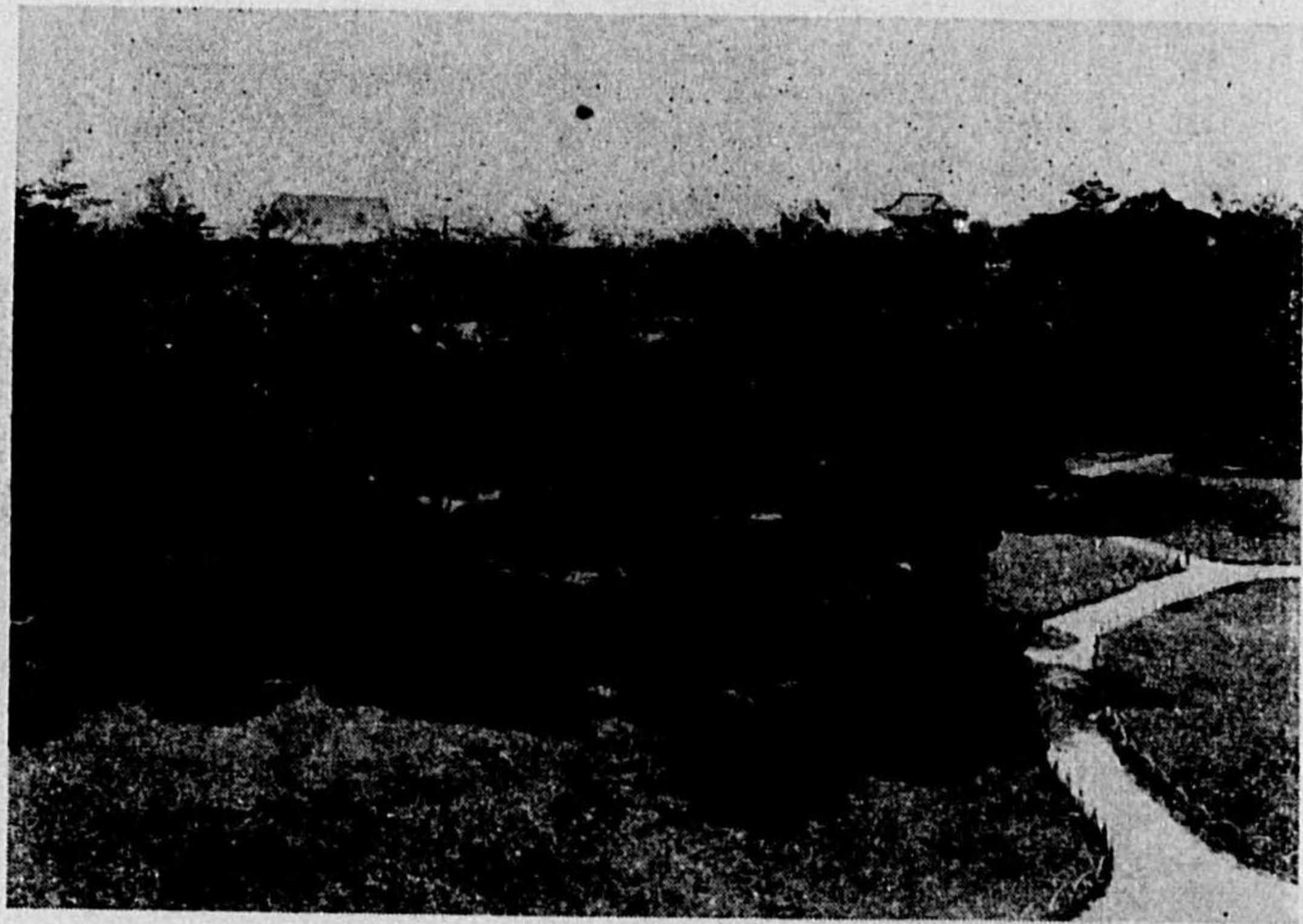
もこの庭園には樹木は一本もなかつたといはれ、そしてそれは樹木の榮枯により林泉の觀を變ずるを恐れて、故らに作者が之を植ゑず、只水石の布置を以て一偉觀を作つたといはれ、或はまた樹木一本も無しといつたのは花木の意ではなからうかといふ人もあるのであるが、今はたゞさうい

ふ説もあるといふ事を附記するに止めておかう。

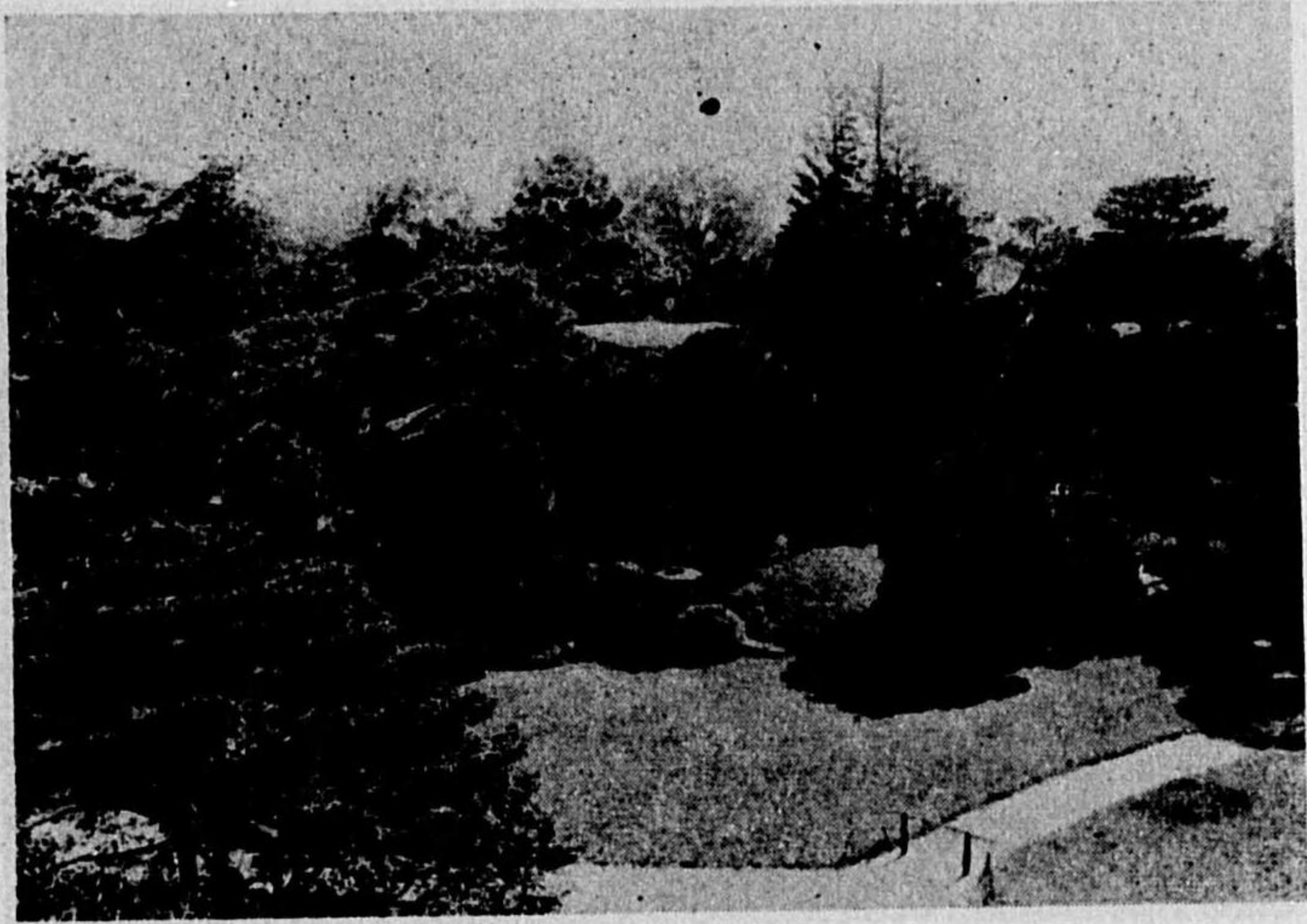
以上を要するに、二之丸庭園は、記録や作風から推して、慶長七、八年頃二條城が造られた時にその建築に調和せしめて築造せられたものが、後日、後水尾天皇行幸の際一部改修を加へられ、そのまゝ今日に至つたものと考へられるのであつて、その作風は桃山末期乃至江戸初期に大成せられた書院造の大建築に伴ふ庭園の特徴をよく示し且つ現存歴史的庭園中の一大傑作たるを失はないものである。

本丸庭園

本丸にあつても二之丸と同じやうに御殿の建築と同時に庭園も設けられたと考へられるし、後には寛永十年十月より同十一年六月まで小堀遠州が



園庭丸本



本丸庭園

本丸の敷寄屋の作事を仰付られたといふやうな記録のある事から考へても、本丸にも古くより相當の庭園があつたといふ事は容易に想像し得るのであるが、それが如何なるものであつたかは未だ詳らかではない。

而して現在の庭園は一見して直ちにそれとわかるやうに、比較的新しいものである。前にも述べられてゐる通り、現在の本丸御殿は明治二十六年に京都御苑内舊桂宮の御建物を移築したものであるが、當時は今の庭園のある所は荒廢してゐて一面の藪となつてゐたのである。それでその年これを開墾し地均しを行ひ、京都常盤井殿町御料地(元二條邸、當時平安義校へ貸與地)内の庭木、庭石を運搬して、庭園の築造が行はれ、翌二十七年十二月に竣功した。

その翌年即ち明治二十八年の五月二十三日に 明治天皇が廣島大本營よりの御歸途、本丸に行幸御駐蹕遊ばされたが、當時明治天皇の御沙汰に依り、本丸庭園改作の調査が行はれる事になり、同年七月改造工事に着手し、翌二十九年三月に竣功した。この改作によつて、從來あつた御庭の中央の空泉水が埋立てられ、東南の一隅に盛土を行つて月見臺が設けられ、他は平地として野芝が植付けられた。今日の庭園は即ちこれであつて、樹木や石燈籠の配置なども大體當時のものである。本庭が明治天皇の御作といはれてゐるのも右の事情から自ら了解せられるのである。

本庭園が近代的な芝生の庭として頗る氣品に富み優雅な御殿の建築といかにもよく調和してゐる事は、二之丸庭園が水と石の庭として宏壯華麗な大書院建築に相應しい剛健の風を示してゐる事と相對して、まことによい對照であるといはなければならぬ。

六、年 表

後陽成天皇

慶長六年十二月 家康關西の諸大名に二條城の造營を命ず
 同 七年 五月 築城に着手す
 同 八年 三月廿一日 殿舎庭園等造營の工成り家康始めて入城す
 同 廿五日 家康將軍宣下拜賀の爲參内す
 同 四月五・七日 將軍宣下の祝賀の猿樂を催す
 同 十六日 家康伏見城に歸る
 同 七月三日 家康入城す
 同 十五日 家康伏見城に歸る
 同 九年六月十日 家康伏見より入城す
 同 十二月 片桐且元等豊國臨時祭の事を議す

同 同 廿二日 家康參内す
 同 同 廿四日 猿樂を催し高台院を遷す
 同 同 七月一日 家康伏見城に歸る
 同 同 十年三月廿九日 秀忠入城し次で參内す
 同 同 四月八日 家康入城、十日參内、十五日歸る
 同 同 十六日 勅使參向あり秀忠將軍となる
 同 同 廿六日 秀忠參内し將軍宣下を謝し奉る
 同 同 廿七日 秀忠伏見に向ふ
 同 同 七月廿一日 伏見城修築の爲家康入城す
 同 同 八月廿一日 家康伏見に歸る
 同 同 十一月七月廿七日 家康入城す

後水尾天皇

同 八月二・三日 猿樂を催す
 同 同 十一月 家康參内し翌日伏見に歸る
 同 同 十六年正月 修築あり
 同 同 三月廿三日 家康參内し二條城に歸る
 同 同 廿八日 家康秀頼と會見す
 同 同 四月十八日 家康離京す
 同 十七年九月 修築を始め平野長泰その助役を命ぜらる
 同 十八年六月 修築成る
 同 十九年十月廿四日 家康入城す、連日軍議行はる
 同 同 十一月十一日 秀忠入城父子軍を議す
 同 同 十五日 家康大阪に出陣す
 同 同 十二月廿五日 家康歸城す
 同 同 廿六日 前月より行ひし古典籍の書寫成る
 同 同 廿八日 家康參内し翌日勅使參向あり
 元和元年正月三日 家康出城江戸に向ふ

同 同 廿四日 秀忠入城參内す
 同 同 四月十八日 家康上洛入城し軍議を擬す
 同 同 五月四日 上杉景勝登城し京都を警衛す
 同 同 五日 家康大阪に出陣す
 同 同 八日 大阪落城し家康即日凱旋す
 同 同 七月九日 家康豊國社の破毀を命ず
 同 同 十七日 公家法度十七條を出す
 同 同 廿九日 南蠻人登城す
 同 同 八月四日 家康出城東下す、五月より此日まで家康在城、眞言・天台の論議舞樂猿樂行はれ、源氏物語の講釋等あり
 元和五年九月 修築行はれ藤堂高虎等事に與る
 同 同 六年五月廿八日 徳川和子上洛入城す
 同 同 六月十八日 和子二條城より入内す
 同 同 九年六月八日 秀忠入城す
 同 同 廿五日 秀忠參内す

六、年 表

同 七月十五日 家光入城、即日伏見に歸る
 同 八月六日 家光參内し將軍宣下を御禮申
 上げ奉る
 同 同 十四日 將軍宣下祝賀の猿樂を催す
 同 閏八月一日 暹羅國使登城秀忠に謁す
 同 同 十四日 秀忠參内し、廿一日東下す
 同 同 同 二條城構造の黒印狀を下す
 寛永元年正月五日 二條城構造の黒印狀を下す
 同 同 二月 修築の課役を命ず
 同 同 九月 小堀政一修築の奉行となる
 同 二年四月二日 渡邊茂二條城番となる
 同 同 三年 二の丸庭園南半部石組改變す
 同 同 三年六月二十日 秀忠上洛入城す
 同 同 七月十二日 秀忠參内し、是より行幸の事
 を議す
 同 同 八月十一日 秀忠參内す
 同 同 十五日 家光入城す
 同 同 九月六日 後水尾天皇の行幸を仰ぐ、御
 駐蹕五日、十日還幸あらせら
 る

七四

同 同 十三日 秀忠家光參内行幸の御禮を申
 上げ奉る
 同 同 廿五日 家光東下す
 同 同 十月六日 秀忠江戸に下る
 同 同 四年 唐門を崇傳に與ふ
 同 同 五年 九月 修築あり、小堀政一作事總督
 となる
 同 同 同 是年行幸御殿其他を仙洞御所
 に移す
 同 同 七年九月廿七日 崇傳の二條城行幸記成る
 同 同 十年五月十九日 二條大番三十人に二百石加増
 す
 同 同 七月 茶室を本丸内に造る、小堀政
 一之を司る
 同 同 十一年六月 茶室竣工す
 同 同 七月十一日 家光入城し、十八日參内す
 同 同 同 廿一日 家光諸家を襲し、廿三日京町
 人に銀十二萬枚を頒つ
 同 同 閏七月九日 島津家久琉球使者を率ゐて登
 らる

らる

靈元天皇

同 八月五日 家光江戸に下る
 同 十二年五月廿三日 渡邊茂に代り保科正員安部信
 盛城番となる、交替の始めな
 り
 同 十七年三月六日 戊役に黒印及び下知狀を下す
 是年殿舎を九條家に移す

後光明天皇

承 應 元 年 殿舎二三を知恩院に移す
 同 二年四月十一日 番衆の舎より失火す

後西天皇

明曆三年正月廿五日 戊役大番小給者に足米を給す
 萬治三年七月六日 大風雨にて所々破損す
 同 九月十日 本多俊次に石垣修理助役を命
 ず
 寛文二年五月一日 大地震外廓各所破壊す
 同 同 廿八日 戸田氏信石壘修理助役を命ぜ

六、年 表

靈元天皇

寛 文 三 年 修理成る
 同 十二月六日 再び大地震にて各所破損す
 同 同 五年 正月 石垣修理成る
 同 同 五月十三日 三度地震にて各所破損す
 同 同 十一年三月廿四日 戊役番士の廩米を大津を廢し
 て二條城の米廩より支給す

東山天皇

元祿十四年六月一日 櫓に落雷す

桃園天皇

寛延三年八月廿六日 落雷して天守閣炎上す
 寶 曆 二 年 城中を營繕す
 同 六年十二年二十日 稻垣正武普請奉行となり修理
 す

七五

光格天皇

天明八年正月三十日 大火にて本丸殿舎櫓等類焼す

孝明天皇

文久三年三月四日 家茂上洛入城し七日参内す

同 同 十一日 賀茂行幸あり家茂供奉す

同 同 四月二十日 家茂攘夷の實行を奏聞し翌日出城攝海の防備を巡視し五月十一日歸城す

同 同 六月九日 家茂大阪をへて東下す

同 同 文久四年(元治元年)正月十五日 家茂入城す

同 同 五月七日 家茂大阪に向ふ

慶應元年閏五月廿三日 家茂征長の爲入城し翌日出京す

同 同 九月十五日 家茂大阪より上洛し廿三日出京す

同 同 十月四日 家茂伏見より入城し、十一月三日大阪に向ふ

慶應二年十二月五日 勅使参向、慶喜將軍宣下の儀あり

慶應三年十月十三日 慶喜大政奉還の草案を諸藩士に示す

同 同 十四日 慶喜大政奉還の表を上る

同 同 十二月十一日 譜代藩士等一萬人集る

同 同 十二月十二日 慶喜大阪に退く

明治元年正月五日 朝廷二條城を收めらる

同 同 廿七日 太政官代を九條家より移す

同 同 二月三日 明治天皇臨幸ありて征東の大號令を發し給ふ

同 同 閏四月廿一日 太政官代を宮中に移す

同 同 四年三月八日 京都府の管轄となる

同 同 六月廿六日 京都府廳を二の丸内に移す

同 同 五年六月三日 明治天皇行幸あらせらる

同 同 六年二月廿一日 陸軍省所管となる

同 同 十年正月卅一日 明治天皇行幸あらせらる

同 十七年七月廿八日 宮内省所管となり二條離宮と改稱せらる

同 十八年六月五日 京都府廳を上京第二十組藪内町に移す

同 十九年九月 大修理竣工す

同 二十三年十一月廿八日 世傳御料に編入せらる

同 二十六年 翌年五月にわたつて舊桂宮御殿を本丸内に移築せられ、本丸庭園(現在)を築造さる

同 二十九 年 本丸庭園を改造す

今上天皇

昭和十四年七月廿七日 世傳御料より解除仰せ出さる

同 同 十月廿五日 二條離宮を廢止あらせらる

同 同 十月廿五日 京都市に下賜あらせらる

同 同 十月廿八日 文部省より國寶に指定せらる

同 同 十一月三日 京都市拜受式を舉行す

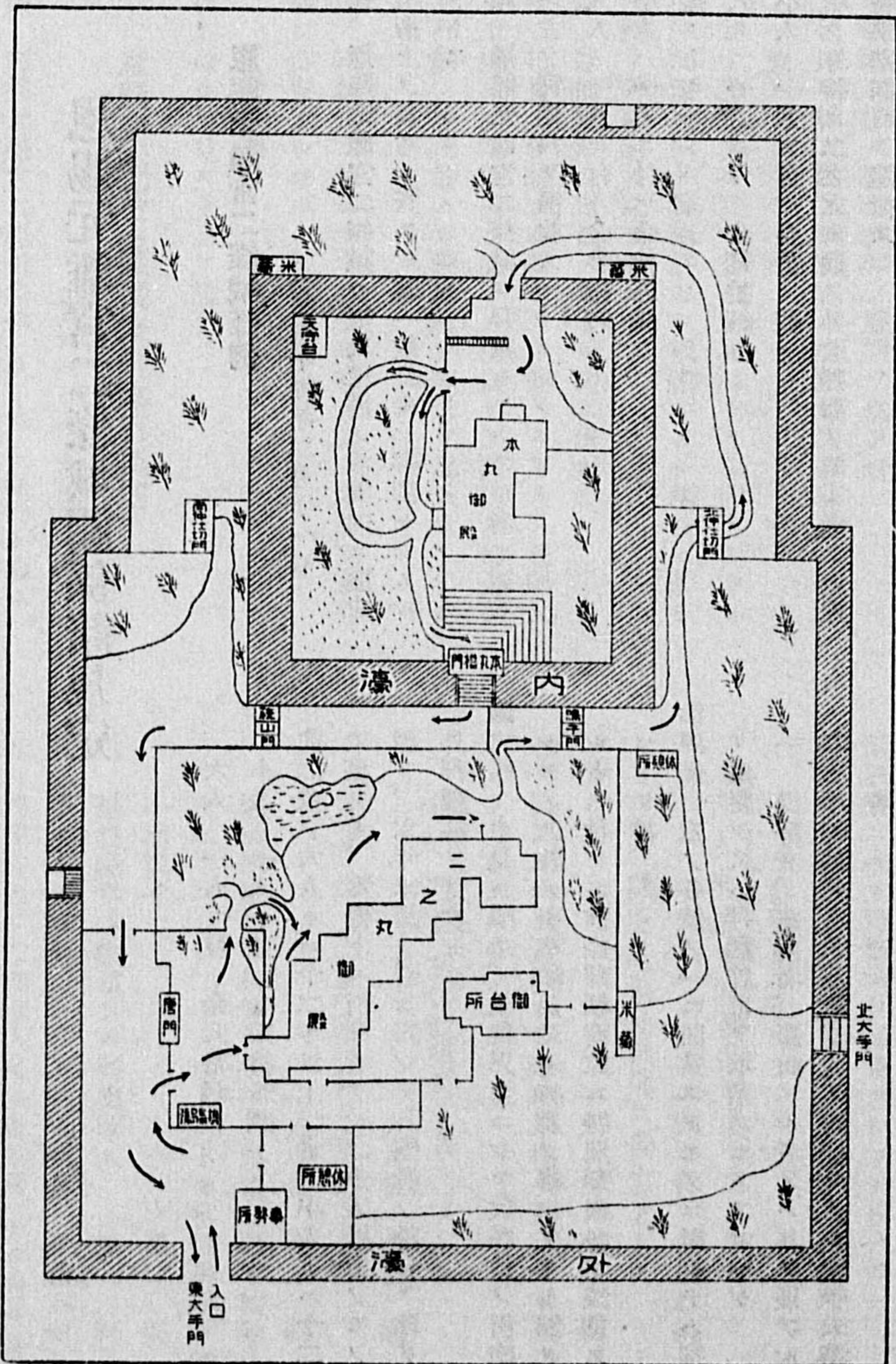
二條離宮行幸行啓

明治天皇 行幸
 明治二十年一月二十九日
 同 二十八年五月二十三日
 大正天皇 行幸
 大正四年十一月十六日、十七日（御即位式後大饗第一日及第二日）
 昭憲皇太后 行啓
 明治二十三年四月二十七日
 同 二十八年五月二十七日
 皇太后陛下 行啓
 昭和十二年六月二十二日

今上陛下 東宮の御時の行啓

大正二年三月二十九日より同四月三日まで御滯泊
 同 三年三月十八日、二十六日、二十七日御滯泊
 同 七月四日五日御滯泊
 同 四年四月十六日より同二十一日まで御滯泊
 同 十一月八日より同十一日まで御滯泊
 同 五年十二月十一日より同十三日まで御滯泊
 同 八年五月二十二日より同二十四日まで御滯泊
 同 九年三月二十三日、同十一月四日御滯泊
 同 十年二月二十三日、同二十四日御滯泊

恩賜元離宮二條城略圖



恩賜元離宮二條城略圖

恩賜元離宮二條城關係諸規定

恩賜元離宮二條城條例

(昭和十五年二月十一日)

第一條 恩賜元離宮二條城ハ國民精神ノ涵養並ニ歴史
上美術上ノ參考ニ資スル爲一般公衆ニ拜觀セシムル
モノトス

第二條 恩賜元離宮二條城ヲ拜觀セントスル者ニ對シ
テハ左ノ拜觀料ヲ徵收ス

大人 一人ニ付 金參拾錢

小人 一人ニ付 金拾五錢

團體ノトキハ

大人 一人ニ付 金貳拾錢

小人 一人ニ付 金拾 錢

前項ノ外特ニ二之丸御殿ノ昇殿拜觀ヲ望ム者ニハ左
ノ特別拜觀料ヲ追徵ス

大人 一人ニ付 金五拾錢
小人 一人ニ付 金貳拾五錢

前二項ノ大人トハ十二年以上ノ者、小人トハ十二年
未滿ノ者、團體トハ引率者アル二十人以上ノモノヲ
謂フ、六年未滿ノ者ニ對シテハ團體ノ場合ヲ除クノ
外拜觀料ヲ徵收セズ

第三條 市長ハ學生、生徒兒童ニシテ教職員ノ引率ス
ルモノ及其ノ引率教員又ハ特別ノ事由アリト認メタ
ル者ニ付テハ前條拜觀料並ニ特別拜觀料ヲ減免スル
コトヲ得

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ拜觀
ヲ拒絕シ又ハ拜觀許可ヲ取消スコトアルベシ

- 一 泥酔者、病弱者、惡疾アル者又ハ其ノ疑アル者
- 二 心神耗弱者又ハ保護者ノ同伴セザル六年未滿ノ
者

三 喧騒ニ涉リ又ハ異様ノ服裝ヲ爲ス者

四 城内取締ニ關スル規定ニ違反シ又ハ係員ノ指示
ニ從ハザルトキ

五 其ノ他市長ニ於テ管理上支障アリト認ムルトキ
前項ノ規定ニ依リ拜觀許可ヲ取消シタル場合ニ於テ
モ既納ノ拜觀料ハ之ヲ還付セズ

第五條 拜觀順路ハ市長ノ定ムル所ニ依ル

第六條 市長ハ管理上必要アリト認ムルトキハ恩賜元
離宮二條城ノ地域内ニ於ケル行爲ヲ制限若ハ禁止シ
又ハ拜觀ノ停止若ハ拜觀場所ノ制限ヲ爲スコトアル
ベシ

第七條 本條例ノ定ムルモノノ外管理並ニ本條例施行
ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

附則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

恩賜元離宮二條城條例施行細則

(昭和十五年二月十一日)

第一條 恩賜元離宮二條城條例(以下單ニ條例ト稱ス)

恩賜元離宮二條城關係諸規定

第三條ニ依リ拜觀料ヲ減免スルコト左ノ如シ

一 中等學校(青年學校ヲ含ム)以上ノ生徒又ハ學生
ニシテ教職員ノ引率スルモノ
二十人以上
百人未滿(引率教職員ヲ含ム)ノトキ

一人ニ付 金拾五錢

百人以上(引率教職員ヲ含ム)ノトキ
一人ニ付 金拾 錢

二 國民學校兒童又ハ盲聾啞學校生徒ニシテ教職員
ノ引率スルモノ
二十人以上
百人未滿(引率教職員ヲ含ム)ノトキ

一人ニ付 金拾 錢
百人以上(引率教職員ヲ含ム)ノトキ
一人ニ付 金五 錢

國民學校初等科第六學年ノ兒童(引率教職員ヲ
含ム)ニシテ二十人以上ノトキ當該學年ヲ通シ

一回限リ
無 料

三 傷痕徽章ヲ佩用スル傷痕軍人 無 料

四 現役下士官兵 一人ニ付 金拾五錢

五 現役軍人、在郷軍人又ハ青年團(引率者ヲ含ム)

恩賜元離宮二條城關係諸規定

- 二十人以上百人未満ノトキ 一人ニ付 金拾五錢
 - 百人以上ノトキ 一人ニ付 金拾錢
 - 六 幼稚園又ハ保育園ノ幼児ニシテ教職員ノ引率スルモノ
 - 二十人以上(引率教職員ヲ含ム)ノトキ 一人ニ付 金五錢
- 條例第三條中前項以外ノ減免ニ付テハ其ノ都度市長之ヲ定ム
- 第二條 恩賜元離宮二條城ノ地域内ニ於テハ左ノ事項ヲ禁止ス
- 一 樹木、土手及工作物ニ登攀シ又ハ濠、芝生地、柵内其ノ他立入禁止區域内ニ立入ルコト
 - 二 樹木、花卉ヲ折損シ果實土石ヲ採取シ又ハ芝生等ヲ損傷スルコト
 - 三 建物其ノ他ノ工作物ニ對シ落書其他汚損、毀損等ノ行爲ヲ爲スコト
 - 四 濫リニ諸建物及其ノ附屬物品ニ手ヲ觸ル、コト
 - 五 不潔行爲ヲ爲スコト

- 六 廣告類ヲ貼付若ハ掲出シ又ハ撒布スルコト
 - 七 物品ノ販賣又ハ陳列ヲ爲スコト
 - 八 魚鳥類ヲ殺傷シ又ハ捕獲スルコト
 - 九 其ノ他管理上支障アリト認ムル事項
- 第三條 前條ノ外門内ニ於テハ更ニ左ノ事項ヲ禁止ス
- 一 所定ノ場所以外ニ於テ飲食若ハ喫煙シ又ハ火氣ヲ弄スルコト
 - 二 發火、引火、爆發等ノ虞アルモノヲ携帯スルコト
 - 三 兇器其ノ他危險物ヲ携帯スルコト
 - 四 放歌、喧騒ノ行爲ヲ爲スコト
 - 五 許可ヲ受ケズシテ諸車ヲ乗入レ又ハ引入ルコト
 - 六 許可ヲ受ケズシテ寫生又ハ寫眞撮影ヲ爲スコト
 - 七 公共ノ儀禮ヲ破リ不敬卑猥ノ言動ヲ爲スコト
 - 八 御殿内ニ於テ毛筆又ハ萬年筆ヲ使用スルコト
 - 九 土塊、瓦礫、球等ヲ投グルコト
- 第四條 拜觀時間左ノ如シ但シ拜觀受付ハ午後三時限トス

自四月 至 十月 午前八時ヨリ午後四時迄
自十一月 至翌年三月 午前九時ヨリ午後四時迄

前項ノ時間ハ時宜ニ依リ之ヲ伸縮スルコトアルベシ

第五條 毎年十二月二十九日ヨリ同月三十一日迄及管理上必要アリト認ムルトキハ拜觀ヲ停止ス

雨、雪、強風其ノ他天候不良ノトキハ拜觀ヲ停止シ又ハ拜觀場所ヲ制限スルコトアルベシ

附 則

本細則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

恩賜元離宮二條城拜觀順序ニ關スル件

(昭和十五年二月十五日)

(一) (普通拜觀) 拜觀者ハ東大手門ヨリ參入、唐門脇穴門ニ入り塀重門ヨリ二之丸庭園ニ入り、本丸内濠前ヲ右折シ北鳴子門ヲ出テ、本丸内濠ニ沿ヒ北中仕切門ヲ通過シテ本丸出丸内郭ニ入り、本丸御殿御車寄前ニ到リ、本丸庭園ニ入り本丸櫓門ヲ出テ右折シテ桃山門ヲ通過シ塗籠塀ニ沿ヒテ塀重門ヲ經、唐

恩賜元離宮二條城關係諸規定

恩賜元離宮二條城維持資金規程

(昭和十五年二月十一日)

- 第一條 恩賜元離宮二條城維持ノ費途ニ充ツル爲恩賜元離宮二條城維持資金ヲ設置ス
- 第二條 本資金ハ左ノ收入ヲ以テ之ヲ積立ツルモノトス
- 一 本資金ヨリ生ズル收入
 - 二 指定寄附金
 - 三 歳入出豫算ヲ以テ定メタル編入金
 - 四 恩賜元離宮二條城ニ屬スル毎年度收支差引剩餘

門前ニ到リ東大手門ヨリ退出

(二) (特別拜觀) 東大手門ヨリ參入、唐門脇穴門ニ入り、二之丸御殿御車寄ヨリ昇殿シ、遠侍、式臺、大廣間、黒書院、白書院ヲ順次拜觀シテ脇玄關ヨリ退出シ、普通拜觀ノ順序ニ依テ拜觀退出

(三) 普通拜觀後更ニ二之丸御殿ヲ拜觀シタル者ハ、脇玄關前穴門ヲ出テ右塀重門ヲ通過シテ東大手門ヨリ退出

恩賜元離宮二條城關係諸規定

金

第三條 本資金ハ恩賜元離宮二條城ノ大修繕等ノ費途ニ充ツルノ外其ノ設備若ハ研究調査ノ費途ニ之ヲ支出スルコトヲ得

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

恩賜元離宮二條城評議員會規程

(昭和十五年二月十一日)

第一條 恩賜元離宮二條城ノ維持管理ニ關シ市長ノ諮問ニ應ジ重要事項ヲ審議スル爲評議員會ヲ置ク

第二條 評議員會ハ會長及評議員二十一人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ市長ヲ以テ之ニ充ツ

評議員中二人ハ助役ヲ以テ之ニ充テ其ノ他ノ評議員ハ學識經驗アル者ニ就キ市長之ヲ囑託ス

第四條 囑託ニ係ル評議員ノ任期ハ四年トス

評議員ニ缺員ヲ生ジタル場合ニ於テ市長必要ト認ムルトキハ之ガ補充ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於ケル任期

ハ前任者ノ殘任期間トス

第五條 評議員會ハ市長之ヲ招集ス

第六條 評議員會ハ評議員現在數ノ半數以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

第七條 評議員會ノ議事ハ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第八條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長トナリ議事ヲ整理ス

會長事故アルトキハ會長ノ指名シタル者其ノ職務ヲ代理ス

第九條 評議員ハ恩賜元離宮二條城ノ維持管理ニ關スル諸般ノ事項ニ付市長ニ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十條 評議員會ニ幹事若干人ヲ置ク市吏員ニ就キ市長之ヲ命ズ幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

第十一條 評議員會ニ書記若干人ヲ置ク市吏員ニ就キ市長之ヲ命ズ書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

恩賜元離宮二條城拜觀券及收入金ニ關スル規程

(昭和十五年二月十一日)

第一條 拜觀券ハ第一號乃至第七號様式ニ依ル但シ時宜ニヨリ變更スルコトアルベシ

第二條 拜觀券ハ財務部稅務課ニ於テ市役所印ヲ押捺シ會計課ニ於テ出納保管スベシ

第三條 所長拜觀券ノ交付ヲ受ケントスルトキハ第八號様式ノ要求書ヲ財務部稅務課ヲ經會計課ニ提出シ之ガ交付ヲ受クベシ

會計課ニ於テハ第九號様式ノ帳簿ヲ備ヘ拜觀券ノ出納ヲ整理スベシ

第四條 拜觀券ハ優待拜觀券ヲ除クノ外凡テ拜觀者入城ノ際改札ノ上其ノ一部ヲ切斷回收シ殘部ハ退城ノ際之ヲ回收スベシ

前項ニヨリ回收シタル拜觀券ハ毎日其ノ種類別ニ一括シ回收月日及數量ヲ表記シ之ヲ一月毎ニ取纏メ會計課ヘ送付スベシ

恩賜元離宮二條城關係諸規定

第五條 所長ハ第十號様式ノ日表ヲ作製シ翌日之ヲ會計課ヘ提出スベシ

第六條 恩賜元離宮二條城事務所ニ於テハ第十一號及第十二號様式ノ帳簿ヲ備ヘ拜觀券ノ出納及收納金等ヲ整理スベシ

第七條 所長ハ毎月第十三號様式ノ報告書ヲ作製シ第四條ニヨリ回收シタル拜觀券ト共ニ翌月五日迄ニ會計課ヘ提出スベシ

第八條 所長ニ於テ收納シタル拜觀料ハ京都市財務ニ關スル事務取扱手續ニ定ムル納付書ニ依リ毎日市役所内派出市金庫ニ拂込ムベシ但シ郵便局振替貯金ニ依リ京都市口座(特一番)ニ拂込ムコトヲ得

前項拂込期日ガ休日ナルトキハ順次之ヲ繰下ク

第九條 京都市財務ニ關スル事務取扱手續第六條ノ規定ハ拜觀料ノ報告ニ之ヲ適用セズ

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(様式略)

恩賜元離宮二條城事務所規程

- 第一條 恩賜元離宮二條城ヲ管理スル爲恩賜元離宮二條城事務所ヲ置ク
- 第二條 事務所ニ左ノ職員ヲ置ク
 - 一所長 一人
 - 一主事 一人
 - 一技師 若干人
 - 一書記 若干人
 - 一技手 若干人
 - 一守長 若干人
 - 一警守 若干人
- 前項ノ外囑託員其ノ他必要ナル附屬員ヲ置クコトヲ得
- 第三條 所長ハ市長ノ命ヲ承ケ所務ヲ總理シ所員ヲ指揮監督ス
- 第四條 主事ハ所長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理ス
- 第五條 書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務及會計ニ従事ス

- 第六條 技師及技手ハ所長ノ命ヲ承ケ建物、苑地ノ維持手入其ノ他技術ニ關スル事務ヲ處理ス
- 第七條 守長ハ上司ノ命ヲ承ケ警守ヲ指揮監督ス
- 第八條 警守ハ城内外ノ警戒ニ従事ス
- 第九條 職員以下(警守ヲ除ク)ノ執務時間及休日左ノ如シ但シ事務ノ狀況ニ因リ必要アルトキハ所定時間外及休日ト雖モ執務スベキモノトス
 - 一 執務時間
 - 四月一日ヨリ 午前八時ヨリ午後四時迄
 - 十月三十一日迄 午前八時ヨリ午後四時迄
 - 十一月一日ヨリ 午前九時ヨリ午後四時迄
 - 翌年三月三十一日迄 午前九時ヨリ午後四時迄
 - 一 休日
 - 十二月廿九日ヨリ 同月三十一日迄
- 警守ノ執務時間及休日ニ付テハ市長別ニ之ヲ定ム
- 職員以下(警守ヲ除ク)ニハ第一項ノ外事務ニ支障ナキ限り所長ノ定ムル所ニ依リ休日ヲ與フ
- 第十條 本規程ニ定メナキ事項ニ付テハ京都市役所處務規程ヲ準用ス

恩賜元離宮二條城拜觀券及收入金ニ關スル規程

(昭和十五年二月十一日)

- 第一條 拜觀券ハ第一號乃至第七號様式ニ依ル但シ時宜ニヨリ變更スルコトアルベシ
- 第二條 拜觀券ハ財務部稅務課ニ於テ市役所印ヲ押捺シ會計課ニ於テ出納保管スベシ
- 第三條 所長拜觀券ノ交付ヲ受ケントスルトキハ第八號様式ノ要求書ヲ財務部稅務課ヲ經會計課ニ提出シ之ヲ交付ヲ受クベシ
- 會計課ニ於テハ第九號様式ノ帳簿ヲ備ヘ拜觀券ノ出納ヲ整理スベシ
- 第四條 拜觀券ハ優待拜觀券ヲ除クノ外凡テ拜觀者入城ノ際改札ノ上其ノ一部ヲ切斷回收シ殘部ハ退城ノ際之ヲ回收スベシ
- 前項ニヨリ回收シタル拜觀券ハ毎日其ノ種類別ニ一括シ回收月日及數量ヲ表記シ之ヲ一月毎ニ取纏メ會計課ヘ送付スベシ

- 第五條 所長ハ第十號様式ノ日表ヲ作製シ翌日之ヲ會計課ヘ提出スベシ
- 第六條 恩賜元離宮二條城事務所ニ於テハ第十一號及第十二號様式ノ帳簿ヲ備ヘ拜觀券ノ出納及收納金等ヲ整理スベシ
- 第七條 所長ハ毎月第十三號様式ノ報告書ヲ作製シ第四條ニヨリ回收シタル拜觀券ト共ニ翌月五日迄ニ會計課ヘ提出スベシ
- 第八條 所長ニ於テ收納シタル拜觀料ハ京都市財務ニ關スル事務取扱手續ニ定ムル納付書ニ依リ毎翌日市役所内派出市金庫ニ拂込ムベシ但シ郵便局振替貯金ニ依リ京都市口座(特一番)ニ拂込ムコトヲ得
- 前項拂込期日ガ休日ナルトキハ順次之ヲ繰下グ
- 第九條 京都市財務ニ關スル事務取扱手續第六條ノ規定ハ拜觀料ノ報告ニ之ヲ適用セズ

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス (様式略)

附則

恩賜元離宮二條城事務所規程

第一條 恩賜元離宮二條城ヲ管理スル爲恩賜元離宮二條城事務所ヲ置ク

第二條 事務所ニ左ノ職員ヲ置ク

- 一所長 一人
- 一主事 一人
- 一技師 若干人
- 一書記 若干人
- 一技手 若干人
- 一守長 若干人
- 一警守 若干人

前項ノ外囑託員其ノ他必要ナル附屬員ヲ置クコトヲ得

第三條 所長ハ市長ノ命ヲ承ケ所務ヲ總理シ所員ヲ指揮監督ス

第四條 主事ハ所長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第五條 書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務及會計ニ従事ス

第六條 技師及技手ハ所長ノ命ヲ承ケ建物、苑地ノ維持手入其ノ他技術ニ關スル事務ヲ處理ス

第七條 守長ハ上司ノ命ヲ承ケ警守ヲ指揮監督ス

第八條 警守ハ城内外ノ警戒ニ従事ス

第九條 職員以下(警守ヲ除ク)ノ執務時間及休日左ノ如シ但シ事務ノ狀況ニ因リ必要アルトキハ所定時間外及休日ト雖モ執務スベキモノトス

- 一執務時間
- 四月一日ヨリ 午前八時ヨリ午後四時迄
- 十月三十一日迄 午前八時ヨリ午後四時迄
- 十一月一日ヨリ 午前九時ヨリ午後四時迄
- 翌年三月三十一日迄 午前九時ヨリ午後四時迄
- 一休日 十二月廿九日ヨリ 同月三十一日迄

警守ノ執務時間及休日ニ付テハ市長別ニ之ヲ定ム

職員以下(警守ヲ除ク)ニハ第一項ノ外事務ニ支障ナキ限り所長ノ定ムル所ニ依リ休日ヲ與フ

第十條 本規程ニ定メナキ事項ニ付テハ京都市役所處務規程ヲ準用ス

昭和十六年十二月二十日印刷
昭和十六年十二月二十五日發行

【非賣品】

編輯者兼
發行者

恩賜元離宮二條城事務所
代表者 勝田圭通

印刷所

京都市下京區西洞院通七條南

内外出版印刷株式會社

代表者 須磨勘兵衛

發行所

京都市中京區二條通
堀川西入二條城町

恩賜元離宮二條城事務所

917
140

917
140



終